

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前10時開議

（開 議）

第 1 一般質問

（散 会）

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (56人)

1 番	菊 地	公 平	2 番	佐 藤	栄 作
3 番	上 野	照 弘	4 番	吉 村	太 志
5 番	田 仲	常 郎	6 番	宮 崎	吉 輝
7 番	中 村	義 雄	8 番	鷹 木	研 一 郎
9 番	戸 町	武 弘	11 番	片 山	尹
12 番	村 上	幸 一	13 番	日 野	雄 二
14 番	吉 田	幸 正	15 番	西 田	一
16 番	田 中	元	17 番	金 子	秀 一
18 番	廣 田	信 也	19 番	立 山	幸 子
20 番	た か の	久 仁 子	21 番	小 松	み さ 子
22 番	富 土 川	厚 子	23 番	渡 辺	修 一
24 番	中 島	隆 治	25 番	松 岡	裕 一 郎
26 番	木 畑	広 宣	27 番	村 上	直 樹
28 番	成 重	正 丈	29 番	岡 本	義 之
30 番	三 宅	ま ゆ み	31 番	森 本	由 美
32 番	大 久 保	無 我	33 番	小 宮	け い 子
34 番	森	結 実 子	35 番	泉	日 出 夫
36 番	中 村	じゅん 子	37 番	山 崎	英 樹
38 番	山 田	大 輔	39 番	宇 都 宮	亮
40 番	永 井	佑	41 番	伊 藤	淳 一
42 番	宇 土	浩 一 郎	43 番	高 橋	都
44 番	山 内	涼 成	45 番	荒 川	徹
46 番	大 石	正 信	47 番	伊 崎	大 義
48 番	本 田	一 郎	49 番	奥 村	直 樹
50 番	小 金 丸	かず よ し	51 番	小 宮	良 彦
52 番	井 上	し ん ご	53 番	柳 井	誠
54 番	村 上	さ と こ	55 番	松 尾	和 也
56 番	有 田	絵 里	57 番	井 上	純 子

欠席議員 (1人)

10 番	香 月 耕 治
------	---------

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	岩 佐 健 史	危 機 管 理 監	山 下 耕太郎
技術監理局長	石 川 達 郎	政 策 局 長	遠 坂 佳 将
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財政・変革局長	武 田 信 一
保健福祉局長	小笠原 圭 子	子ども家庭局長	中原田 香 織
環 境 局 長	木 下 孝 則	産業経済局長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	池 永 紳 也	都市戦略局長	小 野 勝 也
都市整備局長	南 孝 昌	港湾空港局長	倉 富 樹一郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上下水道局長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	中 島 尚	公営競技局長	宮 金 満
教 育 局 長	太 田 清 治	行政委員会 事 務 局 長	武 藤 朋 美

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
議 事 課 長	松 尾 康 彦		ほか関係職員

午前10時00分開議

○副議長（村上直樹君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。53番 柳井議員。

○53番（柳井誠君）皆さんおはようございます。緑の風、柳井誠でございます。会派を代表して一般質問を行います。傍聴においでの方皆さん、そして中継を御覧の方皆さん、感謝申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

初めに、ニセ電話詐欺被害防止対策について伺います。

全国でニセ電話詐欺の被害が増加する中、北九州市においても、オレオレ詐欺、還付金詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺などの被害が深刻になっています。特に小倉南区で認知された被害に限っても、令和7年に123件、前年より51件増加で、被害金額は福岡県内の自治体・行政区で最も多い14億3,000万円、前年より11億6,500万円増加という深刻な状況です。

先月22日、被害の撲滅に向けた小倉南警察署・小倉南区役所特殊詐欺対策合同チーム主催の緊急総決起集会が開催され、参加した市民約400人が、巧妙化する詐欺の犯行手口や防止策を学び、防犯の決意を固めました。

昨年の6月議会でもニセ電話詐欺被害についての議論が行われました。その際、市長は県警察と最新の犯行手口に関する情報共有を密に行うとともに、高齢者を含む市民への注意喚起として、詐欺被害の具体的な事例と対処法を市政だよりへ掲載することやテレビのdボタン広報を活用した啓発を実施すること、また、市立の小・中・高、特別支援学校の職員、児童生徒及び保護者向けの啓発チラシの配布、市のホームページや公式SNSでの被害防止対策の周知、商業施設などでの街頭啓発などの取組を組み合わせる実施すること、さらに、高齢者を対象として、1つ目に警告・録音機能付電話機の購入助成、2つ目に年長者研修大学校やシルバー人材センターなどでの出前講座、3つ目に高齢者福祉関連団体の会合における詐欺被害防止講演などを実施していると答弁されました。

しかし、令和7年の被害の広がり、小倉南区だけではなく、パネルを準備いたしました。こちらが被害金額、こちらが被害件数でございます。人口が多い行政区の所管の警察署で、小倉南だけではなく、八幡西、折尾管区の被害が著しくなっております。深刻です。

私が市民センターを回り、職員からの状況を伺ったところ、各センターとも啓発ポスターを掲示し、クラブ代表者会議などの場では警察官による説明も行われていました。

しかし、センターにおける国際電話利用休止措置のサポート事例は少なく、カウンターに配置されているチラシの数も、多い施設で僅か20～30枚程度という状況でした。

各センターだよりには共通の囲み記事が掲載されていますが、現場からは、できれば全戸配布のチラシや市政だよりでの目立つ広報を繰り返してほしいと、切実な要望をいただきました。

た。

また、あるまちづくり協議会の会長からは、決起集会だけでは情報は広がらない、さらなる取組の工夫が必要だとの御意見もいただいております。

そこで、本市の対策について3点伺います。

1点目に、本市で被害が増加する中、市長が昨年の6月議会で説明された対策について、この1年間の進捗状況とその効果をどのように評価しているのか伺います。

2点目に、市政だよりの小倉南区版にて、4月、5月各月1回ずつニセ電話詐欺の囲み記事が載りました。しかし、特集記事は最後に令和5年3月号に掲載されて以来、3年がたっています。市民全体に広く周知するためにも、市政だよりの特集など、様々な媒体を使った周知を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

3点目に、市民参加の取組についてです。先日の決起集会では、民間の事業所の窓口職員が被害を食い止めた実例が幾つも紹介されました。これらを踏まえると、詐欺被害防止への市民の参加が重要だと考えます。

堺市では、警察が実施する特殊詐欺被害防止講習を受講した事業者を特殊詐欺被害防止協力事業者として認定するなど、事業者の業務の範囲内でニセ電話詐欺の被害防止活動を図っています。

大阪府吹田市のある郵便局では、全ての営業車と営業バイク合計数百台にニセ電話詐欺警戒を呼びかけるステッカーを貼り、市内をくまなく警戒しているとのことでした。

また、大阪府では、ストップATMでの携帯電話運動として、ATM利用時は携帯電話で通話しない、通話している高齢者を見かけたら声をかけて通話をやめさせることを定着させる市民運動を進めています。

本市でも、他都市における市民参加の先進例に学び、取り入れる必要があるのではないのでしょうか。本市の見解を伺うとともに、今後検討されている市民参加の新たな取組の方向性についてお示しください。

次に、今後の児童館の在り方について伺います。

令和7年3月の本市の経営分析・事業分析報告書において、児童館のうち、放課後児童クラブを行う28館の児童館内放課後児童クラブを小学校に移設し、残った児童館の用途廃止を検討する方向が示されました。

現在、本市の児童館はおおむね2中学校区に1館設置されており、施設の老朽化が進み、維持管理費が増大しています。

児童館は、児童福祉法に基づき整備された地域における児童健全育成のための施設であり、不登校ぎみの子供を含めた子供の居場所としても維持することが必要だと考えます。

令和7年度は、市の提案について、児童館の館長や放課後児童クラブ運営委員会との意見交換、児童館内放課後児童クラブ利用者へのヒアリングやアンケート調査が行われました。その

内容と結果をどのように受け止めているのか、見解を伺います。

あわせて、今後の児童館についてどのように考えているのか、見解を伺います。

最後に、直営保育所の整備について伺います。

本市の直営保育所は施設の老朽化が著しく、全13の施設のうち、11施設が築40年を超えています。早期の建て替えが必要であり、現在市においても検討が進められているところです。

また、既に建て替えた1保育所と改修した3保育所以外は、集団保育可能な医療的ケア児の入所を想定した設備が整っていない課題もあります。

こうした状況の中、先日小倉南区の市立貫保育所を視察いたしました。議場配付の資料、お手元の配付のとおり、同園では不用となった旧ボイラー室が九州ポリテクカレッジの学生の皆様の御協力により、すばらしい多目的室へとリノベーションされております。約400万円という費用で改修されたこの空間は、園児への読み聞かせや保護者面談など、幅広く活用されており、必要に応じて医療的ケア児の受入れにも対応可能とのことでした。

そこで、こうしたボイラー室のリノベーションを他の直営保育所においても進めてはどうかと考えますが、今後の見通しを伺います。

また、本市の直営保育所は、他の政令指定都市と比較してＩＣＴ導入が遅れており、ようやく令和7年度3か所の整備、さらに令和8年度予算においても3か所の整備費用が計上されています。1施設当たり約300万円の予算で保護者との連絡、園児の登退園管理、さらには、保育日誌やカリキュラムなどの記録作成をデジタル化するシステムが導入可能となります。

先日視察いたしました今町保育所の所長も、導入の効果を高く評価されていました。

そこで、費用対効果の観点を踏まえて、令和7年度からの導入によって期待される業務の効率化と保育の質の向上、そして保護者、園児の利便性向上について、市としてどのように評価しているのか、また、今後残りの直営保育所のＩＣＴ導入について見通しを伺います。

以上で最初の質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君） 市長。

○市長（武内和久君） 皆さんおはようございます。柳井先生、在職25年ということでおめでとうございます。

大項目3つ目の直営保育所の整備につきましてのうち、ボイラー室のリノベーションについてお尋ねございました。

保育施設は、子供たちの生涯にわたる人格形成の基礎を形づくる重要な役割を担っています。直営保育所におきましても、医療的ケア児の受入れなど、多様化する保育ニーズに対応し、質の高い保育サービスを提供していく必要があると考えております。

議員御紹介の貫保育所の取組は、配慮を要する子供が落ち着ける空間や保護者との面談スペースの確保が課題であったことから、小倉南区役所がコーディネート役となり、学生と地元企業をつなぐ産学官連携の協働事業として旧ボイラー室を多目的ルームとして再生させたもので

ございます。

具体的には、九州ポリテクカレッジの建築科の学生が、改修のコンセプトや設計プランを提案し、地元企業が学生へ技術的な指導を行いながら、保育現場の課題解決に取り組んだものでございます。

また、北九州市産木材であるK i T A Q WOODを公共施設の建築部材として初めて活用した地産地消の取組としても意義ある事例と考えております。

改修後の多目的ルームは、木のぬくもりのある安心できるスペースとなっており、絵本の読み聞かせや子供が落ち着いて過ごせる場所、保護者との面談など、幅広いニーズに合わせて有効に活用されております。

また、子供や職員などから、木の匂いが心地よく、きれいでうれしい、面談の際、よりプライバシーに配慮できる、雨の日も子供が体を動かす遊びができるなどの声をいただいております、みんながうれしい保育空間を実現したと考えております。

今回のケースは、学生や地元企業など様々な方と一緒にあって課題解決に取り組んだ好事例として注目をしており、私も市役所内部で広く紹介しているところでございます。

今後は、こうした取組をさらに周知することにより、それぞれの保育所の課題に応じ、学生や企業など多様な主体の力も借りつつ、課題の解決策について検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、こどもまんなかc i t yの実現に向けましては、子供や保護者の皆様、保育現場の皆様のニーズを丁寧に把握をし、誰もが安心して子供を産み育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）ニセ電話詐欺被害防止対策についての御質問に順次お答えいたします。

初めに、本市で被害が増加する中、市長が昨年6月議会で説明された対策について、この1年の進捗状況とその効果をどのように評価しているのかとの質問に御答弁いたします。

ニセ電話詐欺は、市民が築き上げてきた大切な財産と平穏な生活を根底から脅かす極めて卑劣かつ重大な犯罪であります。安らぐ町の実現に良好な治安は不可欠であり、拡大する被害の前に、ニセ電話詐欺の抑制対策は最優先で取り組むべき課題として重く受け止めております。

このため、県警察においても非常に強い危機感を持っており、警察と行政が強固に連携し、取組を進めていくことが重要であると考えております。

北九州市としては、これまでも行政側の活動として、周知や注意喚起などに取り組んできたところでございます。

具体的には、市政だよりやテレビのdボタン広報誌、出前講座等の啓発活動に加え、詐欺被害防止機能付電話機の購入助成などを行っております。

他方、現在全国的に被害が急増しており、北九州市内の警察署管内、中間市、遠賀郡を含みますにおける令和7年の被害状況は、認知件数が561件、前年比47.2%増、被害総額は約44億円、同144%増に達しております。

こうしたことを踏まえ、警察と行政が連携した防止対策の加速強化を図るため、本年5月13日に、市長や副市長、7区長、市警察部長、市内全警察署長が一堂に会し、合同対策会議を開催いたしました。

会議では、市民の財産を守り抜く不退転の決意を共有し、被害の約6割が国際電話経由である実態を踏まえた具体的施策を決定したところでございます。

この決定を受け、今後は各区を主体に区役所と警察署が協働して全区一斉キャンペーンを実施するほか、警察署や区役所、市民センター等において、ニセ電話詐欺の防止効果が高い国際電話利用休止のサポート活動を行うなど、双方が一丸となって取り組むこととしております。

また、日々巧妙化、多様化するニセ電話詐欺の手口の変化に応じた実効性のある対策を、タイムリーかつ継続的に講じていきたいと考えております。

これらの取組は、ニセ電話詐欺への認知の広まりや市民の防犯意識の向上に寄与していると認識しております。

他方、最近ではSNS型投資・ロマンス詐欺やニセ警察詐欺など、詐欺の手口は年々巧妙化、多様化の一途をたどり、被害は幅広い世代に波及するなど、詐欺の態様は変化しているところでありますが、警察と行政が連携し、市民一人一人の意識を醸成し、粘り強く取組を続けることが極めて重要であると考えております。

いずれにしましても、市民の財産と尊厳を守り抜くため、関係機関としっかりと連携して市民の皆様が安全・安心を実感できる町をつくり上げるため、全力でまい進してまいります。

続きまして、市政だよりの特集など、様々な媒体を使った周知を検討すべき、また、本市でも他都市における市民参加の先進例に学び、取り入れる必要性の見解並びに今後検討している市民参加の新たな取組の方向性についてとの御質問にまとめて御答弁いたします。

ニセ電話詐欺の被害から市民を守る抜本的な対策として、最新の犯行手口を周知する広報啓発と地域社会で異変を察知する市民参画の2つが極めて重要であります。行政、警察、そして市民が一体となり、幾重にも防護柵を巡らせる多層的な防犯体制の構築こそが不可欠であると認識しております。

福岡県及び県警察においては、平成27年より金融機関や地域団体が緊密に協働し、詐欺の兆候を捉えるニセ電話気づかせ隊を補足させております。令和7年12月末現在で1万2,185団体、36万9,725名が参加しております。

その活動は、携帯電話で通話しながらATMを操作する高齢者などを見かけた際の声かけや被害を未然に防止した際の表彰制度など、市民の自発的な防犯行動を促す先駆的な取組が広く県内全域で展開されており、北九州市もこの取組に参画しております。

北九州市では、これまでに区役所や商業施設、駅などでニセ電話詐欺の注意喚起を行うチラシの配布を行っております。

また、学生や市民の感性を生かし、北九州市立大学の演劇研究会と寸劇動画を制作、まちづくり団体、商店街の方などで構成される市民合唱団との特殊詐欺防止ソングの制作など、より心に響く独自の啓発活動を展開しております。

さらに、市政だよりのトピックス等の紙面を通じて最新の手口を定期的に発信しており、来る7月1日号でも啓発記事を掲載する予定でございます。

先般の合同対策会議を契機に、小倉南区では、警察署と区役所が強固なタッグを組み、自治会などの地域団体や金融機関、企業などと連携して、5月22日に特殊詐欺撲滅の決起集会を行ったところでございます。

これに加え、国際電話の利用休止申込みのサポートを区役所の特設窓口や区内全市民センターで行うほか、戸別訪問を行う保健師等の職員でも行うなどの取組を始めております。

こうした区の取組を市全体として共有、活用し、市民参画の機運を醸成していきたいと考えております。

今後は、他都市の事例を参考にしながら、行政主導の枠組みのみならず、県警察、市民、事業者、地域団体等の皆様が一丸となり、全員が地域の守り手として能動的に関わる取組を進めることが不可欠であります。

このため、例えば金融機関等における水際対策の徹底はもとより、地域全体で高齢者を温かく見守り、日常の対話の中で注意を喚起し合える声かけの絆をより強くしていくことが重要であると考えております。

詐欺の根絶には、社会全体が断じて許さないという不退転の意志を持ち、互いに連帯する体制が不可欠であります。引き続き警察や地域との結びつきをより深め、市民の英知と行動力を結集し、市民の皆様が安心して北九州市に住み続けていただけるよう、安らぐ町の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（中原田香織君） 残り2つの質問に順次御答弁申し上げます。

まずは、大項目2、児童館について、児童館館長等との意見交換及び利用者へのアンケート結果をどのように受け止めているか、今後の児童館の在り方についてどのように考えているのか見解を伺うという御質問に御答弁申し上げます。

児童館は、遊びや創作活動、交流を通じて子供の健全な育成を図ることを目的とする施設であり、北九州市ではおおむね2中学校区に1か所整備しており、現在39館ございます。このうち26館では放課後児童クラブを実施しております。

児童館内で実施している放課後児童クラブの中には、小学校から離れているクラブも多く、学校から児童館まで移動する間に交通量の多い道があるなど、保護者が不安に感じることも多

いと伺っております。

そのため、児童の安全性の観点から、学校の敷地内に放課後児童クラブを設置できないかとの要望が寄せられており、児童館の在り方とは別に、北九州市としても長年課題と捉えていたところでございます。

こうした課題を解決するため、令和6年度市政変革における経営分析を行う中で、児童の安全・安心を最優先とする考えの下、児童館内の放課後児童クラブについては、段階的に学校敷地内へ移転させるとともに、児童館の今後の在り方についても検討することといたしました。

検討を進めるに当たっては、児童館の館長会議において、3回にわたり丁寧に説明を行っております。児童館の館長からは、クラブ移転後の児童館について、児童の健全育成という本来の設置目的に沿った運営を求める御意見等をいただいております。

また、利用者及び事業を運営する地域の方々へのアンケート調査では、学校から児童館へ移動する際の安全面から、移転を歓迎する声上がる一方で、子供たちが現在の指導員や環境になじんでいることから、移転に慎重な意見も寄せられております。

今後は、これらの意見を真摯に受け止め、まずは既に学校敷地内にクラブが移転した児童館の利用実態を把握することとしており、その上で利用者や地域の方々の声を丁寧に聞きながら、各児童館を今後どう運営、活用していくかについて検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、大項目3、直営保育所の整備につきまして、費用対効果の観点を踏まえ、ICT導入における業務効率化と保育の質の向上、保護者、園児の利便性向上をどう評価しているのか、また、残りの直営保育所における導入の見通しについて御答弁申し上げます。

子育て世帯が安心して子供を産み育てることができる環境を整えるためには、多様化するニーズに柔軟に対応していく必要がございます。

中でも、保育ICTシステムの導入は、保護者の利便性を向上させるとともに、保育士の負担軽減にもつながり、よりきめ細やかな保育を行うための環境づくりに資する重要な取組であると認識しております。

先行導入いたしました保育所の保護者アンケートでは、スマートフォンアプリにより保育所からの通知や連絡の確認が容易になった、自分の都合のよいタイミングで欠席連絡ができるようになったなど、高い利便性を実感しているとお声をいただいております。

保育現場においても、登退園管理や保護者連絡のシステム化により、朝の忙しい時間帯の電話対応が減少するなど、具体的な事務負担の軽減につながっております。

こうした業務の効率化は、保育士がこれまで以上に子供お一人お一人と向き合う時間の確保につながり、保育の質の向上に寄与するものと考えております。

今後のシステム導入に当たりましては、各施設の構造や規模に応じた通信環境の構築などが必要となることから、先行導入した保育所の運用上の改善点を整理しながら、全ての直営保育

所への導入に向けて努力してまいりたいと考えております。答弁は以上で全てでございます。

○副議長（村上直樹君）53番 柳井議員。

○53番（柳井誠君）御丁寧な答弁ありがとうございました。

残り1分ちょっとですが、質問と要望をしたいと思います。

被害防止対策の決意のほどは、市の答弁からよく分かりました。私も小倉南決起集会に参加して、同じ決意を固めたところです。

それで、最初の質問で取り上げた市民への広報の市政だより特集が3年間出ておらず、確かにコラムなどでは出ておりますけども、ぜひ最近の被害防止の実例を踏まえた分かりやすい特集記事を求めたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（村上直樹君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）ニセ電話詐欺被害の防止に市民への周知啓発というのは非常に重要だと考えてございます。

市政だよりにつきましても、直近では7月1日号での啓発記事、それから7月15日号での詐欺被害防止機能付電話機の購入助成の掲載を予定しております。

今後とも関係部署とも協議しながら啓発に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）53番 柳井議員。

○53番（柳井誠君）重ねて特集記事も行うことを要望しておきます。

最後に、もう時間がありませんので、児童館の今後の在り方について、私は突然経営分析・事業分析方針の中で移転の後廃止の方針を出したのは、不適切な提案方法であったと思います。

現在は話を継続するということではありますが、児童館ガイドラインも国から改正されておりますので……。

○副議長（村上直樹君）柳井議員、時間がなくなりましたので。

○53番（柳井誠君）ぜひそれも参考に議論を充実させてほしいと。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）皆さんおはようございます。市民とともに北九州の小宮けい子です。本日傍聴にお越しいただいた皆さん、本当にありがとうございます。

では、質問に入ります。

まず、一人一人に寄り添った特別支援教育についてお伺いします。

本市では、児童生徒数が減少する一方で、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。

この中には、小学校では特別支援学級に在籍していたものの、校区の中学校に特別支援学級が設置されていないため、進学を機に通常学級に在籍することとなった生徒も含まれていま

す。

このようなケースでは、小学校時代には少人数の学級編制の下で教員の目が行き届きやすい環境の中で自分のペースで学習や活動に取り組むことができていたにもかかわらず、中学校進学によりその環境が一変し、不安や困難を抱える生徒も少なくありません。

こうした生徒に対して、通常学級に在籍しながらも特別支援教育支援員の配置など、その実態に応じたきめ細やかな支援を行うことが不可欠です。

そこで、お伺いします。

本市として特別支援学級が設置されていない中学校において、このような生徒に対する通常学級での支援の状況と今後の方針をお聞かせください。

次に、就学相談を経て通常学級で学んでいる児童が、その後の状況の変化により通常学級で学ぶことが困難になった場合の対応についてお伺いします。

現在、本市の就学相談は、小学校・中学校入学前の相談を優先しており、その相談件数も増加傾向にあります。

そのため、年度途中の新たな相談については、実際に面談等の相談に至るまでに相当の時間を要し、その間学校に行けない状態が長期にわたって続いてしまう事例も見られます。

就学相談は、就学先の決定だけでなく、その後の学びの場の見直しにも重要な役割を果たす機能であり、子供の学びを止めないためには、就学前の相談を確保しつつ、年度途中の相談にもより機動的に対応できる体制が求められていると考えます。

全国的にも就学相談の相談件数の増加に対し、検査者や専任の相談員などの専門職が不足していることが指摘されています。

そこで、北九州市として現在の就学相談の相談件数に対して、相談員の人員体制をどのように評価しているのか、また、入学前の就学相談と並行して在校中の年度途中の就学相談にも速やかに対応できるよう、相談員の増員や相談体制の拡充等についてどのように取り組むのか、見解をお伺いいたします。

次に、多様性を認め合うまちづくりについてお伺いします。

性的マイノリティー、LGBTQの人権について、令和7年9月に行った人権問題に関する市民意識調査の結果を踏まえてお伺いします。

本市では、人権行政を一層推進するための基礎資料とすることを目的として、5年ごとに人権問題に関する市民意識調査を実施しています。

この調査で、性的マイノリティーの人権が尊重されていないと思うことに対して、3番目に多い18.8%の方が回答したのが、同性のパートナーが家族と同様の扱いを受けられない場合があること、住居や医療、保険などでした。

この課題を解決する取組の一つが、北九州市パートナーシップ宣誓制度です。この制度は、性的マイノリティーである方たちが、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に

協力し合う関係であることを宣誓するもので、法的に婚姻と同等の効果はありませんが、行政が2人の意思を確認し、パートナーとして関係性を公に認める制度です。

なお、パートナーシップ宣誓書受領証には、子供の名前を記載することも可能となっています。

今回改めて制度を説明したのは、市民意識調査において、パートナーシップ宣誓制度を知っていますかという設問に対して、知っているが8.4%、制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかったが24.7%、制度名は聞いたことがあるが、内容は知らないが14.4%、知らないが50.9%という結果だったからです。

制度が知られていなければ、家族と同等の扱いを受けられないという不安が解消されないのも当然です。

現在、本市では宣誓書受領証を活用できる行政サービスや福岡県との連携によって民間事業者から受けられるサービスが増加しています。

こうした取組が広く周知されることで、多様性を認め合うまちづくりが推進され、性的マイノリティーに対する理解不足や誤解、偏見の解消にもつながると考えます。

そこで、本制度の周知について、これまでどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

次に、令和5年3月に同様の質問をした際、市長からは、民間企業等においては、従業員のパートナーを配偶者とみなして福利厚生を適用することや、顧客向けの携帯電話の家族割などをパートナーにも適用する取組が広がってきている、まずは北九州市人権問題啓発推進協議会を通じて民間企業等の取組事例の把握などを行う、今後広報や研修会等を通じてパートナーシップ宣誓制度とともに、民間企業等の取組を後押しし、制度の充実に努めていきたい旨の答弁がありました。

また、性的マイノリティーの人権を守るために必要だと思うことの設問では、学校における教育を推進するが37.3%、企業等において働きやすい職場環境や福利厚生の充実等を進めるが28.4%という結果となっていました。

そこで、市内の民間企業等における職場環境づくりや福利厚生の充実を含め、利用可能なサービスの拡充などの取組の現状についてお聞かせください。

3点目に、学校における性的マイノリティーの人権教育についてお伺いします。

正しい理解を広げるためには、学校教育の役割が重要です。

また、性的マイノリティーについて学ぶことは、全ての子供が多様な価値観を理解し、他者を尊重する姿勢にもつながり、誰もが安心して学べる学校づくりに寄与するものと考えます。

そこで、小・中学校における性的マイノリティーに関する人権教育の取組状況についてお伺いします。

これで私の第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目2つ目、多様性を認め合うまちづくりについて、パートナーシップ宣誓制度の周知についてというお尋ねがございました。

性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる環境を整えることは、個人の尊厳を守るだけでなく、地域における多様な人材の活躍や安心して暮らせる活力ある社会の実現につながるものでございます。

国において令和5年にLGBT理解増進法が施行され、性的指向や性自認の多様性への理解促進と誰もが尊重される社会の実現に向けた取組が進められています。

パートナーシップ宣誓制度は、このような社会の実現を目指す中で、お互いをパートナーとして支え合う関係を尊重するとともに、性的マイノリティーの方への社会的理解の促進や日常生活での不利益を軽減することを目的に導入された制度であります。

北九州市では、令和元年より制度を開始し、これまでホームページでの紹介や市政だよりへの掲載をはじめ、企業や公共施設へのリーフレット設置、出前講演など周知啓発に取り組み、令和8年5月末時点で70組の方々がこの宣誓制度を利用しておられます。

実際に宣誓を行う際には、市の職員が立ち会っておりますが、職員からは交際記念日に合わせて来所する方や、宣誓後に北九州市の人権啓発キャラクターのモモマルくんと一緒に記念撮影をする方など、それぞれの思いを込めた宣誓が行われていると伺っております。

一方で、昨年9月に実施した人権問題に関する市民意識調査によりますと、半数の方がパートナーシップ宣誓制度を知らないと回答されており、一層の周知啓発に取り組む必要があると認識をしております。

このため、今年度はより多くの方に制度を知っていただくため、とりわけ将来のことを真剣に考え始める若年層に向けまして、ショート動画等を活用したSNS広告や市内の大学へのリーフレット配布等にも取り組むこととしてございます。

今後も引き続き互いに多様性を認め合い、誰もが尊厳を持って自分らしく暮らし、活躍できる社会の実現に向けて着実に進んでまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）全部で3つの質問をいただいております。

まず、大項目1つ目の一人一人に寄り添った特別支援教育について2つの質問をいただいておりますので、順次お答えいたしたいと思っております。

1つ目ですけれども、特別支援学級が設置されていない中学校の通常学級における支援状況と今後の方針についてでございますが、特別支援教育は障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うものでございます。

議員御指摘のように、中学校への進学を機に通常の学級に在籍することになった生徒は、4つの中学校に4人おります。これらの学校では、保護者の同意を得て、小学校から各生徒の個別の教育支援計画を引き継ぎ、全教職員で共有した上で、担任だけでなく、教科担当や学年主任などの教員も当該生徒への声かけや見守り、学習指導の補助等を必要に応じて行う、当該生徒が日々の学校生活を送る中で、また、学校行事に参加するに当たって感じる不安を解消できるよう、校内の特別支援教育の推進を担う教員である特別支援教育コーディネーターが中心となりまして個別の支援を行うなど、学校全体で一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行っております。

また、北九州市では、支援を必要とする生徒の人数やその程度、校内の支援体制などを総合的に勘案し、必要な学校に対して特別支援教育学習支援員を1名配置し、読み取りが苦手な生徒に対して、黒板の文字を読み上げたり教材に振り仮名を振ったりするなどのより効果的な支援を行っております。

現在、北九州市の中学校では、特別支援教育学習支援員を14人配置しております。前年度比に比べ4人の増となっております。

今後も御指摘のケースがある学校も含めまして各学校の状況を丁寧に把握し、必要な配置を進めていきたいと考えております。

中学校入学に伴う環境の変化に対し、様々な役割を担う教職員が1つのチームとなって支援を行うことで、生徒一人一人に寄り添った特別支援教育を進めてまいります。

次に、現在の就学相談の件数に対して、相談の人員体制をどのように評価しているのか、また、年度途中の相談にも速やかに対応できるよう、相談員の増員等にどのように取り組むのかについてでございますが、就学相談は特別な支援を要する児童生徒の就学先について、専門家の意見も踏まえながら保護者との面談を行うものであり、その面談内容に基づき一人一人に応じた適切な学びの場を決定しております。

北九州市では、特別支援教育相談センター、以下センターと申し上げますが、に元校長等の教育関係者や公認心理師、言語聴覚士等のスタッフを配置し、丁寧な就学相談を行っております。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、就学相談の件数も増加傾向にあり、令和5年度以降、毎年1,500件を超えております。

こうした状況に対応するため、今後相談体制の充実は必要と考えております。

このため、新たな取組として、センター統括の下、就学相談の一部を学校が担う校内就学相談を令和6年度から開始し、センターの研修を受講した教員が相談員となって面談や検査を実施しております。

一方、センターでは、各学校にその実施方法や保護者説明に関する助言などを行うとともに、医療的な判断を要するケース等、様々な就学相談に対応することとしております。

校内就学相談を実施した学校からは、通い慣れた学校で相談を行うことで児童や生徒の安心や負担の軽減につながり、より円滑な対応ができたとの声を聞いております。

そのため、校内就学相談を実施する学校を増やすなど、相談体制の拡充に取り組むこととしております。

なお、年度途中での転籍は、受入先の学級編制や教職員の配置、他の児童生徒への影響などの課題があり、どのような対応ができるか個別に検討していきたいと考えております。

今後もセンターと学校がそれぞれの強みを生かして就学相談を実施することにより、一人一人に応じた学びの場の提供につなげてまいりたいと考えております。

次に、大項目3つ目、多様性を認め合うまちづくりについて、小・中学校における性的マイノリティーに関する人権教育の取組状況についてお答えいたします。

学校教育において、児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、性的マイノリティーを含む多様な人々と共生していく力を育むことが大切でございます。

このため、北九州市の小・中学校においては、人権教育の観点から、児童生徒が性の多様性について発達段階に応じて学ぶことができるようにしております。

具体的には、平成28年度から北九州市独自の人権教育教材である新版いのちを活用しております。

例えば、小学校1年生では、上靴やランドセルの好きな色について話し合うあなたの色、私の色、小学校6年生では、性的マイノリティーの当事者の方の子供時代のエピソードを読んで考える、男、女でなく人間としてといった題材を活用し、一人一人の違いや多様な生き方について学んでおります。

また、小学校4年生の保健の授業及び中学校1年生の保健体育科の授業では、性の多様性や互いを尊重することの大切さについて学ぶようにしております。

加えまして、中学校3年生の社会科の授業では、性的マイノリティーに対する差別や偏見などの人権課題について学習しております。

以上のような発達段階に応じた学習を通じて、自分と異なる立場や価値観を理解し、互いを認め合う態度が身につくようにしています。

さらに、各学校で全ての教職員を対象に、教職員のためのLGBTQの子どもたちへの支援ハンドブックを活用した研修を毎年行い、児童生徒から相談を受けた際の対応や、性の多様性に対する正しい理解を深めております。

今後も新版いのちの教材活用の工夫など、各学校での好事例の共有や教職員向け研修の改善を行いながら多様性の理解を深め、他者を尊重する態度を養い、誰もが安心して学べる学校づくりを推進してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）最後に、多様性を認め合うまちづくりについての2つ目の御質問、市内の民間企業における職場づくりや福利厚生の実、利用可能なサービスの拡充などの現状についてのお問合せでございます。

互いに多様性を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するためには、市民生活や経済活動の基盤である民間企業等における理解と取組は重要でございます。

北九州市では、性的マイノリティーである従業員や顧客に対する市内企業の取組状況を把握するため、令和5年度に北九州市人権問題啓発推進協議会に所属する266社を対象にアンケートを実施したところでございます。

調査結果では、性的マイノリティーである従業員を対象とした取組がある企業は41%で、具体的な取組といたしましては、社内に相談窓口の設置や社内規程の整備のほか、性別に関係なく利用できるトイレや更衣室の設置、同性パートナーを配偶者と同等に扱う休暇制度や手当等を実施していることが分かりました。

また、顧客向けのサービスがある企業は15%で、主な取組としては、アンケートや顧客名簿の性別欄廃止や家族向けサービスを同性パートナーも対象とすることなどが上げられております。

一方で、多くの企業から制度導入の共通の課題として、本人が必ずしもカミングアウトしているとは限らないため、性的マイノリティーの方々の実態や具体的なニーズの把握が難しいという声が上がっておりまして、今後企業における取組を推進するためには、こうした課題の解決が必要となってまいっていると思っております。

このため、北九州市では、今年度新たな取組として、パートナーシップ宣誓制度の利用者の方に対して、日常生活で感じる不便や企業へ望む配慮等に関するアンケートを実施することとしております。

今後は、人権問題啓発推進協議会などを通して当事者の声を企業へフィードバックし、各企業において性的マイノリティーの方が働きやすい職場環境や顧客として利用できるサービスの充実が進むよう、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）丁寧な答弁ありがとうございます。

ちょっと順番は逆になってしまいますが、性的マイノリティーの件についてお伺いいたします。

今御答弁いただいた企業からのアンケートの中で、福利厚生等について41%、約半分に近いところが行っているというふうな回答が出ている。それについてはしっかりと市民に向けて広報はされていますか。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）この会議を通じて、これはアンケートを取ったのはこの推進協議会ですけれども、これとはほかの会議体もございますので、そういったところでこのアンケートに対する結果報告と一緒に配付はしておりますけれども、一般市民向けの広報というのはこの件については特に行っておりません。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）今伺ったこと、ぜひ市民に伝えていくということが広くこのLGBTQの方たちを理解している企業がこんだけあるんだ、そして、働くということを北九州市の一つの後押しがあってここまで進んでいるんだということ、両方を知っていただく機会になる。だから、5年後の市民調査を行ったときには、非常に大きなパーセントでいろいろなものが返ってくるんじゃないかと思います。今ぜひそれを広報していただきたいと思います。

もう一つ、広報に関してです。現在の北九州市のホームページを見ますと、行政サービスについては以前に比べて非常にたくさんこういうふうなことができるということを載せられています。

しかし、その中で民間事業のサービスや医療関係のことについては、福岡県庁のホームページにリンクするという形で、そちらを開ける。そしたら、そちらを開けたらその中でどれが北九州に適応しているのかということをもう一度見なければならぬというようなところがあります。ぜひ県とリンクという形ではなくて、北九州市独自として、また、北九州として民間、また、医療機関との中で提携というか、できている部分、受領証を見せることでできるというようなところを上げていただくということはできないものでしょうか。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）議員おっしゃったように、今、令和5年に県とパートナーシップ宣誓制度の包括連携協定締結をしております、今現在県のホームページにリンクする方法を取っております。

といいますのも、やはり大きな取組、企業の取組、大企業になりますと、やはり企業単位で、特にこれ例えば携帯電話会社の家族サービスですとか、そういったものが企業ごとに決定されますので、行政ごとに管理といいますか、情報管理がかい離が生じないようにということもございます。

ただ、分かりにくいと、ぱっと見て分かりにくいといった見せ方につきましては、県とも協議をいたしまして、どのような改善ができるか検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ぜひお願いいたします。

では、特別支援教育について伺います。

今中学校で初めて通常学級のほうで学ぶ生徒さんへの配慮ということをお聞きいたしまし

た。

その中で、やはり人的な配置が必要だというふうな判断が学校側、また、子供や保護者からの要望があった場合には、そこは柔軟な対応ということは委員会として行えるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）最初に先ほど校内就学相談の学校からの声を紹介いたしましたけど、その際、児童生徒とだけ申し上げました。保護者の方からも同様の意見をいただいておりますので、付け加えさせていただきたいと思います。

議員からお話ありましたが、やっぱり子供の学びを止めないとおっしゃってくださいました。まさにそのとおりでございまして、転籍をする児童生徒の学びの場をどのように提供していくのかというのは非常に重要なところと私どもも思っております。

第1答弁でも申し上げましたけれども、受入先の学校の学級編制とか教職員の配置とか、それから他の児童生徒、受け入れる側の児童生徒もおりますので、そういった影響なども考える、そういった課題があるのかなと思っておりますので、一人一人の状況をしっかりと把握しながらそういったことを対応していきたいと思っておるわけでございます。以上です。

○副議長（村上直樹君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）時間がなくなりましたので、ちょっと早口で、就学相談において中途での就学相談、その間、長期間にわたり登校が困難となっている児童生徒がいらっしゃいます。その子たちに対する今あった学びを止めないということ、そこを教育委員会としてしっかりとそこを保障してやっていただきたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。35番 泉議員。

○35番（泉日出夫君）皆さんおはようございます。市民とともに北九州の泉日出夫です。傍聴にお越しいただいた皆様、本日はありがとうございます。また、中継を御覧の皆様、いつもありがとうございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、北九州空港の活性化について質問いたします。

北九州空港は、24時間利用可能な海上空港という他の空港にはない大きな強みを有しており、物流、観光、ビジネスの各分野において極めて高い潜在能力を秘めています。

しかしながら、利用客数は回復傾向にあるものの、コロナ前の水準を完全に取り戻すまでには至っておりません。路線の定着という課題も依然として重く、そのポテンシャルが地域経済の活性化や市民生活の利便性向上に十分に直結しているとは言い難い状況にあります。

周辺地域との連携、二次交通の利便性、そして、空港内における滞在価値の創出といった取組を進め、来訪者を引きつけ、地域へ波及させる仕組みづくりが課題であると考えます。

一方で、今北九州空港にはかつてない追い風が吹いています。航空旅客便においては、国際

定期便として約6年ぶりの新規路線となる北九州～清州線の新規就航や、本年9月から北九州～台北線の運航再開が発表されました。

また、令和7年度の貨物取扱量は4万1,092トンで、2年連続で過去最高を更新するなど、物流拠点としての存在感が高まっているところです。

加えて、本年3月には開港20年という節目を迎え、令和9年8月には滑走路3,000メートル化の実現が見込まれています。

我々はこの絶好の機会を逃すことなく、空港を単なる移動の拠点から、人が集い、滞在し、消費を生み出す目的地へと進化させる必要があると考えます。

そこで、2点伺います。

まず、体験価値を高める空港づくりについてです。

近年、国内外の空港では、飲食、物販、体験機能を一体的に整備し、滞在型空港への転換が進んでいます。例えば子育て世代が訪れたい子供向けプレーエリアの常設化や、体験型イベントを充実させたり、物販や飲食コーナーを拡充させるなど、各空港による創意工夫が行われているところです。

そこで、北九州空港においても、回遊性の向上やイベントの導入などを通じて、訪れること自体に価値がある空港へ進化する取組を強化していくべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、食と地域の魅力発信についてです。

空港は、その地域の第一印象を決定づける重要な場です。地元食材を生かした飲食の充実や特産品の発信などにより、空港に来れば北九州らしさを体験できる拠点とすべきと考えます。

そこで、本市の玄関口として、本市の食や地域の魅力の発信の取組を一層強化すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、人権施策について質問いたします。

近年、インターネット上のひぼう中傷や差別的言動は一層深刻化しており、SNSの普及により、匿名性の高い環境の中で人権侵害が容易に行われ、被害の広がりや長期化が大きな社会課題となっています。

一度拡散された情報は、完全な削除が極めて困難であり、被害者の精神的負担や社会的影響は非常に深刻で、時には貴い命が失われる事態さえ招いています。

また、子供や若者も含め、誰もが被害者にも、そして無意識のうちに加害者にもなり得る危うさをはらんでいます。

こうした現状を踏まえれば、従来の啓発中心の取組にとどまらず、相談体制の強化や早期対応、関係機関との連携など、実効性のある対策への転換が強く求められていると考えます。

そこで、2点伺います。

まず、インターネット上のひぼう中傷や差別的言動といった人権侵害に対し、どのような課題認識を持ち、どのように対応しているのか、お伺いをします。

2点目に、人権施策全般の効果検証と見直しについてです。

施策の実効性を高めるには、成果の見える化と不断の見直しが不可欠です。そのためには、昨年9月に実施された人権問題に関する市民意識調査の結果も踏まえ、取組の効果を丁寧に検証し、次の施策へとつなげていく必要があります。今後の人権施策をどのような視点で見直していくのか、また、成果や課題を市民にどのように分かりやすく示し、理解と共感を得ていくのか、さらに、市民の行動変容につながる施策へとどのように高めていくのか、見解をお伺いします。

最後に、自治会運営について質問します。

自治会は、防災、福祉、環境美化など、地域社会を支える基盤であり、共助を体現する重要な存在です。災害時の安否確認や日常の見守り活動、ごみステーションの管理など、行政だけでは担い切れない役割を地域が補完しています。

しかしながら、高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、地域を取り巻く環境の変化により、地域へのつながりは確実に希薄化が進んでいます。その結果、自治会は加入率の低下に加え、担い手不足や役員の固定化などにより負担の偏りが進み、活動の継続が難しくなっている現状があります。特に若年層や新たに転入された方の参加が進まず、入りづらい、負担が重いといった意識も広がっています。このままでは地域の支え合い機能そのものが弱体化し、自治会の持続が危ぶまれる状況です。

一方で、子育てや孤独・孤立対策、防災など、地域に求められる役割は複雑多様化しており、そのようなことから、自治会に求められる役割は今後ますます重要になってくると思います。

このように、自治会は任意団体でありながら公共的役割を担っているからこそ、市として関与と支援の在り方を整理し、時代に即した持続可能な地域コミュニティの将来像を示していく必要があると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、市の関与と役割についてです。

自治会が任意団体であるため、その自主性を尊重する必要があることは理解していますが、一方で地域の方からどこまで市が関与するのか分かりにくいとの声があります。

そこで、会費の管理や役員の選出、活動方針への助言など、自治会運営に対し市がどの程度関与していくのか、具体的にお示しください。

あわせて、市の自治会への支援や介入についての今後の基本的な考え方について見解を伺います。

2点目に、加入率向上に向けた具体策についてです。

自治会加入率を高めていくためには、若年層や新規住民の参加促進、役員負担の軽減、さらにはデジタル活用など、関わりやすさと負担の軽さを実感できる仕組みづくりが重要です。市

として、特に若年層や新規住民の自治会加入を促進するためにどのような施策を展開していくのか、お伺いします。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、人権施策の現状、効果検証、方向性について、人権施策全般、成果や課題、理解と共感をどう得ていくのか、市民の行動変容などなどについてお尋ねございました。

北九州市では、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指して、平成17年に北九州市人権行政指針を策定いたし、その後、社会情勢の変化を踏まえながら2度の改訂を行ってきました。

近年では、LGBT理解増進法の制定や情報流通プラットフォーム対処法の改正など、人権課題に関する法整備が進むとともに、国際化の進展やインターネット上の人権侵害の深刻化など、人権を取り巻く環境も大きく変化をしております。

また、昨年6月には、国において人権教育・啓発に関する基本計画が23年ぶりに抜本改訂されたところでございます。

北九州市では、こうした変化に対応し、実効性の高い人権施策を推進するため、現在、人権行政指針第3次改訂版の策定に着手しているところでございます。

改訂に当たりましては、市民意識調査の結果からうかがえる市民の人権意識の関心度や啓発活動への参加状況などを基に、人権施策審議会におきまして議論や検証を行っていただき、その御意見等を次期指針に反映することといたしております。

また、指針を分かりやすくお示しし、理解と共感を得ていくことが重要であることから、写真や図表、身近な事例などを盛り込みながら、分かりやすい指針づくりに取り組むとともに、SNSなど多様な媒体を用いた情報発信に努めていくこととしております。

さらに、議員御指摘のとおり、人権施策を通して市民の皆様の行動変容へとつなげることは大変重要な視点であると認識をしております。

このため、人権を知識として理解するだけではなく、自らの課題として捉え、行動につなげられるよう、ワークショップなどの参加型の啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後も施策の効果検証と改善を重ねながら、市民の皆様の理解と共感を得て、一人一人の人権が尊重され、多様性のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）大項目1つ目の北九州空港の活性化と市民、地域に喜ばれる空港づくりについて、訪れること自体に価値のある空港への進化及び食と地域の魅力発信の取

組の強化に関する2つの質問にまとめてお答えいたします。

近年、世界の空港間競争は激化しており、各国、各都市の空港は航空会社や航空旅客を引きつけるための施策を強化してございます。

この競争の背景には、航空ネットワークの拡大、LCCの台頭、国際観光市場の成長などがあると考えてございます。

このような情勢の中、北九州空港においても、現在強力に進めております利用促進や空港アクセスの強化に加え、空港の魅力向上にも全力で取り組んでいるところでございます。

この取組の狙いとしては、1つにまだ伸び代の大きい北九州空港の知名度やブランド力の向上、2つ目に空港圏域における北九州空港のプレゼンスの向上、3つに知る、来る、使うを通じた人や物の新しい流れの創出などがございます。これは、空港のにぎわいの創出や利用していない潜在的な新規需要の掘り起こしを行うことにより、旅客の増加、ひいては観光を含めた地域経済への波及を目指していくものでございます。

実施主体である北九州エアターミナルでは、具体的な取組といたしまして、まず、訪れること自体に価値がある空港への進化につきましては、1つに子供も楽しめるフライトシミュレーターや空港限定のプリントシール機の設置、2つに空港ならではの謎解きイベントの開催など、回遊性の向上を図っているところでございます。

また、食や地域の魅力の発信につきましては、1つにレストランや物販店における北九州名物の販売、2つに立ち飲み文化の体験や観光情報の発信など、積極的に行っているところでございます。

このような中、北九州空港の利用者数は、コロナ禍後昨年度までに5年連続で増加しており、今年度も4月末からの清州線の増便に加え、9月には約6年半ぶりとなる台北線が再開されるところでございます。

また、空港アクセスにつきましても、空港最寄りの朽網駅への特急停車の本数が、本年3月には当初の1日10本から16本へと大幅に増強されたほか、昨年度の貨物取扱量は前年度より約4,000トン増加し、初めて4万トンを突破、2年連続で過去最高を記録したところです。

さらに、来年8月にはいよいよ3,000メートルの滑走路が供用開始されるなど、空港を取り巻く環境には極めて強い追い風が吹いているところでございます。

この追い風を確実に捉え、さらに加速させていくため、北九州らしさを感じさせる空間を創出するなど、北九州空港が空の玄関口として選ばれるよう、空港の魅力向上に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）次に、人権施策の現状と効果検証、今後の方向性についての御質問のうちの1つ目、インターネット上のひぼう中傷、差別などの人権侵害への課題認識、それから対応といった御質問に対する答弁でございます。

インターネットやSNSは、今や誰もが情報を発信し、多様な意見に触れることができる重要な社会基盤となっており、

一方で、その匿名性や拡散性の高さから、ひぼう中傷や差別的な投稿、プライバシーの侵害やデマの拡散など、人権を著しく侵害する事案が後を絶たない状況にあります。

また、一度拡散された情報は完全な削除が困難なことから、被害が長期的かつ深刻な精神的苦痛となることや、時には人の命を奪う重大な事件に発展することもあります。

こうした深刻な状況を受け、国においては、令和4年度に侮辱罪を厳罰化する刑法の改正を行ったほか、令和6年度にはプラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等に迅速かつ適切に対処できるよう、情報流通プラットフォーム対処法を改正するなど、実効性のある取組を強化してきたところであります。

また、ネット上の書き込みや画像を削除したい、身の危険を感じている、処罰を求めたいといった相談や通報につきましても、居住地にかかわらず発生する問題であります。

このため、法務省や総務省、警察庁など国の機関と国内の主要IT企業等が設立いたしました一般社団法人セーフティーインターネット協会などの民間機関と連携し、全国共通の相談窓口やホットラインを設け、その対応を行っているところであります。

北九州市におきましても、人権問題専用の相談窓口を設置しており、内容に応じて福岡法務局や県警など関係機関と連携いたしまして対応に当たっております。

また、ラジオやテレビCMなどメディアを通じた啓発、児童生徒、保護者にモラル向上のための啓発資料の配布や動画制作などにも取り組んでおります。

今後もインターネットやSNS上の人権侵害は許されるものではないとの認識の下、現在策定を進めております人権行政指針第3次改訂版の中でもこの問題についてしっかりと取り上げてまいりたいと考えております。以上であります。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、大項目3番目、自治会運営における市の関与と加入率向上について、市が自治会運営にどの程度関与しているのか、また、市の自治会への支援や介入についての今後の基本的な考え方についての御質問と若年層や新規住民の自治会加入を促進するため、どのような施策を展開していくのかという2つの御質問にまとめてお答えいたします。

自治会の皆様におかれましては、日々の見守りや防犯、防災、環境美化など、地域コミュニティの基盤として市民の暮らしを様々な面で支えていただいております。日々の御尽力に改めて感謝申し上げます。

北九州市といたしまして、これまで自治会の運営面への支援といたしまして、規約や会計処理、監査など、円滑な運営に必要なポイントをまとめました自治会運営の手引の作成や新任の自治会長を対象といたしました研修の実施、自治会が開催する研修会等への専門家の派遣など

を行ってまいりました。

また、加入の促進や活動の活性化に向けましては、例えば自治会の役割を紹介する広報紙や小学生向けの副教材の作成、ホームページや市政だより、SNS、note等による地域活動の情報発信、また、各自治会の先進的な活動を紹介する事例集の作成などに取り組んできたところであり、自治会の自主的な運営を尊重しつつ幅広い支援の充実に努めてまいりました。

しかしながら、自治会加入率は低下傾向にあり、役員の高齢化が進むなど、地域活動の担い手不足が深刻化しております。

その一方で、自治会をはじめとする地域が対応すべき課題は、孤立対策や多文化共生など、多様化、複雑化しており、求められる役割がこれまで以上に広がっていることは議員御指摘のとおりでございます。

こうした状況を踏まえまして、現在2040年を見据えました地域コミュニティの将来像を描く地域コミュニティビジョンの策定を進めています。

策定に当たりましては、自治会等の地域団体の代表者やZ世代の委員等も含めまして構成した検討会議の開催に加えまして、約6,000人の市民アンケートや140回を超える地域団体等へのヒアリングを実施してまいりました。

会議の構成員や市民の皆様からは、若い人にいきなり自治会への加入を求めるのはハードルが高く、参加しやすい入り口が必要という御意見や、自治会が全て担うのは限界があり、NPOや企業との連携が必要、また、行政からの仕事を整理してほしいなどの御意見をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、地域コミュニティの再生と改革に必要な3つのポイントを整理いたしました。

1つ目に、楽しさや興味、やりがいを重視し、誰もが無理なく多くの世代が参加しやすい環境を整えること。2つ目に、企業や大学、NPOなど多様な主体が関わること。3つ目に、地域団体の役割をスリム化し、負担を軽減することで本来果たすべき役割を担えるようにすること。これらは今後の自治会運営にとっても重要な視点と考えております。

こうした基本的な考え方に沿いまして、市といたしましては、これまでの取組に加えて、1つはデジタルの利用も積極的に活用しながら、若い世代の関心を高め、誰もができる範囲で柔軟に活動に参加できる仕組みづくり、2つ目に企業などの参加を促し、ともに課題解決を図るモデルプロジェクト、3つ目に行政から地域団体への依頼事務の抜本的な見直しなど、新たな取組に着手してまいります。

地域コミュニティの活性化は、日本全国が抱える課題でございます。引き続き地域コミュニティの基盤である自治会とも手を携えながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○副議長（村上直樹君）35番 泉議員。

○35番（泉日出夫君）丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、答弁いただいた順に要望、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、市長から人権施策の効果の検証、今後の取組についていただきました。

人権施策は、実施した、例えば講演会をやった、啓発ポスターや啓発チラシをつくったというやったこと自体が目的ではなくて、そのことによって社会や市民意識がどう変わったのかというのが最も大切であると思います。

そのためには、施策の成果を丁寧に検証し、市民にも分かりやすく示していただくことが必要であると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、特に若い世代に対しては、従来型の講演会や冊子配布だけでは十分に届きにくい時代になってまいりました。市長からも答弁がありましたように、SNSや動画など、時代に合った発信手法へ転換が求められておりますので、そのような形で発信をいただければと思います。

ぜひ、私改めて申し上げますが、市長には、施策をやったということだけではなくて、やっぱり変化を生み出す、そんな施策、そういう視点を取り入れた形で市民の行動の変容につながるような実効性のある人権施策を今後とも推進していただければと思いますので、要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、ネット上のひぼう中傷への対応について答弁がありました。

啓発活動や相談の窓口について説明いただいたわけですが、しかし今SNS上のひぼう中傷や差別的な投稿というのは、もう従来の啓発だけでは対応し切れないような段階に来ていると思います。一度拡散された情報は長く残り、被害者への影響も深刻です。

そのため、啓発だけではなく、被害者の支援の強化が重要であると思いますが、そこで質問をさせていただきますけれども、現在市にはどのような被害者からの相談が上がっているのか、また、投稿を削除してほしいといったような要望が上がってきたときに、どのような形でその投稿を削除するお手伝いをしているのか、その辺を具体的に教えていただければと思います。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）市で人権問題専用の相談を受けておりまして、これで言いますと、令和6年度、令和7年度、大体400件から500件台というところで大体例年受けております。

この中で、インターネット上の人権相談というのは、市が直接受けているのは実はそんなに多くないところでございます。令和6年度で言えば2件相談があっているんですけども、申し訳ありません、内容につきましては守秘義務がございまして、申し上げることができません。

ですけれども、内容に応じまして法務局、県警、それから弁護士相談などにつないだりしておりますし、また、近年削除支援までは至った案件ございませんけれども、中でのやり方とし

ては、そういった場合には法務局を通じてプロバイダー等への削除依頼を行うという形で進めるということをやっているところでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）35番 泉議員。

○35番（泉日出夫君）説明ありがとうございます。

やはりどこに相談を持っていったいいのか分からないという方が非常に多いんじゃないかなと。

その結果として、ネット上のひぼう中傷や差別的な投稿に対する相談件数が少ないんじゃないかなと思われるので、どこに相談をしていったらいいのかということをもっと広報に努めていただければと思いますし、あと削除支援についても、全国的に見てもなかなか削除に至らないケースが多いと聞いております。そういう意味では、プラットフォーム業者などにしっかりとしたやはり要請行動を引き続き続けていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、北九州空港について答弁がありました。おおむね前向きな答弁だったと思いますが、北九州空港は24時間使える海上空港として全国的にも大きな強みを持っております。そういう意味では、やはりこの空港に行ってみたくなるような、そんなぜひ親子で楽しめる、子連れの方でも楽しめるような常設型のコンテンツであるとか、北九州ならではの景観や文化、ものづくりを体験できるような空間づくり、そのような空港をぜひ目指していただきたいなと思っております。ぜひ市長にも北九州空港を地域経済をけん引する成長エンジンとしての位置づけ、積極的な投資と戦略的な空港づくりを進めていただくよう要望いたします。

そこで、食と地域力の発信ということをこの空港づくりの視点に持っていったらどうかというような提案をさせていただきました。やはり北九州空港を北九州ブランドの発信拠点として、そのような位置づけができないかなと思いますが、その辺はどのように局長お考えでしょうか。

○副議長（村上直樹君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）御指摘のあった食と地域の魅力発信の関係なんですけれども、我々としましても、やはり北九州空港は北九州の強みとなるコンテンツですとか、食とか、そういったものをイベントですとか各種プロモーションを実施しながら地域の魅力をしっかり発信できるようなサテライトとしての空間づくりとか拠点として進めていくということはしっかり考えていきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）35番 泉議員。

○35番（泉日出夫君）現在全国的に見ても、例えば道の駅であるとか海の駅であるとか、これは制度化されておまして、国や県と連携をしてにぎわいが創出されておりますけども、ぜひ空港も空の駅といったようなそういう定義でぜひ国や県とも連携をしていただいて、北九州のブランド発信の拠点づくりを目指していただければと思っております。これは要望しておきま

す。

あと自治会です。自治会については、やはり若い層や移り住んできた方たちが入りやすい環境をつくっていくことが大事だと思っております。

そういう意味では、本当に町内会に入っても負担が重いとか、何のメリットもないとかといったようなことが思われないような、そんな町内会に入ることが本当に大切なんだというような啓発を行っていただければと思います。以上で質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）皆さんおはようございます。変革と成長の井上純子でございます。まずは、傍聴にお越しの皆様、そしてネット中継、ケーブルテレビを御視聴の皆様、いつもありがとうございます。

今回の質問は、前回市長選におきまして武内市長を応援し、武内市政誕生に向けて行動した私にとって、公約の進捗を確認する機会といたします。

それでは、質問に移ります。議場配付資料も御覧ください。

1つ目に、挑戦をする企業支援の在り方について伺います。

都市の経済成長には、企業の成長、雇用創出が不可欠であります。これまで人口流出、経済低迷、衰退のスパイラルをたどる北九州市にとって、市が行う企業誘致、スタートアップ支援は、成長路線への転換、起爆剤として重要な取組であり、武内市政になってさらに強化しているところであります。

このような中、皆様が御存じのとおり、EVモーターズ・ジャパンが販売したEVバスに不具合が相次ぎ、経営破綻したことを機に、公金を活用する企業支援の在り方に厳しい目が向けられています。

今回は、このようなときだからこそ、本市の成長の歩みを止めないため、企業支援の在り方について質問いたします。

まず、本市の企業支援には大きく2つあると考えています。

1つ目は、中小企業基本法及び中小企業振興条例に基づく中小企業の事業支援や公共事業の地元優先発注など、事業継続を目的とする政策です。

2つ目は、新たな成長企業をつくる新産業及びスタートアップ支援、また、雇用創出が期待できる企業誘致であります。

令和8年度予算規模で言うと、中小企業向けの融資事業が約330億円、補助金が約43億円、この補助金のうち、武内市長が力を入れる稼げる町の実現に向けた企業誘致や新産業支援の補助金が約35億円と8割を占めております。つまり、企業支援の予算規模で見れば、大多数が中小企業支援であり、成長分野への支援事業は僅かであることが分かります。

次に、公共事業として成長産業へ支援することについての課題を上げます。

1つ目に、短期間で大きな雇用創出が期待できる企業誘致は、事業開始後に補助金の申請を

するため、制度上公金の損害リスクは僅かではありますが、E Vモーターズ・ジャパンのように、事業トラブルがあれば市に事業責任がなくとも批判されるリスクがあることです。

2つ目に、革新的な技術やアイデアで経済を活性化させ、若い世代の挑戦の受皿にもなっているスタートアップ企業及びベンチャー企業は、事業の成功率が著しく低いことです。それゆえ、融資、出資も受けることが困難だからこそ、行政が支援する取組となっています。

3つ目に、これらの市が行う企業支援の補助金事業において、企業の与信調査、事業審査の精度に課題があることです。企業の事業実態や事業計画、財務状況等の見極めや補助金給付後に事業進捗を測ることに限界があります。

ここで、これら課題はある一方で、経済界からエールと言える声も紹介したいと思います。

先日、北九州商工会議所の定例会見におきまして、津田会頭の御意見として、公的な資金を入れるときに、100%当てなきゃいけないというのは間違い、むしろリスクを取らなさ過ぎている、リスクを取ってやって失敗したのはよくやったと思うとのコメントがありました。

一方で、ベンチャー企業における中国製品を使用する際の品質管理の難しさも指摘されていました。

そこで、伺います。

武内市政において企業誘致、スタートアップ支援を加速させ、誘致件数及び民間投資額が拡大し続ける以上、市が支援した企業トラブルによるリスクも増えることが懸念されます。

そこで、申し上げた企業支援における3つの課題認識を踏まえ、ベンチャー企業誘致やスタートアップ支援の取組の意義について見解を伺います。

2つ目の質問に移ります。

市民の絶対的安全・安心を守るシェルターの確保についてです。

世界情勢の不安定化に伴い、国民、市民の生命及び身体、財産を守る有事被害への対策の必要性がより一層高まっています。今回は国民保護法に基づくシェルター整備について質問いたします。

まず、この政策は武内市長のマニフェストであるということを紹介したいと思います。政策の狙いとしては、市民の絶対的な安全・安心を守ることです。私は必要性について強く賛同するものであります。

シェルター整備という言葉を見ると、戦争をするのかと飛躍した声を聞きますが、私は全くもって戦争を望むことはなく、我が国が戦争を仕掛けることには当たり前に強く反対いたします。それを前提として、もし武力攻撃などの有事の際に、どのように国民、市民を守ることができるのか考える機会とするため質問いたします。

通称、国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため平成16年に制定され、国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定され、本市においても平成19年に

北九州市国民保護計画が策定されております。

しかし、この計画の内容を見ても、どのように避難することになるのか分かりづらく、政令市が指定すべき避難施設の掲載也没有ありません。

さらに、令和8年3月、高市政権は新たな閣議決定により、2030年までに有事を想定した避難施設を市民の人口、さらに昼間の人口まで含めた100%カバーすることを求めています。

そこで、伺います。

有事を想定した避難シェルターの整備の検討は、武内市長のマニフェストであります、国の財源措置もない中で、昼間の人口までカバーできる避難施設の確保をどのように進めているのか、取組の進捗を伺います。

3つ目の質問に移ります。

学校給食の品質確保についてです。

市長公約において、学校給食の品質向上を掲げている中で、品質の確保すら危ぶまれている現状に警鐘を鳴らすため質問いたします。

まず、学校給食の品質をどのように考えるのか。給食の在り方は、学校給食法、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準において定められています。文部科学省が作成する日本の学校給食と食育というリーフレットにおいては、正しい食習慣や食事のマナー、食材の理解の前に、優れた栄養バランスの食事であること、さらに徹底した衛生管理について示されています。この2つがまさに何よりも最優先すべき学校給食の品質であると考えています。

本市における品質確保に必要な徹底した衛生管理については、食品管理のルールはもちろん、近年では納入食材の見直しや使用する調理器具の刷新など、安全性の確保に取り組んでまいりました。

優れた栄養バランスについては、文部科学省が学校給食摂取基準を定め、各栄養素の基準値に対して、自治体の裁量をもって弾力的に取り扱うことを定めており、もちろん本市もこの基準の範囲で取り組んでまいりました。

しかし、現在この栄養バランスを維持するために多くの課題がのしかかっています。

1つ目に、食材費の高騰とその費用を公的財源で補填し続けることに限界があることです。令和4年度から食材費の高騰が続いている中、本市は保護者負担である給食食材費の値上げをしないまま品質を確保しようと、令和4年から令和7年度までに総額約22.5億円を市の予算から補填してまいりました。

また、令和8年度から国による公立小学校の給食の負担軽減により、月5,200円は国負担となりましたが、その差額分と中学校給食の食材値上げ相当分は市で負担するため、令和8年度だけで本市負担額は約8.1億円になると見込まれ、今後も市の負担は拡大することが予想されます。

このような中、過去に豚肉の使用回数を減らしたことについて、予算を理由に使用食材を変

更したと説明されたように、予算抑制に向けて食材変更する実態も判明いたしました。

また、他都市では、兵庫県芦屋市長からは、無償化により国の基準額を超えた給食費を補填する財源の問題から、いずれ現在の品質が確保できなくなることを懸念する声や、熊本県八代市では、小学校給食費の国負担があっても、不足分には市費ではなく、これまでどおり保護者負担としてワンコイン500円を継続してお願いするケースも出ているほどであります。

2つ目に、アレルギーや不登校、定住外国人児童の受入れによる宗教上の配慮など、多様なニーズに応えることを求められていることです。特に地方都市は多様な文化に対応できる私立のインターナショナル校が少ないため、公立校にしわ寄せが来ています。全国の政令市に調査したところ、20市中17市が宗教上の配慮を求める要望を受けております。対応についての見解は様々でありました。

本市で言うと、多様なマイノリティーの思いを反映するにこにこ給食においては、アレルギー28品目を取り除くことで、年1回ではありますが、国が求める学校給食摂取基準のカロリー、たんぱく質、脂質が大きく下回る結果となりました。

なお、隣の福岡市は、毎月1回の牛乳を緑茶に置き換えるに当たり、栄養面の懸念についての説明とともに、今後アンケートを行う趣旨の手紙を保護者に配ったと聞いています。

そこで、伺います。

学校給食の品質を維持向上するため、恒常的に財源確保をしながらアレルギーなどの多様な配慮と栄養バランスの確保をどのように両立していくのか、見解を伺います。

以上、第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、市民の安全・安心を守るシェルター確保、シェルターの整備検討、確保、これについてお尋ねがございました。

北九州市民の皆様を守り、その安全の確保に努めることは、市長として最も重要な責務の一つであると考えております。

そうした観点から、シェルター整備の検討は、市長選挙に際しても基本政策の一つに掲げていたところでございます。

平成16年に成立した国民保護法に基づく国の考え方では、指定都市の市長は様々な緊急事態に対して直接的な被害から住民を保護し、避難させることができる施設として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を緊急一時避難施設、いわゆるシェルターとして自ら指定されることとしております。

また、議員御案内とおり、国が令和8年3月に定めた基本方針では、避難施設確保の実効性をより高めるため、1つ目に市区町村単位での人口カバー率に加え、2つ目に昼間人口カバー率100%を目指すことや、3つ目に民間施設の活用推進などが示されたところでございます。

これを踏まえまして、北九州市におきましては、国の示した要件に基づきまして、これまで

に学校や市民センターなどの公共施設をはじめ、地下施設や大学などの既存の公益的な施設も順次対象に加えながら、シェルターの指定を推進してまいりました。

この結果、私が就任直後の令和5年4月1日時点で、緊急一時避難施設、すなわちシェルターの人口カバー率は43%であったところ、令和8年4月1日時点で指定総数は500か所となり、人口カバー率、昼間人口カバー率いずれも100%を達成したところでございます。

また、万が一の事態に際し、市民の皆様が迅速かつ適切に行動できるよう、ホームページを活用し、シェルターの所在地につきましては、一覧情報に加えてマップ情報でも提供しているほか、弾道ミサイル飛来時取るべき行動等につきましても、分かりやすい情報発信に努めてきたところでございます。

今後は、これまで防災分野で培ってきた啓発活動とも連動させながら、多様な機会を捉えたさらなる周知に努めてまいります。

市民の皆様の安全・安心を守ることは、市政の最も基本的な活動でございます。今後とも必要な備えを一つ一つ着実に具体化することにより、安らぐ町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。以上となります。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）挑戦する企業支援の在り方について御答弁いたします。

北九州市はものづくりの町として発展してまいりましたが、その根底には常にリスクを取って挑戦し、事業の拡大に挑んできた起業家たちの存在がありました。この挑戦の精神を次世代に引き継ぎ、新たな産業を生み出し続けることは、北九州市の持続的な成長に不可欠なものと考えてございます。

そうした中、北九州市の新ビジョンでは、稼げる町の実現に向けた重要な柱の一つとして、スタートアップの創出や成長に取り組むこととしています。

一方で、スタートアップ支援には本来的に議員御指摘のような事業継続の不確実性などのリスクが伴うものでもあります。

そのような中でも、行政が支援する意義としましては、企業の成長や誘致による雇用や税収の増加に加えまして、とりわけスタートアップ支援の意義には、1つにはスタートアップの優れた技術や斬新なビジネスアイデアからイノベーションを生み出すことで未来の地域経済を支える新たな産業を創出すること、2つ目には失敗を成長の糧として捉え、挑戦する文化を育むことで北九州市に起業家や投資家、企業が集まり、新たなビジネスが次々と生み出されることがございます。

このようなエコシステムを形成することが重要でありまして、北九州市の競争力の源泉になるものと考えております。

北九州市では、これまでのスタートアップ支援の結果、東京証券取引所への上場や海外進出を果たす企業が誕生するなど、困難な課題に立ち向かう企業の挑戦が実を結びつつあり、地域

経済に新たな活力をもたらしております。

いずれにいたしましても、北九州市のスタートアップ支援は個別の企業の成長のみを目的とするものではなく、地域の未来を担う産業を育てるための投資でもございます。失敗する企業もありますけれど、失敗を恐れずに挑戦する企業が生まれてこなければ、次の成長産業も生まれてきませんし、挑戦する若者も集まってこないと考えております。

北九州市としましては、今後とも起業家や企業が果敢に挑戦できる環境を町ぐるみで整え、稼げる町の実現に全力で取り組んでまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）最後に、大項目の3つ目、学校給食の品質確保について、学校給食の品質を維持向上するため、恒常的に財源確保しながらアレルギーなど多様な配慮と栄養バランスの確保をどのように両立していくのかという質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に定めるとおり、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものであります。

教育委員会では、関係法令に基づきまして、必要な栄養素や栄養バランス、食への理解、児童生徒の安全、健康、嗜好など、様々な要素を考慮しながら、定められた予算の中で日々の献立を工夫、改善し、質が確保された安全・安心でおいしい給食を安定的に提供するための努力を重ねております。

さらに、令和4年度以降、物価高騰による生活者等の負担軽減を目的とする国の重点支援地方交付金等を活用し、食材費の高騰分を市が負担することにより、保護者負担を増やすことなく給食の質を確保してまいりました。

国内外の社会経済状況の変化に起因する物価高騰等に対する十分な財源措置に加え、国が毎年見直すとしている給食費負担軽減交付金の基準額についても、物価動向等を踏まえた適切な額を設定することを強く要望することなどにより、質を確保した給食を持続的に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

一方、教育委員会では、アレルギーのある児童生徒に対しては、アレルギー食材を取り除いた給食を提供することや家庭から弁当の持参を依頼するなど、症状の種類や程度に応じて個別の対応を行っています。

また、みんなと一緒に同じ給食を食べたいという児童生徒の願いに応えるため、食物アレルギーを正しく理解する食育の一環として、にこにこ給食を年1回実施しています。

にこにこ給食では、28品目のアレルギー食材を完全に除去した上で献立を作成することから、1日単位で見ますと、文部科学省の学校給食摂取基準が示す望ましい栄養量を下回る栄養素があります。

一方、この基準の設定根拠の一つである厚生労働省日本人の食事摂取基準では、習慣的な摂取を管理するために要する期間はおおむね1か月間程度とされています。

そのため、教育委員会では、1か月単位で学校給食摂取基準が示す栄養量を満たすように献立を作成しており、にこにこ給食を行う2月においても同様でございます。

今後とも学校給食の目的、献立の考え方、栄養摂取、費用及び財源などの情報発信、子供たち及び保護者の希望、意見の把握を丁寧に行いながら、質が確保された安全・安心で魅力的な給食を提供してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）御答弁ありがとうございます。

時間がないので、まず教育委員会の学校給食について、これはもう要望だけさせてもらいたいと思っております。

栄養バランス、栄養基準量を守るという言葉、これが非常に今回の議会で重要なお言葉であったと思います。約束であると思っております。

今、他都市、隣の福岡市でも月1回牛乳から緑茶に置き換えるということで賛否ある声がありまして、私としては牛乳の取扱いには慎重にいたしたいと思っております。やはり牛乳というのはカルシウム、たんぱく質、鉄分、多くの栄養素を含んでおりまして、これを安易になくしてしまうと、恐らく栄養士の方も献立作成に苦勞されることだと思いますので、飲み合わせで残してしまうという声もあるんですけれども、例えば極端なことを言うと、プロテインを取る方で、飲み合わせ、食べ合わせを気にされる方はいないと思うんです。栄養量を大切だと思えば、やはりあと牛乳に関しては必ずしもおかずと混ぜなくてもよく、別で独立した食材でもありますので、飲む飲まないも選択しやすい環境でもありますので、ここは牛乳というところはできればにこにこ給食においても牛乳の復活は求めたいと思っております。

また、福岡市も今緑茶にする新たな取組をしておりますが、これも賛否があるということで、保護者にちゃんと栄養面の説明と、今教育長が言われたような栄養面の説明、にこにこ給食を始めたときに栄養面について特化した説明のお手紙ではなかったものですので、やはり栄養面の心配がないことも改めて保護者に伝えていく工夫と、そして福岡市のように、どこかのタイミングで市が進めるこの給食大作戦について評価を求めるアンケートを実施していただきたいということを要望いたします。

次に、シェルターについて答弁ありがとうございました。もう就任後3年で国が求める目標値を100%達成したということで驚きました。やはりここはマニフェストに掲げていたからこそ、市の職員の方も地道に進められてきた努力のたまものだと思っております。

そこで、1点伺いたいと思います。

やはりこの避難施設50か所あるということなんですけれども、このうち地下施設がどの程度あるのか教えてください。

○副議長（村上直樹君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）緊急一時避難施設のうち地下施設につきましては、人道地下道

が6か所、それから市営地下駐車場が6か所、それから庁舎の地下が6か所、合計で現在18か所を指定してございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。500か所あるうちの地下が18か所ということで、やはり割合としてはとても少ない印象を受けております。

そして、今国のポータルサイトでも発信、マップのほうでもされているんですけども、24時間対応する施設が掲載がゼロだったんです、北九州は。やはり本当に有事のことを想定すると、今世界でも学校が狙われるケースもたくさんありまして、頑丈な建物と思って逃げても、なかなか守れないと思っております。北九州は地下鉄もないので、なかなか地下空間もなく、ここを増やしていくことは難しいかとは思っています。そして、やはり24時間対応できれば意味ありませんので、ここの工夫もやはり今後課題として受け止めていただきたいと要望します。

追加の要望なんですけれども、ここ提案です。やはり北九州ならではのなんですけれども、やはり地下空間が少ないからこそ、ちょっとここは提案なんです、過去使ってきた防空ごうを再利用できる、これも検討として1つあるのかなと。そしてあと、これは人が逃げるためではないかもしれないですけど、雨水貯留管も私は今後可能性があるのではないかと考えておりまして、何年前か、雨水貯留管ができたときに、スケボーを走らせてみたり、人が逃げられる空間がしっかり地下に新たにありまして、こういったものも今後利活用、有事というのはいろんなリスクありますけども、総体的なリスクを下げるのが大切だと小泉防衛大臣も言われておりましたので、ぜひここは検討いただきたいなと。

そしてあと、いざというときに行政機関が本当に機能するのか。避難指示までたどり着くのかということが非常に重要でありまして、国民保護法の計画は県が中心となっております。ですから、県と市、そして市が管轄するこういった公共施設も縦割りでいろいろと担当がありますので、そして民間とも連携していくとなると、なおさら本当にその避難施設を開けて確保できるのか、利用できるのか、その体制づくり、ここは関係者、関係機関だけでも避難訓練というのは一度実施していただきたいということを要望させていただきます。

最後に、挑戦する企業支援の在り方について、局長答弁ありがとうございます。

リスクを取って挑戦した、挑戦で成長してきた町だということで、市の成長にとって不可欠、ここは同じ認識であることをうれしく思います。

ここで、1点お聞きしたいと思っております。

企業支援における中小企業支援の在り方についてです。大きな意味で言うと、中小企業支援も企業支援の一つでありまして、令和4年度実施した中小企業実態調査におきまして、今後の経営方針の問いに対して、55.7%が現状維持と回答し、今後1年間の採用予定については、59.3%がなしと答えられました。つまり市内の半数を超える中小企業は、会社の成長や新規事

業、新たな雇用創出を望まない結果となっております。

私としては、市外企業の市内進出や市内中小企業どちらを優先すべきという考えではなく、新たな雇用を生み出す社会ニーズがある事業拡大こそが公益に資する企業支援であると考えています。ただ行政や政治に守られるのを待つのではなく、挑戦する企業こそ応援すべきだという考えです。これについて局長のお考えがあれば教えてください。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今議員おっしゃることでですけど、私どもとしても成長する企業を応援したい、支援したいという気持ちは非常に強く持っています。

予算も基本的には企業が投資するものに対して市が後押しするという形が大半であります。

一方で、市内企業の99%は中小企業で、従業員数の80%は中小企業に勤めていらっしゃるということを考えますと、やっぱり中小企業の持続性でありますとか、そういったところにも目配りして支援していくということも重要だと思っておりますので、その両にらみでしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）ありがとうございます。

なかなかバランスが難しい答弁であったかなと思います。私も雇用をつくり出すことと維持すること、どちらも大事に、同じように見えるんですけども、先日、先ほど答弁にありました地元で創業した中小企業の会社が上場されたということで、上場報告会に参加してまいりました。そこで、コロナ禍で業績が厳しくなったことや、社会課題が、むしろこのピンチがDX事業を拡大させるチャンスにもなったと、そういったエピソードも話されていて、中小企業であっても、例えば今中東情勢のピンチも話されていますが、コロナのときも同じようなピンチが中小企業にも訪れて、いろいろな要望もあったかと思います。しかし、ここを新たなアイデアで事業拡大した、むしろ社会課題がチャンスになることもはっきりおっしゃられていて、むしろここを後押ししていくことがまず、市も今されていると思うんですけど、あと雇用維持に関しても、必ずネガティブなものではなくて、むしろ稼げる企業へ転職するチャンスであると思っております。

今人材の流動性も上がっておりますので、その後押しも長期的に見れば町の成長につながって、本人の生涯所得も増えるかもしれませんので、やはりそこは社会のニーズに合わせたやはりビジネスチャンスをつかんでもらいたいということは、同じ気持ちだと思いますけども、そこはぜひ要望させていただきたいと思います。

あと補助金も企業支援におきまして、農林、水産を除けば50制度近くありまして、たくさんの補助金メニューがあります。やはり先ほど申し上げたように、補助金というのはなかなか単年度でばらまいてしまう要素も、なかなか事業進捗を追えない、そういった課題もありますので、今市が新たに始めた、昨年から始めたベンチャーキャピタル、このベンチャーキャピタル

を間接的に出資して、与信調査もベンチャーキャピタルが行うということで打率が上がると思っています。市が補助金よりも今後の長期的な成長で見ると打率が上がるという手法として期待しておりますので、やはり補助金からベンチャーキャピタルにぜひここ移行してほしいなと。最低限の補助金の見直し、そしてベンチャーキャピタル、やはり審査の高い、打率の高い投資の在り方に見直していただきたいということと、ベンチャーキャピタルを使用するに当たりまして、やはり公金を元手に出資していきますので、公金をどのように運用されているかという市民に向けた公表の在り方というところは検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

○副議長（村上直樹君） ここでしばらく休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 1 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（中村義雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。55 番 松尾議員。

○55 番（松尾和也君） 日本維新の会の松尾です。今日もよろしくお願いします。

夏前の議会でありますから、今年の夏は熱中症の死傷者ゼロ、これをしっかりと達成して、本当に今夏も暑くなりました。暑い日は、市民センターをクーリングシェルターとして数年前から開放していますので、市民の方、暑さにこたえるなという日にはぜひ利用していただきたいと思います。

それでは、早速始めさせていただきます。

今日は傍聴席に両親も来ております。これが市長ですので、よく見て帰ってください。

では、初めに、国と市の就労支援の連携についてお伺いをいたします。

現在、民間の転職・就労支援事業は活況を呈しており、労働市場は激しい人材獲得競争のさなかにあります。

こうした中、国の機関であるハローワークは、無料で利用できる雇用のセーフティーネットとして、障害者や御高齢の方あるいは就職氷河期世代など、就労に課題を抱える方々を支える極めて重要な役割を担っています。

しかし、現場の市内企業からは、ハローワーク経由の応募は条件面のみ、これを重視したものが多く、自社の社風や仕事内容への理解、意欲が十分ではないケースがあり、面接等の対応が負担になっていると、そのような切実な声も聞かれます。

一方で、本市では、独自の就労支援事業としてしごまるを運営しています。このサイトを拝見しますと、単なる求人情報の掲載にとどまらず、働く人のインタビューや動画、企業の特徴など、数値化できない企業の魅力を深く掘り下げて発信されています。

また、本市においては、ウーマンワークカフェなど、対象者に寄り添ったきめ細やかな窓口も設置をされています。

私は、市内企業の人材確保を確実なものにするためには、ハローワークが持つ広範なネットワークと、そして本市がしごまる等で培ってきた地域企業の魅力を可視化し、求職者の意欲を高める機能をより密に連携させるべきだと考えています。

ハローワークという公的な窓口、そして本市の顔の見える企業情報を掛け合わせることで、ミスマッチを解消し、高齢者や女性、氷河期世代の方々、それらが自らの意欲を生かせる地元の優良企業と出会える機会を最大化すべきと考えています。

そこで、2点伺います。

1点目、本市とハローワークが現在どのような連携を行っているか、その状況について伺いをいたします。

2点目、市内企業における人材不足解消に向け、今後の連携方針について伺いをいたします。

企業側の採用負担を軽減しつつ、就職に課題を抱える方々への支援を強化するために、市は今後、ハローワークとどのように協力してマッチングの質を高め、実効性のある人材確保策、これを講じていくのか、市の見解をお伺いします。

続けて、国民投票になった場合の本市の対応について伺いをいたします。

我が国において憲法改正に関する議論は継続的になされており、昨今の政治情勢を見ましても、近い将来国民投票が実施される可能性は現実味を帯びてきています。

国民投票が実施されるとなれば、その事務を担うのは我々基礎自治体であります。本市にとってこれは初めての公務となります。

本市においては、近年の人口減少に伴い、長年にわたり職員数の最適化を進めてまいりました。限られたマンパワーの中で、通常の国政選挙や地方選挙に加えて国民投票というこれまでに経験のない事務を滞りなく遂行するためには、着実な準備が必要です。

また、そもそも国民投票という制度自体、多くの市民にとってなじみが薄いのが現状です。投票用紙への記入方法が、候補者名ではなく、賛成か反対か、その文字を丸記号で囲むこと以前に、国民投票の仕組みそのものが市民に十分に浸透しているとは言えません。

このように、市民が初めて経験することになる投票において、混乱を招くことなく適切に事務を執行することは、本市選挙管理委員会の果たすべき重要な役割であると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目、国民投票において、そもそも通常の選挙などと比べどのような点で違いがあるのか、これを伺います。

2点目、限られた職員数の中で十分な執行体制を確保し、投票事務を進められるお見通しがあるのか、本市の見解を伺います。

これで私の第1質問とします。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、国と市の就労支援の連携について、ハローワークとの連携状況、そしてマッチングの質を高め、実効性のある人材確保策を講じることについてお尋ねがございました。

北九州市の経済を支える中小企業の皆様の人材確保は、地域の活性化や持続的な発展のため、大変重要な課題でございます。

こうした中、ハローワークは、就職困難者や人手不足に直面する中小企業を中心に、雇用のセーフティネットとして欠くことのできない存在であり、北九州市が雇用施策を推進する上でハローワークとの緊密な連携は不可欠なものであると考えております。

北九州市においては、平成22年3月に全国に先駆けて福岡労働局と雇用対策協定を締結いたしまして、毎年度意見交換会を開催するとともに、実務者レベルでの情報共有を密に行いながら、様々な施策を進めているところであります。

具体的な取組といたしましては、1つに若者、女性、シニア向けの市の就業支援施設において、求人情報の充実とマッチング率の向上を目的としたハローワークと市が持つ求人情報の相互活用、2つ目に国と市による合同会社説明会の共同開催などを実施しておりまして、こうした取組の結果、毎年約1万人の就職に結びついているところであります。

令和8年度からは新たな取組として、建設業や製造業など人材確保が困難な業種に対しまして、求職者に選ばれる企業への変革を後押しするため、働きやすい職場環境の整備や短時間勤務などの多様な働き方の導入などについて、専門家派遣等による支援を行うこととしております。

また、北九州市で働くイメージの発信強化を目的に、リアルな職業体験を可視化した動画を作成し、SNSを活用して若者や女性を中心に発信するなど、求職者への効果的なアプローチも行う予定でございます。

これらの取組の推進に当たりましては、ハローワークと共同で周知、広報を行うなど、引き続き連携してまいりたいと考えております。

新ビジョンに掲げる稼げる町の実現に向けましては、中小企業一社一社が元気になり、さらにそこに集う人々が自らの仕事に誇りを持てる町となることが重要でございます。

今後ともハローワークとの緊密な連携の下、中小企業の人材不足の課題に向け、共に汗をかいましてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（武藤朋美君）次に、2点目の御質問、国民投票になった場合の本市の対応について、国民投票は通常の選挙などと比べどのような違いがあるのか、また、十分な執行体制を確保し、投票事務を進められる見通しがあるのか、この2つのお尋ねにまとめて御答弁申し上げます。

日本国憲法の改正につきましては、憲法第96条において、衆議院、参議院の各議院の総議員

の3分の2以上の賛成による発議の後、国民投票において過半数の賛成を得ることが必要とされております。

国民投票の具体的な手続につきましては、日本国憲法の改正手続に関する法律、これは平成22年施行でございます。この法に基づいて実行されることとなっております、憲法改正の発議の日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行われると定められております。

議員お尋ねの選挙との主な相違点についてでございますが、まず国民投票の執行機関は、国政選挙と同様に中央選挙管理会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会で構成されておまして、投票及び開票の実務は市区町村選挙管理委員会が担うこととなっております。

他方、選挙と異なる点の一つとしまして、国民投票は投票人名簿を新たに調製することとなっております。この投票人名簿は、投票期日現在で満18歳以上の日本国民を登録対象としており、選挙人名簿と異なり、3か月以上の住所要件がないほか、公民権停止中の方についても投票権を有することとなっております。

また、投票用紙につきましては、記名式の選挙とは異なり、あらかじめ印刷された賛成または反対の文字を丸で囲む方式となっております。

なお、複数の憲法改正案がある場合には、それぞれについて別の投票用紙で投票を行うこととなります。

このほか、投票の判断材料を提供する国民投票公報が作成されまして、各世帯に配布されることとなっている点は選挙と同様でございます。

また、賛成または反対の投票を呼びかける国民投票運動が認められているなど、選挙とは異なる制度も設けられております。

その他、投票所や期日前投票所の設置ですとか、不在者投票や在外投票の実施、開票作業などにつきましては、国政選挙と共通する部分が多く、基本的な執行方法は選挙と同様でございます。

そのため、国民投票は市にとって前例のない事務ではございますが、基本的には通常の国政選挙の執行体制を活用して対応することとなると考えております。

選挙管理委員会としましては、国民投票が実施されることとなった場合には、主権者である国民が憲法改正について直接意思を表明する重要な機会であることを踏まえまして、国や県選挙管理委員会と緊密に連携しながら、必要な執行体制の確保や市民の皆様への十分な周知啓発に努め、適正かつ円滑な執行に万全を期してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）55番 松尾議員。

○55番（松尾和也君）市長、そして行政委員会事務局長、御答弁ありがとうございました。

まず、市長から中小企業の人材確保は大変重要だという御認識賜ることができました。労働局との雇用対策協定などの取組も御説明いただきました。さらに、求人情報を相互的に情報交換をしており、毎年1万人の就労の実績があるともおっしゃっていただきました。これには1点安心をいたしました。

そして、共に汗をかいてまいりたいとの御発言がありまして、私の両親も聞いておりましたので、大変誇り高く聞いてくれたんじゃないのかなと思います。

そして、まず就労関係から第2質問早速させていただきたいと思います。

ハローワークは国の機関でありますから、当然お答えがしにくい部分もあったかと思いますが、求職者や地元企業にとっては、ハローワークだろうと本市の就労支援だろうと、公という点において感覚的に違いはないんです。やはり私は、地元就労支援の取組という大きなくくりで今おっしゃっていただいたような連携をさらに強く進めていただきたいという思いから今回質問にしました。

北九州市の就労支援というのは、民間が行っているものは、もう派手に俳優を起用してコマーシャルなども打っておりますが、北九州市の就労支援はそういうことはできませんが、でもやっぱり地元のことを一番よく分かっていると。そして、こんなにも優れたサービスがあるということの周知も今後皆様に努めていただきたいと思うんです。

北九州市雇用動向調査によると、全ての業種別でやっぱり人手不足だということはもう実感としても数字としてもあるわけです。

中でも、運送業や建設業は特に人材が不足しているというのが見えます。

北九州市は九州の玄関口でありますし、物流は生命線です。しかも、今物流業界は厳しい残業規定により、一人の人間が多く頑張ることできませんから、さらなる人材が必要な状況です。

さらに、新日鐵をはじめ多くの製造工場や発電所など集積している北九州市でありますから、建設業というのはとりわけ重要なんです。

そして、その建設業も人手不足、これはもう決して看過することはできません。

この結果として、今物流もそうだし、建設もそう、競うようにして単価が上がってきているんです。つまり働く人によってはおいしいというか、今狙い目の業界となっているということの周知を進めていただきたいと思います。

そして、第2質問では、マッチングのことをもっと詳細に聞きたいと思います。

例えば、就労を希望している求職者が、月35万円でこういう仕事がしたいんだというような申出があった場合に、月30万円ならこういう会社が募集をしているという、似たような会社があるというケースは多くあるんだろうなと想定します。

その場合に、本市は、これはマッチング不可だとするのか、その会社側に連絡を入れて、35万円ならこういう人材が今来ていますよと、そういうところまでやっているのか、これを聞

きたいんです。

というのも、民間の就労支援というのはもちろん有料で、締結すれば数10万円とかギャラが発生する場合がありますと聞いています。ですから、マッチングの成立のためならネゴでも何でもするというような熱量が民間サービスにはあるんです。本市の就労支援もそのような熱量を持ってやっていただきたいという思いで聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今御質問いただきました就業に関するネゴシエーションというか、その件についてお答えいたします。

実際に求人情報を御覧いただきますとお分かりになるかもしれませんが、多くの求人は資格や経験によるということで幅を持たせているケースが結構多ございまして、実際就業支援施設でいろいろ面談をしたりとかお話をさせていただくときは、意外と給与面でそういうちょっと課題になることはなくて、あまり今おっしゃったようなことでちょっとやっぱりもっと高いところに行きたいみたいなケースはそんなにはないと聞いています。

ただ、そういう御希望があれば対応はしたいと聞いておりますので、先ほど議員が熱意を持ってとおっしゃいましたけれど、私どもの就業支援施設の職員も相当熱意を持って市内で就職してもらおうと頑張っておりますので、しっかりやりたいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）55番 松尾議員。

○55番（松尾和也君）ありがとうございます。一生懸命やられているということがよく分かりました。

まさに会社側がそういう余白を持たせていろんな人を引っかかるように、例えばこれはもうインターネットの検索みたいなもので、あまり多くのキーワード指定せずに募集をしているというこの状況自体が、やはり人手不足ということを本当端的に表しているんだろうなと思います。

就労関係はもうこれで終わりにしたいと思いますが、1点要望だけさせてください。

私は、地元の会社をよく回るんです。従業員が10人以下とか20人以下の会社を回ることが多いんですが、そういう会社で、午前中の議会質問で井上議員が新しい人材を受け入れている会社が少ないというようなことをおっしゃっていました。それ事実です。僕も実感としてそれ分かります。

ただ、それはそもそも希望していないんじゃないじゃなくて、人材確保が困難を極めるからというのが一番大きな理由だと思うんです。どういう感じですかということをお話をする中で、やっぱり地元の社長さんたちは、ハローワークというのがあまりにもポピュラー、有名であるからまずハローワークに登録をするんですって。そのハローワークに登録するけども、今はもうやっていないと。もう10何年前からやっていないんだという社長さんが物すごく多いです。

これ何でなんですかと聞いたら、今はどうか知りませんが、失業保険の給付の要件に面

接をするというのがなっていると。だから、ハローワークを通して会社に面接に来るけれども、いいよ、いいよ、うちで働きなと言っても、結局その子を採用に行き当たったことがないというような社長の意見というのを耳にたこができるほどこれまで聞いてきたんです。

ですから、ハローワークが皆さんの管轄ではないということを分かっているながら、今回あえてこの質問をさせていただきました。

そういう状況が今も続いているなら、北九州市議会議員の一人が非常に懸念を示していたと、皆様から労働局とお話しになる際にぜひ伝えていただきたいと思います。

会社で面接をするということになれば、10人以下、20人以下、そういう規模の会社は社長が自ら面接を行う、あるいは専務クラスがわざわざ面接を行うわけです。その面接の時間中、稼げるお金も稼げないし、都合をつけないといけない。企業側の採用負担というのが途方もなく大きいから、そもそももうハローワークは継続しないというか、更新をしないというか、そういう状況なんです。

一方で、北九州市のしごまる使っている方、中にもいらっしゃると思いますが、やはり同様の公のサービスということで、同じように見られているかもしれません。

ですから、広報に努めることというのが非常に大事で、今僕がハローワークのことをこうして悪く言いましたが、今現状はそうっていないかもしれない。これは僕の調べ不足もあるんですが、やっぱりそういう最新の情報を会社さんにお伝えしていくというのがやはりもっと多くの就労の実績、毎年既に1万件の実績があるというのはすばらしいことでありますけども、まだまだ増えていく余地があるんじゃないかと思います。これは陳情というか、何て言うんですか、言うだけのやつにしますので、よろしくお願いします。要望です。要望にします。

そして、国民投票のことを教えていただいてありがとうございました。

まさにおっしゃっていただいたように、発議から60日以降180日以内にしないといけないというルールがあるそうです。

一方で、高市首相が来春めどには発議を行いたい旨の発言を先々週ぐらいにされていたかと思います。来春めどということは、それから60日から180日ですから、早ければ来年の夏にでも国民投票を我々はしている可能性があるというような状況で、意外と遠い話ではないなという認識を新たにしました。

そして、今お答えいただいてありがとうございました。

そこで、やはり気になるのが、北九州市は投票率がずっと低いということなんです。我々の市議選もそう、市長選も残念ながらそうです、投票率が振るわず、やはり市民の足は政治というか、選挙ということから市民の足は離れているんじゃないかなと、昨今ますますそのように思います。

国政選挙においても、我が市の投票率は高くなくて、ほかの政令都市と比べてもやや低めだったんじゃないかなと記憶しています。国政選挙で高いときで5割、北九州市議選で4割前

後、市長選ではもうここ最近では4割に届いていないというのが現状です。

国民投票が今後もし行われることになるとしたら、そのときの国民の関心というのはすごく高まりますから、私はこれチャンスだと思うんです。投票所に足が向かなくなった有権者の皆様に、いま一度選挙に行くということを思い出していただいて、実際に行動してもらおう。そうすることによってその後の選挙の投票率もついでに上がればいいなと私は思っているんです。

重要な好機になると思いますので、局長から御答弁があったように、万全の体制で執行していただきたい。その結果、他都市よりも投票率が高くなれば私はすばらしいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

そして、国政選挙では、総務省が投票率向上のためのコマーシャルや特設サイトを設けることで知られております。そういうような広報に努めますが、低迷する投票率の向上のために、北九州市も今回の国民投票することになるとすれば、私たちは議員も市長も候補者ではありませんから、市長や我々議員全員登壇をして、そういうネット広告なんかで投票に行きましょうということができると思うんです。そのような、これはアイデアにすぎませんけれども、そのような大胆な取組を選挙の際には企画してほしいと思っておりますが、見解があればお聞かせください。

○議長（中村義雄君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（武藤朋美君）国民投票が実施されることとなった場合、やはり皆様にしっかりと投票していただけるように周知、広報を努める。その中で議員の皆様、行政の側も努力をして皆様にしっかりと周知をしていくということは大事だと思っておりますので、その部分についても、することが決まった場合にはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）55番 松尾議員。

○55番（松尾和也君）ありがとうございます。本当にまだ決まっていないことですので、決まったら一生懸命やりますということしかおっしゃられないのは当然だろうと思いますが、思ったよりも本当にすぐ近くに来る可能性があるのです、今回質問させていただきました。

これもまた分かれば好奇心から教えてほしいんですが、選挙の公報看板というのが立つ可能性あるのでしょうか。選挙の板があるじゃないですか。

○議長（中村義雄君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（武藤朋美君）その広報のやり方につきましては、まだやはり具体的なことは分かっていないといえますか、手続の法律で決まっている部分と、それから実際にどのようにやっていくかというところは、まだ詳細はちょっとお答えしかねるという状況でございます。

看板につきましても、やはり皆様の大事な権利行使の投票ですので、しっかりと周知をするということでは、恐らく設置するのではないかと思います、その詳細はちょっと今時点では

お答えすることは難しいかなと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）55番 松尾議員。

○55番（松尾和也君）本当に重ね重ね御答弁ありがとうございます。

最後、要望で終わりますが、やはり僕も看板はつくんだろうと思うんです。その看板がつくだろうと思う中で、もっと踏み込んで僕は予想しているのは、多分争点というか、そういうのをまとめたものが載るんじゃないかなと。総務省でもそういうふうな発信をするんじゃないかなと思うんです。

だから、そのときに我々議員というのは政党を持っている場合も多いです。ですから、プレーヤーとしてどちらかの立場で選挙運動をするような光景も町なかで見られるでしょうから、これも例えば選挙違反のことに關しても、我々はプレーヤーとして選挙をするのにもかかわらず候補者では決していないわけで、選挙違反の取扱いなどもあらかじめ勉強しとかなないと、おおむね変わりはないんだろうと思いますが、例えば選挙カーとか政党車を今までどおり通常のルールどおりの国政政党のみにするのかとか、誰でも勝手に走らせていいのかとか、初めてのことでですからいろんな可能性が出てくるわけであります。

ですから、今日は前もってこうやって議論をさせていただこうと思って、結果、とても有意義な議論になったと思っておりますので、もしその時が来た場合にはしっかりと御答弁のとおりに滞りなく万全に執行していただけるように重ねてお願いを申し上げまして、少し時間余ってしまいましたが、私の議会質問をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村義雄君）進行いたします、41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）皆さんこんにちは。日本共産党の伊藤淳一でございます。会派を代表いたしますして一般質問を行います。

今年は熊本地震から10年、東日本大震災から15年という節目の年に当たり、阪神・淡路大震災からも31年が経過しています。

こうした中、内閣府は、2024年12月13日に、能登半島地震での対応やスフィア基準等を踏まえた自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインを改定いたしました。

これまで参考にすべき基準にとどまっていたスフィア基準について、避難所運営における指標とするよう定められているため、これからの自治体には、1、人命救助と同じレベルで発災直後から被災者支援活動を開始すること。2、被災者の人権を尊重した避難生活確保を目指すこと。具体的には、スフィア基準を遵守できる避難生活の準備をすること。3、平時から災害支援NPO・NGO、民間企業、大学などと密にコンタクトを取り、災害対応についての情報交換を行うこと。さらに、市町村や都道府県を超えた支援ができるようにしておく。4、平時に避難所開設訓練を災害支援NPO・NGOや地域住民及び周辺自治体並びに同じ経済圏の自治体などと一緒に年間を通じて実施することなどが求められています。

そこで最初に、災害関連死について質問をいたします。

阪神大震災を契機に定義づけられた災害関連死は、熊本地震では死者全体の８割を占めており、能登半島地震においても直接死を上回る人数が確認されています。

災害関連死の多くは、高齢者や障害者等の要配慮者、避難行動要支援者です。

こうした現実を踏まえれば、被災者の人権を尊重した避難生活の確保、具体的にはスフィア基準に基づく避難環境の整備は、もはや任意の取組ではなく、自治体として果たすべき必須の責務であると考えます。

スフィア基準は、避難所にぜいたくを求めるのではなく、災害時であっても人間の尊厳と命を守るための最低限の基準です。体育館の床に雑魚寝を余儀なくされ、トイレや食事、プライバシー、空調が不十分な環境での避難生活を続けることは、災害関連死を防ぐ観点から許されません。

そこで、本市の指定避難所ごとにトイレは20人に対して1基、居住スペース1人当たり3.5平方メートル、段ボールベッド、パーティションの開設時設置、土足禁止の徹底、温かく栄養バランスの取れた食事の提供、入浴・洗濯の機会、空調の確保、非常用電源について、どこまで達成できているのか、避難所ごとの整備状況を点検し、市民に公表すべきではありませんか。答弁を求めます。

本市の在宅人工呼吸器使用患者・災害時総合支援事業の意見交換会では、人工呼吸器など電源を必要とする医療機器使用者は、急な避難行動が取りにくく、避難先にも電源がなければ移動しても使えないこと、市の指定避難所には在宅人工呼吸器患者に対応する電源が置かれておらず、一般避難所で過ごせる部屋や動線などの検証もまだ十分ではないことが明らかになっています。

指定避難所502か所のうち、医療的ケアが必要な方を受け入れられる避難所は何か所あるのか。非常用電源、医療機器、介助スペース、バリアフリー動線を備えた福祉避難スペースを避難所ごとに整備、公表すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、本市の高齢化率は、令和8年3月31日時点で31.7%、政令市トップとなっており、まさに超高齢都市であります。

高齢者の災害関連死の問題は、本市にとって深刻な問題であり、早急に取り組まなければなりません。

国は、2011年の東日本大震災で多数の高齢者や障害者が犠牲になった教訓を踏まえ、2013年に避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務づけました。

さらに、2021年5月には、名簿登録者の個別避難計画の策定が努力義務化され、優先度の高い要支援者については、おおむね5年程度で取り組むこととされています。

北九州市においても、対象者を事前に把握する際の調査資料として、災害時の避難に関する調査のお願いを作成しており、災害時に避難が困難な方を事前に把握して名簿を作成し、自治

会などに提供するとともに、一人一人の避難計画を作成し、地域などの支援者と共有して避難支援を促進すると記載しています。

対象者は、一定の要介護度や障害を持つ、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険なエリアに住む方々です。

しかしながら、個別避難計画はつくっただけでは命を守れません。本市の調査資料にも、災害時に必ず支援されることを保証するものではないとあります。

では、誰が、いつ、どの手段で、どこへ避難支援するのか。支援者が不在の場合、夜間豪雨時、土砂災害時にどうするのか、計画の実効性を市が責任を持って確認しているのか。答弁を求めます。

個別の現行避難計画様式には、氏名、住所、地形的特性、緊急連絡先、避難支援者、避難予定場所、災害種別などを記入する形になっていますが、これでは実際の災害時に命を守る計画としては十分とは言えません。

実態に即した実効性ある計画となるように、移送手段、福祉避難スペースへの受入れ、医療機器や常備薬、停電時対応、支援者不在時の代替策、訓練実施状況、計画更新日についても明記するよう改善すべきではありませんか。答弁を求めます。

本市が示す災害が起きる前の避難のお知らせでは、テレビ、ホームページ、防災メール、緊急速報メール、X、LINE、防災アプリハザードンなどが列挙されています。

しかし、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者、日本語が苦手な人にとって、こうしたデジタル手段を中心とした情報伝達が有効とは言えません。

北九州市の災害時障害者サポートマニュアルにも、障害のある人は一般的な情報があっても危険を理解、判断しにくい場合があります、言葉だけでなく、身ぶりや手ぶり、筆談など、コミュニケーション手段を工夫する必要があるとしています。

本市は、メール、LINE、X、アプリなど多様な手段を示していますが、災害時に本当に支援が必要な高齢者や障害者ほどこうした情報にアクセスできない場合があります。

避難行動要支援者一人一人に対し、実際に届く情報伝達手段を個別避難計画に位置づけ、電話、訪問、ファクス、筆談、手話、音声読み上げ、多言語対応など、その人に実際に届く手段を事前に決めておくべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、障害者雇用に関する質問をします。

報道によると、障害者が通っている職業訓練をする就労支援の作業所で、利用者の半数以上が在宅というケースが、2025年までの4年間で3.2倍になっていたことが厚生労働省のデータで明らかになりました。

特に在宅利用が急増しているのは、就労継続支援B型事業所です。利用者は軽作業などをして月に1万円から3万円の工賃を受け取るのが一般的で、事業所には利用者1人当たり月15万円前後の給付金が国や自治体から支給されることから、営利法人の参入が増えており、2025年

末現在で全国に約 2 万か所の事業所があります。

厚労省は、利益目的の一部事業者が、必要ないのに在宅支援を乱用していると見ており、全国の自治体に指導の徹底を求める通知、2026年 4 月13日、就労移行支援事業、就労継続支援事業 A 型、B 型における在宅支援の要件遵守の徹底についてを出しています。

共同通信が情報公開請求で得た厚労省のデータによると、在宅支援をしているのは、2021年 3 月に2,210か所でしたが、2025年 3 月には4,380か所と、約 2 倍に増えています。そのうち、利用者の半数以上が在宅という事業所は、2021年の171か所から2025年には544か所と、3 倍以上になっています。

重い障害や特性により在宅支援が必要な方はいますが、必要がないのに在宅支援を乱用するのは、就労支援という理念からかけ離れています。

在宅支援が障害者の選択肢を広げるものになっているのか、それとも孤立を深め、自宅での作業だけを押しつけ、支援の実体を伴わないものになっていないか、この実態を市がつかむ必要があります。

そこで、本市において該当する事業者の在宅支援の実態を把握しているのか、厚労省の通知を受け、本市として事業所への指導・確認をどのように行っているのか、答弁を求めます。

今年 2 月、本市は就労継続支援 B 型事業所に対し、障害者総合支援法に基づく指定取消処分を行うと発表しました。

その理由は、自立支援給付費の不正請求によるものです。

指定取消しは、行政指導や改善勧告とは全く異なる重大な処分です。新規利用者の受入れは停止され、既存の利用者は他事業所へ移行しなければなりません。職員の雇用継続も困難になり、事業の存続ができなくなってしまう。

不正が起こる背景としては、人員基準を満たすことが経営上に厳しい、加算が取れず収支バランスが崩れる、現場が忙しく、記録が後回しになっている等々が上げられます。

不正は許されるものではありませんが、指定取消しによって何ら責任のない利用者と職員がいることを忘れてはなりません。市には不正を処分するだけでなく、その影響から利用者と職員を守る責任があると考えます。

そこで、処分を受けた事業所の利用者はどこに移ったのか、移行先は本人の希望を尊重して決められたのか、職員の雇用継続について市はどこまで把握しているのでしょうか。答弁を求めます。

就労継続 B 型事業所が置かれている経営環境の最大の問題は、障害福祉サービス等報酬が低いことにあります。

厚労省が2024年に実施した障害福祉サービス等経営概況調査によれば、就労継続支援 B 型の事業所の46.8%が赤字となっており、報酬水準の低さが影響していることが分かります。

不正は厳しくたすべきですが、同時に真面目に支援している事業所が、人件費、物価高、

家賃、光熱費等の上昇という経営環境の悪化で苦しんでいる現実もあります。

こうした構造的問題を放置したままでは、処分だけを繰り返しても問題の根本的な解決にはなりません。

本市において、市独自に工賃の向上、販路拡大、公共調達による優先発注、専門人材の育成、さらには送迎・家賃・光熱費に対する支援などを行うべきです。

同時に、国に対して障害福祉報酬の引上げを求めるべきです。答弁を求めます。

民間企業に適用される障害者の法定雇用率が、今年7月より2.5%から2.7%に引き上げられます。同時に、対象事業主の範囲も40.0人から37.5人以上へと拡大されます。

法定雇用率を達成できない場合、企業は不足人数分の給付金1人当たり月5万円が課せられ、改善が不十分な場合には社名が公表されます。

こうした制度的な圧力により、雇用率を上げる必要に迫られた企業が、障害者の就労管理のノウハウを持っていない、割り当てる業務を決められないなどして業者を頼るいわゆる障害者雇用ビジネスを利用しているケースが増えております。

障害者雇用ビジネスは、2010年頃に登場したとされていますが、厚労省によると、利用企業数は2025年11月末時点では1,803社、2年前の2023年3月末の1,081社から約1.7倍に増えていきます。業者数も23社から46社と倍増しております。

しかしながら、現行制度では、こうした事業者の運営実態を十分に把握し、是正する仕組みが弱いため、一部の業者の活動は野放し状態となっており、障害者が不適切な労働環境に置かれるという深刻な状況が発生し続けております。

障害者雇用は、企業の義務達成のためではなく、障害のある人が尊厳を持って働き、収入を得て社会の一員として尊重されるための制度です。

市は企業に対し、雇用率の達成だけではなく、合理的配慮の実施、職場定着、適切な賃金の確保、ハラスメント防止、相談体制まで含めて支援すべきです。答弁を求めます。

地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、率先して障害のある人を採用し、法定雇用率を達成、維持することが求められております。

本市においても、北九州市障害者活躍推進計画、期間令和7年4月1日から令和12年3月31日を策定し、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取組を進めております。

同計画では、1、法定雇用率の達成、維持、2、職場不適応による退職者ゼロ、3、満足度の全体評価が前年度を上回るの以上3項目を目標にしております。

そこで、令和8年における上記3項目の目標達成見込みについての答弁を求めます。

最後に、市の障害者雇用は、雇用率達成という数字にとどまってははいけません。問題は、障害のある人が尊厳を持って働ける環境になっているかです。

安定した雇用、適切な業務配置、合理的配慮、職場定着、キャリア形成まで保証されている

のか、また、障害のある職員の声を直接聞く仕組みはあるのでしょうか。市自身が数字合わせではない障害者雇用モデルを示すべきです。答弁を求めます。

以上、私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、災害関連死に関連しまして、実際に届く情報伝達手段を個別避難計画に位置づけ、事前に決めておくとの御指摘ございました。

災害時におきまして、避難情報を可能な限り市民お一人お一人に確実に届け、命を守る行動につなげることは、避難指示の主体である基礎自治体として大変重要な責務であると考えております。

特に高齢者や障害のある方、日本語での情報取得が難しい方などは、避難情報が発信されてもその情報を十分に理解し、避難行動に移すことが困難な場合がございます。

このため、北九州市では、避難情報の伝達手段を1つに限らず、防災メール、緊急速報メール、防災アプリハザードン、ホームページ、X、LINEなど重層的な情報伝達手段を整備しているところであります。

さらに、デジタル機器の利用が難しい方や視覚・聴覚障害のある方をはじめ、情報取得に配慮を要する方への対応として、固定電話への音声配信やファクスによる避難情報の提供、要配慮者利用施設へのファクス送信を行っております。

また、外国人の方に向けた災害対応言語コールセンターの運用や防災Xなどを通じた英語による情報発信にも取り組んでおります。

このように、御本人の状況や情報の受取方はお一人お一人異なることから、北九州市といたしましては、デジタルによる迅速な発信に加えまして、音声、ファクス、多言語対応など、特定の手段に頼らず、多様な手段を組み合わせながら対象者の方々の状況に応じた情報伝達の充実に努めております。

また、避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、現状重層的な情報伝達手段が用意されている中で、あらかじめ特定の手段を限定的に選択して記入するのではなく、各支援対象者の状況に応じて特筆すべき点を適切に記入することとしております。

議員の御指摘も踏まえまして、改めて現在の運用状況をしっかり点検、把握し、必要な対応を考えてまいりたいと存じます。

今後も多様かつ重層的な情報伝達手段を活用するとともに、地域や福祉関係者との連携を深め、避難行動要支援者をはじめとした市民の皆様の適切な避難行動につながるよう取組を進めてまいります。

次に、大項目2つ目、障害者雇用につきまして、そのうち3つ目、就労継続支援B型事業所に対して、市独自に工賃向上、販路拡大等々、送迎・家賃・光熱費の支援、国の報酬引上げ要請、お尋ねございました。

障害のある方の就労は、経済的な自立を支えるとともに、働くことを通じて社会的な役割を担い、多様な個性が共に尊重し合える地域社会につながるものでございます。

また、障害のある方にとって就労支援サービスは、活動を通じた能力向上を図るとともに、将来的な一般就労への移行も見据えまして、社会参加と自立に向けた基盤を整える重要な支援でございます。

このような中、国の障害者雇用・福祉施策に関する検討会等におきましては、就労継続支援事業所のうち、特にB型事業所につきましては、半数近くが赤字事業所であることや、専門人材が不足していること、さらなる工賃向上に向けた取組が必要であることなどの課題が指摘をされています。

一方、北九州市では、これまでもB型事業所を含む就労支援事業所における工賃の向上に向けまして、1つは官公庁等から業務を受注するための共同受注センターの設置、2つに障害者の自立支援ショップー丁目の元気の運営補助、3つ目に福岡県と共同で開催する農福連携マルシェなどの取組を行ってまいりました。

また、令和7年度からは、これらの取組をさらに進化させ、福祉の枠組みを超えて他の分野と共創し、一般市場で障害のある方の作品や商品の展開を目指すNUKUMORI PLUSプロジェクトを立ち上げたところでございます。

このプロジェクトは、北九州市と事業所、民間企業が連携をいたしまして、1つにマーケティングを踏まえた商品開発の勉強会や商談会の実施、2つに小倉城のしろテラスや皿倉山お土産販売コーナー、クリスマスマーケット等での商品の販売、3つに市内8か所のホテルでのアート作品のレンタル事業など、障害のある方の商品や作品の魅力を多くの方に届けることにつながっております。

このほか、就労支援事業所が安定的にサービスを提供できるよう、物価高騰対策としての光熱費の支援、職員の業務負担軽減のためのICT導入補助、支援員の専門性を高める研修の実施などにも取り組んでおります。

また、国に対しましては、事業所が安定的に運営され、利用者の皆様のニーズに即したサービスが提供できるよう、障害福祉サービス報酬の充実や職員の処遇改善等につきまして、全国市長会等を通じて要望を行っているところでございます。

北九州市といたしましては、今後も障害のある方が持続的で質の高いサービスを受けることができ、働く喜びを感じながら、社会の中で自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）大項目1つ目、災害関連死に関連してのうち、残りの4つの御質問に順次お答えいたします。

初めに、スフィア基準に基づいて指定避難所ごとに居住スペース、トイレ、ベッド、パーテ

ィション、食事などの整備はどこまで達成しているのか点検し、市民に公表するべきと考えるがとの御質問に御答弁いたします。

スフィア基準とは、災害や紛争時に人道支援の最低基準を国際的に定めた指標でございます。被災者の尊厳を守ることを前提に、水・衛生、食料、住居、保健などの分野で必要とされる支援水準を示しております。

国は、令和6年12月に、市町村に対し、災害発生時にスフィア基準を指針として良好な生活環境を整備するよう、必要な備品を確保するとともに、都道府県、他の自治体、民間企業との協定締結も図っておくように取組指針の改定を行ったところでございます。

これを踏まえ、北九州市はスフィア基準が示す生活水準を参考に、量と質の両面で避難所環境の整備を進めております。

具体的な整備状況として、想定避難者数に対し、居住スペースは1人当たり約5平方メートルを確保し、トイレも3.5人に対し1基を確保しており、スフィア基準を満たしております。

また、生活環境の向上として、ベッドやパーティションについては適宜追加購入するなど、段階的に整備しているところでございます。

これらを含め、避難所環境の向上に必要な物資等については、国のプッシュ型支援や21大都市、九州市長会、福岡県内市町村との応援協定、また、地元企業との防災協定等を活用し、供給できる体制を整えております。

なお、備蓄物資の整備状況につきましては、民間業者に管理を委託し、専門的な体制の下で適切に在庫管理を行っており、その総数は地域防災計画で公表しております。

また、災害時には避難者数に応じて大型倉庫等の物資を適切に振り分け配備する計画となっていることから、避難所ごとの備蓄数量を公表する必要性は乏しいと考えております。

いずれにしても、スフィア基準は避難所における生活環境の向上に非常に有効であると認識しております。今後も避難所環境の改善に向けて、鋭意取り組むとともに、あらゆる対策を講じることで支援体制を確固たるものとし、誰一人取り残さない避難所の実現を目指していきたいと考えております。

続きまして、指定避難所502か所のうち、医療的ケアが必要な方を受け入れられる避難所が何か所あるのか、非常用電源などを備えた福祉避難スペースを整備、公表すべきとの御質問に御答弁いたします。

医療的ケアを受けている方が災害時にも安心して避難生活を送るためには、平時から一人一人の状況に応じた備えを行うこと、そして御本人、御家族、行政が情報を共有し、支援体制を確かなものにしておくことが不可欠であると認識しております。

議員御指摘の指定避難所における医療的ケアが必要な方の受入れの可否につきましては、指定避難所は災害時に多くの市民の方々が一時的に身を寄せる場であり、また、災害の規模や種類、必要とされる支援内容、避難所での滞在時間など、個別の事情が異なるため、一律に医療

的ケアが必要な方を受け入れられる避難所をお答えすることは、その性格上困難であります。

なお、北九州市には福祉避難所が91か所あり、状況に応じた適切な支援の協力をしていただく体制を取っているところでございます。

一方、北九州市が行っております在宅人工呼吸器使用患者・災害時総合支援事業では、医療的ケアが必要な在宅の人工呼吸器使用患者が安心して避難生活を送ることができるよう、非常用電源の購入費助成や災害時個別支援計画の作成などを実施、推進することにより、家庭における備えの充実と発災時の円滑な支援を推進しているところでございます。

こうした個別支援施策の充実も含め、今後とも医療的ケアを必要とする方やその御家族にとって適切な避難環境が備わるよう、関係部局とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、避難行動要支援者の個別避難計画は誰がいつどのように避難支援を行うのか、支援者不在の場合など、計画の実効性を市はどのように確認しているのか、また、個別避難計画の様式に移送手段や福祉スペースへの受入れ、医療的配慮、支援者不在時の対応などを明記し、実効性のある内容に改善すべきではないかとの御質問にまとめて御答弁いたします。

北九州市は、災害時における避難支援の仕組みづくりの一環として、高齢者や障害のある方のうち、自力または同居する家族の支援を受けても避難することが困難な方を対象に、自治会などの協力を得ながら、一人一人の具体的な支援方法を記載した個別避難計画を作成しております。

国の取組指針においても、優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で取り組むこととされており、身体的要件や地理的要件などの条件により、限られた人的資源を真に支援を必要とする方々へ重点的に活用することで計画の実効性を高めているところでございます。

個別避難計画の作成については、まず自治会等の地域関係者や民生委員を中心として取り組み、令和4年度からは計画の作成率を向上させるため、ケアマネジャーなどの福祉専門職とも連携しながら、より多くの方々の計画の作成が進むよう取り組んでいるところでございます。

そのような中、個別避難計画の実効性を高めるため、支援者が不在の場合などでも対応できるよう、可能な限り複数の避難支援者を確保するよう努めております。

また、計画の作成に当たっては、福祉専門職に対して避難支援者が近隣に居住しているか、避難予定場所が安全な場所にあるかなど、チェックリストを活用して確認するようお願いしております。

さらに、作成後においても、対象者の環境変化に応じた見直しや避難訓練等を通じた計画内容の確認など、より実効性の高い計画となるよう取り組んでいるところでございます。

他方、北九州市の個別避難計画の様式については、対象者の状況も様々であること、地域や福祉専門職の方々と協力して作成していることなどを踏まえ、対象者に共通して必要な項目を

基本に、簡潔で分かりやすいものとしております。

このため、現状では医療的配慮など、対象者ごとに特筆すべき事項は備考欄等に記載することで実効性の確保に努めているところでございます。

今後も個別避難計画の作成に関わる方々の意見や他都市の状況等を踏まえ、個別避難計画の実効性のさらなる向上に取り組みたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）次に、2つ目の大項目、障害者雇用についての残りの御質問にお答えいたします。

そのうちの1つ目、本市における在宅就労支援サービスの実態把握、事業所への指導、それから2つ目、令和8年2月の就労継続支援B型事業所の指定取消処分についてのお尋ねでございます。

障害福祉サービスにおける就労支援は、活動を通じた能力向上を図るとともに、将来的な一般就労への移行も見据え、社会参加と自立に向けた基盤を整える重要な支援でございます。

この中で、在宅による就労支援サービスの利用は、障害のある方が希望していることや、在宅での活動等が就労に必要な知識や能力の向上に寄与できるものである場合に限り認められております。

この在宅就労支援サービスにつきましては、一部事業者の不適切な事業運営があったことを受けて、今年4月、厚生労働省から全国自治体に対し、事業所指定や支給決定の際に適切に対応するよう通知が出されたところでございます。

北九州市におきましては、これまでも在宅就労支援サービスを行う事業所に対し、1つ目として、事業開始時に運営規定に具体的な活動の内容が記載され、また、その内容が適切であることの確認、2つ目に支援や活動に関する記録の定期的な点検などを通じて実態の把握に努めてまいりました。

また、利用者の意向を踏まえて作成された個別支援計画の内容が国の要件を満たしているか、独自のチェックシートを活用して確認するなど、在宅就労支援サービスが適切に提供されるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、今般の厚生労働省の通知を受けて、北九州市からも市内の全就労支援事業者に対し、国の要件遵守の徹底を通知したところでございます。

次に、今年2月に北九州市が行政処分を行いました事業所に関する御質問であります。この事業所につきましては、利用実態のない利用者分の給付費を不正に請求した事実が確認されたため、指定取消しの行政処分を行ったものでございます。

なお、この事業所につきましては、別の法人が事業を継承し、引き続き利用者の意向に沿った支援が継続されていることを元の法人代表者を通じて確認をしているところでございます。

また、職員については、その多くが継続雇用されたと聞いております。

市内には現在300弱の就労支援事業所があり、障害のある方に寄り添った適切な運営を行っています。

しかしながら、このような不正が確認された場合には、今後も厳正に対処してまいりたいと考えております。

北九州市としては、今後も障害のある方が障害福祉サービスを通じて働くことの喜びを実感できるよう、持続的で質の高いサービスが提供されるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、障害者雇用についての4つ目、市は企業に対し、雇用率の達成だけでなく、合理的配慮、職場定着、適切な賃金確保、ハラスメント防止、相談体制など支援すべきとの御質問でございます。

国においては、障害のある方の就労機会の確保や経済的自立、社会参加の促進を目的として、一定以上の労働者を雇用する事業主に対して法定雇用率を定めており、今年の7月からはこれまでの2.5%を2.7%とするなど、段階的な引上げを行っております。

一方、今年2月に国の今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会の報告が公表され、この中で業務内容と障害特性の適切なマッチングによる能力発揮の促進など、雇用の質の重要性が示されたところでございます。

また、障害のある方の就労支援に当たっては、雇用施策と福祉施策の連携が必要であることから、先日6月1日に障害者就労に係る雇用福祉横断検討会が設置され、今後雇用と福祉の役割分担の整理や就労系障害福祉サービスの効果的な在り方などについて議論されることとなっております。

北九州市では、これまでも国や県と連携し、平成19年に北九州障害者しごとサポートセンターを設置して障害者雇用の促進や安定を図るため、職場開拓や職場への定着支援など、様々な取組を行ってきたところでございます。

具体的には、企業向けの取組といたしまして、1つ目には、障害特性に応じた業務や配慮についての個別相談、2つ目として、障害への理解促進や職場環境づくりに関する講座の開催、3つ目といたしまして、先進的な取組を行う企業の見学など、働く側、雇用する側の双方の視点に立った支援に取り組んでいるところでございます。

一方、適切な賃金の確保やハラスメント防止につきましては、法的指導権限が国にあるため、労働局などの各機関が対応しており、北九州市といたしましては、障害のある方などから相談があった場合には、個別の事案について丁寧に聞き取りを行うとともに、必要に応じて専門の機関につなぐなど、適切に対応を行っております。

今後も企業や障害のある方の声を聞きながら、障害の有無にかかわらず誰もが自分らしく働き続けられるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、障害者雇用についての御質問のうち、5つ目、北九州市障害者活躍推進計画における3つの目標について、令和8年の達成見込みを伺うという御質問と、6つ目、障害のある職員について、特性に応じた適切な業務配置や合理的な配慮等は保証されているのか、また、本人の声を直接聞く仕組みはあるのかという質問にまとめてお答えいたします。

障害者雇用は、障害のある方がその能力や適性を生かし、社会の一員として生き生きと働くことを通じて共生社会を実現していくための重要な取組であると認識しております。

また、市役所において障害のある職員が活躍することは、多様な視点を市政運営に生かし、誰もが利用しやすい行政サービスの向上にも資するものと考えております。

このため、北九州市では、障害のある職員一人一人が能力を有効に発揮できる職場づくりを進めるため、令和2年4月に北九州市障害者活躍推進計画を策定し、この中で雇用率、定着率、満足度の3つの目標を掲げ、毎年度実績を公表しているところでございます。

議員お尋ねのこれらの目標の令和8年における達成見込みにつきまして、まず雇用率は、昨年度まで法定雇用率2.8%を上回り、目標を達成しているところでございますが、今年度分については現在集計中でございます。

次に、定着率につきましては、現時点で職場不適應による退職者はおらず、現在の状況を継続させ、目標を達成したいと考えております。

満足度につきましては、毎年1月に実施するアンケート調査の結果を待つ必要がございますが、昨年度は75.5%と前年度を上回っており、引き続き各種取組によりまして満足度の水準を向上させたいと考えております。

今後、これらの目標を継続的に達成し、障害のある職員一人一人が活躍できる職場を実現するためには、職員の生の声を丁寧に聞いた上で、適切な業務配置や障害特性等を踏まえた合理的配慮等、個々に合わせた職場定着やキャリア形成の支援を実施することが重要でございます。

このため、まず職員本人の声を聞くための仕組みといたしまして、1つは合理的配慮に関する相談窓口の設置、2つ目に障害のある職員を対象とする年1回のアンケート調査、3つ目に1 on 1 ミーティングにおける所属長との意見交換、4つ目に異動希望や必要な配慮等、本人による自己申告書の確認、5つ目に業務上必要な配慮等を確認するための採用前面談といった取組を実施しているところでございます。

こうした取組を通じて把握した本人の要望や障害の特性等を踏まえ、勤務場所や業務内容、今後のキャリア形成等に配慮した配置を行うとともに、例えば車椅子に対応した通路幅の確保や配席レイアウトの工夫といった基礎的環境の整備、また、電話用ヘッドセットやパソコン画面拡大用モニターなどの業務支援機器の導入等、職員一人一人の障害特性等に応じたきめ細か

な合理的配慮を実施しております。

今後とも引き続き障害のある職員一人一人が能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）早速第2質問に入らせていただきます。

スフィア基準について討論今したと思いますけども、答弁で、大体供給体制も整備できているといったような答弁だったと思います。

問題は、災害発生時に開設直後からこういった避難者一人一人にベッドあるいはパーティション、トイレ等々が行き届いている体制になっているのか、これが大事だと思うんですけども、そういうところでは今の状況はどうでしょうか。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）スフィア基準につきまして、迅速に対応できるかについてですが、1つ北九州市として工夫している点でございますが、最初に避難者が集中すると考えられるのが、市民センターでありますとか学校でありますとか、そういったところになりますが、そういったところに物資を配備して避難所運営に当たってすぐに取り出せるような、そういった配備体制を取ってございます。

また、連携という面で申し上げますと、県内の各市町村でありますとか、あるいは地元の防災協定を結んでいる企業とも日常から訓練ですとか会議ですとか、そういったものを通して連携を取ってございます。そういった中で迅速な対応が取れる体制というものを整えております。

御指摘のように、迅速に対応することが重要でございますので、これからも早い段階で避難所の生活環境が整いますように努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）いずれにいたしましても、これからの避難所というのは、従来のようなああいっただ雑魚寝が続くというところではなくて、災害発生時に速やかにそういった整備が整っているということが求められると思いますので、市内502か所あるということですけども、各避難所においては速やかにそういった体制が取れるよう引き続き努力していただきたいと思えます。

次に、個別避難計画について若干伺いたいと思います。

特に、医療的ケアの面で、例えば人工呼吸器使用者ということ为例にとってみますと、こういった方々が速やかに先ほど言われました市内の福祉避難所91か所ですか、こういったところに速やかに移動できるような体制含めて個別避難計画にしっかり一つ一つ書き込まれているのか、その点を確認したいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）在宅の人工呼吸器の使用患者の方でございますけれども、基本的には避難先といたしましては、やはり医療設備の整ったところということになろうかと思えます。

これにつきましては、災害時の個別支援計画を立てていこうということで、昨年5件モデル的に個別支援計画を作成したところでございます。今年度は予算確保いたしまして、委託によってこの一件一件の個別支援計画を広げていくということにしております。

私も実はこの中身について、昨年策定したものを確認したんですけれども、非常に緻密に策定をしております。例えば関係者リストであれば、病院だけでなく、訪看の方、その担当者の方、連絡先、それから必要な医療機器が何であるのか、例えばどのような状態になったときにどういうふうに動くのかということがかなり緻密に策定されておりまして、当然避難となったときの病院との連携も確認した上でつくるということを一件一件やっているところでございます。

ですので、大変内容としては確かなものになっていると思いますので、こうした個別の支援計画が今後も、これ実は一件一件すごく時間はかかるんですけれども、進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）今の局長の答弁は非常に重要だと思います。

要は、個別支援計画5件ぐらい、先ほど作成したと言われますけれども、内容はいろんな難しい面あると思いますけれども、支援計画ごとの訓練とか、あるいは機器の操作、こういったシミュレーション含めて具体的なそういったシミュレーション計画というのは必要だし、早急にこれ実施していかなければいけないと思うんですけれども、そういった具体的な計画は今お持ちでしょうか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）できるだけ速やかに策定をしてまいりたいと考えております。今対象となる方が、こちらで把握しておりますのが市内で96名と。そのうち5件について昨年度策定しておりますので、残り約90名の方ということになります。この方についてできるだけ速やかに取り組んでまいりたいと思えます。

伊藤議員言われるとおり、やはりそれぞれの症状に応じた対応の仕方というのがそれぞれ個別にございますので、できるだけ速やかに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）関連ですけども、名簿をつくったり、あるいは計画をつくったという段階にとどまっている段階では問題解決にはなりません。

災害は御存じのように、夜間でも豪雨の中でも起きます。支援者が高齢で来られない、ある

いは自治会役員も被災する、車が出せない等々、いろんな状況があります。

作成済みの個別避難計画のうち、実際に避難訓練で検証したものは今何件ぐらいあるんでしょうか、お答えください。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）個別避難計画に係る訓練ということで、危機管理室で把握しておりますものとしたしましては、直近では去年の11月に門司区で避難行動要支援者の方を、例えば車椅子とかリヤカーを活用して避難所まで避難訓練、連れていくという、そういった避難訓練をしたりですとか、あるいは、これは令和8年1月に、福祉事業者とそれからのタクシー事業者と連携いたしまして、福祉車両とかタクシーで避難所まで避難をすると、そういった訓練を行っている状況でございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）昨年のお話です。いずれにしても、個別避難計画ごとの訓練があまり進んでいないというような状況がうかがえます。

これについては、特に今後力を入れて、要するに訓練していかないといけないわけです。大変ですけども、ぜひその辺はスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

計画をつくるだけ、あるいは補助制度をつくるだけ、避難所を指定するだけでは、決して命は守れません。

人工呼吸器を使う方、医療的ケアが必要な方、高齢者や障害者が実際に避難でき、電源が使える、支援者が動けるところまで確認して初めて実効性のある避難計画と言えるのではないのでしょうか。私はそういうふうに考えております。

北九州市として避難所ごとの受入れ体制可能性を点検し、個別避難計画を訓練で検証する仕組みを早くつくって進めていただきたいと思います。

次に、障害者雇用のところに移ります。

私は、この質問準備に当たっては、実際その御家族の方とも面会して状況もお伺いしました。御家族の方々は、本当に子供がそういったところを利用して勤めてお給料ももらえる、少なくとも工賃がもらえるということに対して、非常に感謝されているんです。そういったところがあるだけでも本当に感謝していると。

反面、やっぱりいろんな不満を持っておられるんです。それが非常に言いにくいような状況があるんだなということをその話の中でも伺いました。

そういった意味では、今後特にこの方々への環境整備というのがますます求められるし、特に北九州市の役割は大きいんじゃないかと思います。

それで、市自身の障害者雇用について先ほど御回答も伺ったんですけども、市の今こういう方々の定着率というのはどういう状況でしょうか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）申し訳ありません。定着率についての数字を持ち合わせておりませんので、お答えができません。申し訳ありません。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）後で調べていただいて、報告もしていただきたいと思います。

この就労支援のB型について、私昨年12月の議会で、こういう方々の事業所への交通費、これ北九州独自で支援計画持っていたんです。ところが、J Rがその支援を始めたということで、これやめちゃったんです。全然私も気がつかなかったんですけども、やめました。6か月の経過措置を含めてです。大体費用が350～360万円でしたか、予算が。それ削っちゃったんです。こういったことを、最も弱い立場の方々についての支援を取り消したということは、非常に残念でありますし、当事者方の落胆の声も聞いております。

私、この支援の制度を早急に復活するべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）今伊藤議員がおっしゃったのは、平成15年から始めておりまして、^{令和7年9月}~~平成7年3月~~で事業を終了いたしました精神障害者通所交通費助成事業というお話だと思います。

これは、J Rについてそれまで割引の制度がなかったということで、市単独で精神障害のところに単独で事業助成をしていたものですが、J Rの割引が始まったということで、西鉄バス、筑鉄などと並んで身体、知的、精神という3障害の割引が導入されたということを受けて終了を決定したものでございます。

ただ、J Rの割引の適用につきましては、私どもももう少し範囲なり広げて、また、今100キロメートル未満の短距離のほうに適用していないですので、そういったことに適用していただけないかというようなお願いというのもしているところでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）いずれにいたしましても、J Rの割引というのは片道100キロメートル以上じゃないと駄目なんです。実態的には使えないわけですから、そういった問題意識も当時の市長の直接の答弁あったわけですが、そういう問題意識も感じられておりますので、この辺については本当に真剣に検討していただいて、ぜひ復活をしていただくよう検討していただきたいと思います。

障害者雇用の就労支援は、企業や事業者の都合で進められるべきではないと思います。障害のある人が尊厳を持って働き、社会参加し、安心して暮らすための権利保障だと私は思っております。

市は国任せ、事業者任せにせず、利用者と職員の実態を直接つかみ、不正を許さず、真面目

な事業者を支え、市自身も模範となる障害者雇用を進める責任が私はあると思います。改めてそこを訴えまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村義雄君）ここで15分間休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

○副議長（村上直樹君）休憩以前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。22番 富士川議員。

○22番（富士川厚子君）皆様こんにちは。公明党の富士川厚子です。傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

早速質問させていただきます。

初めに、文化振興についてお伺いします。

本市は、令和7年1月に文化芸術の力で市民の幸福と町の成長の好循環を生み出す指針として、北九州市文化芸術推進プランを策定されました。今年度で2年目を迎え、各施策の真価が問われる中、私自身このプランの意義を深く実感する出来事がありました。

去る5月10日、北九州芸術劇場で開催された小倉北邦楽協会60周年記念特別公演で、成駒屋三兄弟の中村橋之助さん、福之助さん、歌之介さんをお招きした舞台に、私も小鼓方として参加し、橋之助さんの後ろで演奏するという貴重な経験をさせていただきました。

この公演を通じ、伝統芸能が持つ圧倒的な力、そしてそれが町に彩りを与え、人々の心を豊かにする様子を肌で感じ、文化芸術のすばらしさを再認識した次第です。

同時に、これほど質の高い文化を次世代へ継承していくための環境づくりの重要性を改めて痛感いたしました。

こうした現場での実感を踏まえ、2点お伺いします。

1点目に、プランの第4章では、施策の柱として、次世代を担う子供・若者の文化芸術体験の充実を掲げています。市民アンケートでも、9割以上の市民が子供の文化芸術体験や文化芸術活動を大切だと回答する一方で、伝統芸能への実際の接触機会は依然として少ないのが現状です。

今回の成駒屋三兄弟の来演は、若い世代にとっても伝統の魅力に触れる絶好の機会となりましたが、こうした本物に触れる機会をいかに持続させていくかが鍵となります。市として伝統芸能の保存、継承を中長期的にどう支えていくのか、また、子供たちや若い世代が日常的に伝統芸能に親しみ、自ら挑戦できる環境をどのように創出していくのか、見解を伺います。

2点目に、プランに掲げる文化施設のうち、現在北九州ソレイユホールが休館しており、施設数の減少により、北九州芸術劇場への需要が集中し、市民の多様な文化芸術活動の継続に少なからず影響が生じていると考えます。

文化施設のマネジメントにおいて、北九州芸術劇場が中心的役割を担う今、北九州ソレイユ

ホールの休館に伴う稼働状況や利用調整の影響を市としてどう把握し、市民の活動を停滞させないための利便性向上や環境づくりにどう取り組まれているのか、併せてお伺いします。

次に、あんしん通報システムについてお伺いします。

本市のあんしん通報システムは、高齢者のみの世帯で、健康上注意が必要な方や重度の身体障害者などの方々が、急病や火災などの緊急時にボタン一つで通報できる命綱と言える極めて重要な事業ですが、利用には固定電話回線が必要です。

しかし、昨今の特殊詐欺や悪質勧誘の増加、基本料金の削減などを背景に、社会全体で固定電話の解約が進み、携帯電話やスマートフォンのみという高齢者世帯が増えています。

他の自治体では、既に固定電話を必要としないモバイル回線を活用した通報システムやスマホアプリを活用した見守り、さらには室内の電力使用量やセンサーを用いた動線見守りなど、通信環境の変化に対応した先進的な新システムの導入が進んでおります。

そこで、お伺いします。

現行のあんしん通報システムに加えて、固定電話を持たない高齢者でも利用できるモバイル回線やワイヤレス技術を活用した新しい通報・見守りシステムの開発、あるいは民間サービスの導入などを進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、カスタマーハラスメントについてお伺いします。

これまではお客様は神様という考え方が根強く、理不尽な暴言や過度な要求に耐え忍ぶケースも少なくありませんでした。

しかし、今、社会全体の意識は大きく変わり、カスタマーハラスメントという言葉が頻繁に耳にするようになり、店頭でも対策ポスターをよく目にするようになっていきます。

行政職員が市民の声を聞くことは重要ですが、過度な暴言や理不尽な要求で職員が精神的に追い詰められることがあってはなりません。職員が安心して働ける環境を整え、安全と尊厳が守られてこそ質の高い公共サービスの提供につながると考えます。

本市でも、昨年度小倉南区役所において、職員を対象にカスタマーハラスメントに関するアンケートが実施され、多くの職員が暴言や威圧的態度、不当な長時間要求などに悩んでいる実態が明らかになりました。これはカスタマーハラスメントが特定の部署に限らず全庁的な課題であることを示しています。

また、本市では、一部の電話機に通話録音装置を設置しているものの、依然として限定的であり、全庁的な整備には至っていません。通話録音装置は職員を守るだけでなく、利用者の不当な言動の抑止効果が期待できる重要なツールです。こうした点からも、カスタマーハラスメント対策には検討すべき余地が残されていると考えます。

例えば京都市では、近年、全職員向けのアンケートの結果を基に、カスタマーハラスメント対策方針や対応手引の策定、窓口での迷惑行為への録音ルールの明確化、迷惑行為防止ポスターの掲示、研修実施など、組織として職員を守る具体的な取組を進めています。

また、国においても、労働施策総合推進法の改正により、2026年10月から全ての事業主にカスタマーハラスメント対策が完全義務化され、働く人を理不尽なハラスメントから守るという姿勢が社会全体の義務へと格上げされます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、労働施策総合推進法の改正に伴い、本市もカスタマーハラスメント条例を制定してはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

2点目に、カスタマーハラスメント対策を講じるに当たり、小倉南区役所だけでなく、全庁的なアンケートを実施し、実態を把握し、その結果を対策に反映すべきと考えますが、見解をお伺いします。

最後に、投票環境の向上についてお伺いします。

現在、国を挙げて自治体のDXが進む中、本市の選挙についても、デジタル技術を活用した効率化と有権者の利便性向上を検討すべき時期に来ていると考えます。

本年3月、宮崎県新富町で九州初の電子投票が実施され、私たち公明党会派も視察してまいりました。高齢者の多い町ですが、電子投票の満足度は95.2%、分かりやすさ98.4%、次回も電子投票を支持するが88.5%と、高評価でした。

また、字を書くことに不安がある方も、タッチ操作だけのため、安心して投票ができたとのことでした。

その結果、従来は深夜までかかっていた開票作業は、確認作業を含め僅か42分で終了し、開票人員も4分の1程度に削減、さらに疑問票や白票以外の無効票が発生しないという劇的な成果を示されました。

また、福岡県内でも今年8月に粕屋町が県内初の電子投票を導入予定で、自治体選挙のデジタル化は既に現実的な選択肢となっています。

本市が政令指定都市で初めての電子投票を導入し、DX推進都市としてリーダーシップを示すためにも、来年の北九州市長選挙は絶好の機会だと考えます。

そこで、お伺いします。

本市としても全市一斉導入には運用やコスト面にも課題がありますが、電磁記録投票法に基づき区単位での導入は可能です。

そこで、来年の市長選挙において、本市の中心部であり、多様な世代の有権者が集まる私の選挙区でもあります小倉北区をモデル地区として先行導入し、そこで得た知見を将来の全市展開へつなげるスモールスタートを検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、文化振興について、伝統芸能を中長期的にどう支えるのか、親しみ、挑戦できる環境の創出についてお尋ねございました。

文化芸術は、豊かな感性を育み、人々の暮らしに潤いをもたらすことはもとより、町の魅力や都市ブランドを高める上で大きな役割を果たしていると認識をしております。

このため、北九州市では、文化芸術推進プランに基づき、文化芸術の力で町を鮮やかに彩り、心豊かな市民生活や多くの人を引きつける活力あふれるまちづくりを目指しております。

こうした中、伝統芸能は人々の暮らしの中で育まれ、世代を超えて受け継がれてきた地域の宝であり、先人の知恵や美意識、精神文化を今に伝える貴重な文化資源であります。

一方で、担い手の高齢化や生活様式の変化などにより、市民の皆さんが身近に触れる機会が少なくなってきています。

こうしたことから、北九州市では、身近に邦楽、能楽、日本舞踊などの伝統芸能等に触れていただくことができるよう、北九州芸術祭や各区の文化祭などにおいて、参加する団体等に対して支援を行わせていただいております。

また、小・中学校等で和楽器や能楽などの体験授業を行っているほか、児童生徒が日本の伝統や文化への理解を深められるよう、国語や音楽等の授業の中で学習する機会も設けております。

さらに、夏休み期間中には、日本舞踊や能楽等を専門家から直接学べる子ども文化ふれあいフェスタも開催をしております。

こうした体験は、子供たちの感性を育むだけでなく、日本の文化的な根幹に触れ、将来の担い手や理解者も育てる大切な契機になるものと考えております。

なお、議員御出演の小倉北邦楽協会の特別公演には私もお伺いをいたしました。約700名の市民の皆様が優雅な邦楽と舞踊を堪能され、大変盛況でありました。富士川議員はじめ関係の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げます。

今後は、こうした機会を通じて子供や若い世代が伝統芸能への関心を高め、主体的な参加や挑戦につながるよう、イベント情報のほか、伝統芸能に携わる人の活動の様子なども取り入れた積極的な情報発信にも新たに組み込んでまいります。

伝統芸能は、単に残すべき文化というだけでなく、地域の誇りや精神を次代へ受け継ぐ生きた文化であります。北九州市としても、その火を絶やすことなく次の世代につないでいくため、子供や若い世代の挑戦をしっかりと後押しし、その価値を未来へつないでまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○副議長（村上直樹君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君） 文化振興のうち、ソレイユホール休館に伴う芸術劇場の稼働や利用への影響と市民活動の利便性向上について御答弁申し上げます。

北九州芸術劇場は、大ホール、中劇場、小劇場の3つのホールを備え、北九州市の文化芸術を支える中核的な施設として多くの市民や文化団体の皆様に御利用いただいております。

とりわけ大ホールは、北九州ソレイユホールに次ぐ客席数を有し、市民による文化芸術活動

に加え、全国的な演劇公演やコンサート、各種式典など幅広い催しに活用されております。

こうした中、利用団体への聞き取りでは、ソレイユホールの休館を受け、少なくとも15件の催しが芸術劇場の大ホールに会場変更したことを確認いたしております。

一方で、令和7年度における大ホールの稼働率は80.6%であり、ソレイユホールが稼働していた令和6年度の78.4%と比較すると、2.2ポイントの増加にとどまっていることから、現時点で大幅な利用集中には至っていないものと認識しております。

しかしながら、芸術劇場は例年市内のホールの中でも利用率が高く、利用時間や催しの内容によっては希望どおりの予約が難しい場合もあるため、利用者の状況に応じた丁寧な対応が重要と考えております。

このため、施設を管理する北九州市芸術文化振興財団におきましては、利用相談の段階から主催者の意向に寄り添いながら、利用可能な日程の提案や市内の他の施設の情報提供を行うなど、できる限り多くの皆様に御利用いただけるよう調整を行っているところでございます。

また、今年度新たな施設予約システムの導入に向けた検討を進めており、利便性の向上や予約手続の効率化にも取り組むことといたしております。

今後とも利用者目線に立ったきめ細かな対応を行うとともに、関係施設との連携を一層強化し、市民が継続して文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）消防局長。

○消防局長（岸本孝司君）大項目の2番目、あんしん通報システムについての固定電話を持たない高齢者等でも利用できるシステムやサービスの導入についての御質問にお答えいたします。

あんしん通報システムは、おおむね65歳以上の高齢者等の自宅に火災センサーや緊急ボタンを設置し、24時間体制で火災、救急などの緊急事態や健康相談に対応するものであります。

令和8年3月末現在の利用者世帯数は2,276世帯となっており、令和7年度の通報実績としては、緊急通報が1,108件、健康相談が459件となっております。

そのうち、消防隊が2件の火災、救急隊が467件の救急対応を行うなど、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう支援しているところでございます。

これまで本システムは安定的に稼働することを重要視して、固定電話回線を必須としてきましたが、総務省の調査によりますと、高齢者世帯の固定電話の保有率は令和3年の88%から令和7年には75%に低下している状況にあります。議員御指摘のとおり、固定電話回線をお持ちでない方への対応を検討する時期であると認識しております。

このような状況を踏まえまして、令和8年度末に現在の契約が満了することから、次期システムでは、他都市の事例を参考としながら、モバイル通信技術を活用したシステムの導入について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

また、北九州市では、あんしん通報システムとは別に、GPS専用端末を利用した認知症高齢者等の位置情報探索サービスを実施するなど、ICTを活用した見守りサービスを提供しているところでございます。

いずれにしましても、北九州市としましては、今後も技術革新や社会情勢の変化を的確に捉え、多くの市民の皆様が安心して在宅生活を送ることができるよう、関係部局と連携し、取り組んでまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）次に、大項目3つ目、カスタマーハラスメントについて、労働施策総合推進法の改正に伴い、本市もカスタマーハラスメント条例を制定してはどうかという御質問と全庁的なアンケートを実施して実態を把握し、結果を対策に反映すべきとの2つの御質問にまとめてお答えいたします。

カスタマーハラスメント対策は、職員が安全・安心に働ける環境を確保し、その上で質の高い市民サービスを提供していくために極めて重要な課題であると認識しております。

国におきましては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律、これが今年10月1日施行になります。これによりまして、事業主に対してカスタマーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を講じることを義務づけたところでございます。

こうした中、北九州におきましては、国の法改正に先駆け、令和7年2月に北九州市職員カスタマーハラスメント対策ガイドラインを策定し、職員が安心して職務に専念できる環境づくりに取り組んでおります。

ガイドラインでは、カスタマーハラスメントの定義や職場での組織的な対応を行うための体制の構築方法、カスタマーハラスメント発生時の対応手順、さらには各所属での対応方法に関する成功事例の共有等を定めております。

このガイドラインの策定に当たりましては、各区の総務企画課等で構成するプロジェクトチームを設置し、小倉南区のアンケート結果に加えまして、各区等における現状や意見を反映するなど、丁寧な実態把握に努めたところです。

その結果、対応のフローに窓口業務だけではなく訪問業務における対応も盛り込むなど、現場の実情を踏まえた内容となっております。

また、カスタマーハラスメントの防止と職員の保護に向けた具体的な取組といたしまして、1つは防犯カメラや通話録音装置の設置、2つ目に警察と連携した防犯研修の実施、3つ目にカスタマーハラスメント防止啓発ポスターの作成などを実施しておりまして、職員が安全・安心に働ける環境の整備に努めております。

条例制定の御提案をいただいたところではございますが、まずは新たに設置したガイドラインにおけますカスタマーハラスメントに関する定義や職場での対応手順等に関する職員への周

知の状況、各種取組の効果を検証してまいりたいと考えております。

なお、議員御提案の全庁的なアンケートの実施につきましては、現場職員の意見を丁寧に把握し、実効性のある対策につなげていくためには、非常に有効であると考えております。

今後、ガイドラインの活用状況やカスタマーハラスメントの発生状況及び対応状況等を把握する手段の一つとして、定期的にアンケート等を実施し、さらなる対策の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（武藤朋美君）最後に、残りの御質問、投票環境の向上についての来年の市長選挙において小倉北区をモデル地区として電子投票を先行導入し、将来の全市展開へつなげるスモールスタートを検討するべきとの御質問に御答弁申し上げます。

電子投票は、投票用紙に代えて投票所に設置した端末のタッチパネルを用いて投票を行うものでございます。いわゆる電磁的記録式投票法、平成14年施行のこの法に基づき、地方公共団体の長及び議員の選挙については、条例で定めることにより実施が可能となっております。

電子投票のメリットとしまして、1つには記載誤りなどによる無効票を防ぐことができ、選挙人の意思が明確に反映されること、また、自ら記載することが困難な方でも投票しやすくなること、さらに集計や開票事務の効率化が図られることなどがあるものと認識をしております。

電子投票は、これまで一部の市町村で実施されたものの、機器トラブル等で実施が途絶えていたところではありますが、近年ようやく再開された段階でありまして、今年8月に予定されている県内粕屋町の選挙で再開後3例目と、実施事例はまだ限られております。

また、都道府県や政令指定都市における全市的な導入実績はないため、大規模な選挙における運用面や機器の信頼性については、なお十分な検証が必要であると考えております。

万が一投票機器のトラブルが発生した場合には、選挙の公正かつ適正な執行や有権者の信頼に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えております。

加えまして、国政選挙では電子投票が認められていないため、選挙ごとに異なる投票方法が併存し、有権者の混乱やコスト増加につながることが懸念されます。

このようなことから、議員御提案の小倉北区でのモデル実施を含め、来年の北九州市長選挙で電子投票を導入することは考えておりません。

しかしながら、投票環境の向上や選挙事務の効率化の観点から、その有用性は認識しております。

今後は、指定都市連合会を通じて、国に対して国政選挙への導入を要望するとともに、他自治体の取組の把握などを通じて引き続き研究してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）22番 富士川議員。

○22番（富士川厚子君）まず、文化振興について、特別公演に市長が挨拶来ていただきましてありがとうございました。この開催に当たりまして、1年以上前から小倉北邦楽協会を中心に動いてまいりまして、本当に開催するまでには、利用したい機材が借りれなかったり、う余曲折いろいろございましたが、そこで思ったことは、本当に柔軟な対応を行ってもらいたいなということを痛感いたしました。館内に利用したい機材があるのに利用できないとか、例えば事前に計画書の中でもう一步踏み込んで聞き取りをすとか、今以上に誰が利用しても分かりやすい打合せを行っていただきたいなと思っております。

また、創造工房という施設もございますが、ここは使用制限がかかっております。ソレイユホールが利用できない今、こちらにも柔軟に利用できるように働きかけを行っていただきたいと思っております。

北九州芸術劇場は1年前から予約が可能で、土日はすぐ埋まると思いますが、例えば予約が急きょ変更になりキャンセルになった場合など、キャンセル待ちもしくは次点で漏れた方に一報を入れていただけたらとか、そのようなこともしていただけたらなということを要望させていただきたいと思います。

私も北九州芸術劇場を利用する一人として、皆に愛される劇場であっていただきたいということでたくさん要望をさせていただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

また、ソレイユホールも閉館して1年になります。利用者だけでなく、あの近隣に住んでいる方々もこのホールはどうなるのかと不安を抱いております。政令指定都市に2,000名が入るホールは必要であると考えます。なるべく早く前向きな方向性を市民に示していただきますよう、改めて強く要望させていただきます。

次に、あんしん通報システムについてです。

今回この質問は、市民から電話回線がないだけで何で使えないのかという御相談をよく受けることと、今日傍聴にも来ています私の母もですが、介護サービスを受けていない元気な単身高齢者が何かあったときどう対応するか心配です。

また、自分自身も御近所の方を通して実体験したのですが、この方は介護認定を受けていない元気な単身者で、昨年自宅で転倒され複雑骨折をし、自分で何とか救急車を呼びました。たまたま救急車を私も見かけましたので、消防隊員の方にどこの病院に行ったか教えてくださいと私の連絡先と本人の了解を得て連絡をいただきました。手術もされ、近隣に親族もおらず、長い入院生活になりましたが、必要なものをその間私は連絡を受けて買い出しなどお手伝いをしました。日頃会えば立ち話をする仲でありますけど、連絡先までは知りません。もし救急車を見なかったらずっと会わず、入院していたことも分からなかったなと感じています。

今名古屋市では、消防あんしん情報登録制度というのを設け、65歳以上で体に障害のある方、また、70歳以上で独り暮らしの方が対象で、申込みをされた方が万が一事故などに遭われ、救急車が到着した際、話すことができなくても、家族等の緊急連絡先に名古屋市消防局が

速やかに連絡をするという制度です。本市でもこういう制度を高齢者が多い町ですのでぜひ実施していただきたいということを要望させていただきます。

また、今社会ではニセ電話詐欺の被害が多発しており、本市のホームページでも被害者の多くは65歳以上の高齢者です。被害者の多くは固定電話ですと記載しております。詐欺対策で固定電話の留守電^{留守電}を推奨しており、市は高齢者に固定電話での特殊詐欺に注意と呼びかけながら、もう一方では固定電話がないと命の安全装置はつけられませんというのは、矛盾しているのではないかなと感じます。

高齢化が著しい本市で、元気な高齢者もたくさんおります。安心してウェルビーイングな生活を送ることができるように、様々な方が利用できるあんしん通報システムの構築をぜひよりしくお願いいたします。

次に、電子投票システムです。

私も実際デモ機を触らせていただきました。タッチするだけでよいので本当に投票が簡単でしたし、一番の利点は、先ほど言われていましたが、開票作業の時間短縮です。投票されたUSBを機械に挿すだけで集計作業ができて、一瞬でした。

私たち議員や市長は投票される側でありますので、一瞬で結果が出るということは違うときどき感にはなと思います。投票する市民の側から考えると、電子投票を行わない理由はないなと思います。国がまだやっていないということですが、今地方でスモールスタートが始まったばかりと私は考えております。

例えば、北九州市で小倉北区で予算が多いのではないかとと言われていましたけど、今回はシステムを購入するのではなくて、スポットの機器のレンタル及び運用の委託です。これによって初期投資を劇的に抑えることができ、補正予算で対応可能な規模に収められます。

さらに、今国から特別交付税措置DX推進枠を即時申請すれば、市の持ち出しはほぼゼロで済み、例えば小倉北区で概算として選挙費に約4,000万円かかりますが、国からの特別交付税措置は5,122万円入ります。こういう意味からも、予算で否定するというのはなかなかどうなのかなと思います。

今電子投票を行うということをしなないということでしたけど、行くと決めれば9月議会で条例を制定して、そして広報周知活動、個別周知活動、そして職員の研修を行い、来年の市長選には十分に間に合います。市長も就任当初、挑戦する町ということをよく言われておりました。ぜひいま一度前向きな検討をよろしくお願いします。

カスタマーハラスメントもぜひ職員の方を守る施策をしっかりやっていただきたいことを要望して終わります。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）皆様こんにちは。公明党の岡本義之でございます。また、傍聴にお越しの皆さん、本当にありがとうございます。

早速一般質問に入ります。

初めに、本市とファイナンシャル・プランナー、以下F Pと言います、との連携事業について伺います。

F Pは、相談者の収入、支出、資産、負債等のデータを聴取し、現状を分析した上で、貯蓄、投資、保険、年金、税金、不動産、相続等について長期的かつ総合的な視点で相談者の御事情に応じたアドバイスや資産設計を行い、併せてその実行を援助する国家資格や業界団体の認定を受けている専門家です。

ジチタイワークスWEBのホームページを検索すると、公的機関とN P O法人日本F P協会の連携事業について、金融コンシェルジュ、移住促進事業、ひとり親家庭等生活向上事業、空き家対策事業、家計改善支援事業、シニア世代向け相談会、セミナー事業などが紹介されています。

北九州市では、様々な御事情により市税を納めたいけれど納めれない方を対象として、F Pによる納付相談、無料を実施しています。

また、市税のほか、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の納付相談も受け付けています。これは、家計改善支援事業での連携に当たるものと考えます。

相談は毎月第2木曜日に1回4時間、1人1時間程度、完全予約制としており、偶数月は小倉北区役所内の東部市税事務所納税課で、奇数月は八幡西区役所内の西部市税事務所納税課で開催しています。

本市は政令指定都市の中でも高齢化が著しく、人生100年時代を見据えた家計の備えが不可欠です。

そこで、現在のF P相談を事後的な納付支援にとどめず、将来の不安を未然に防ぐ予防的支援へ広げるべきと考えます。

今の相談の枠組みを生かしつつも、F Pによる家計管理や老後の生活設計に関する相談、またはセミナー会の開催等をメニューに追加してはいかがでしょうか。

早期のライフプラン構築支援は、市民の将来的な家計の経済的不安や滞納を未然に防ぎ、健全な財政基盤の維持に直結します。事業拡充について、本市の見解を伺います。

次に、災害時の事前の備えを充実させる施策について2点ございます。

1点目は、災害時の生活支援窓口案内、ガイドブックの作成についてです。

千葉市と総務省千葉行政監視行政相談センターは、国や県の各種支援制度に加え、市独自の制度のほか、民間の手続も網羅した災害時の支援情報をまとめた千葉市版災害時の生活支援窓口案内、ガイドブックを作成しました。

事前の備えのために、当センターと自治体が連携し、このようなガイドブックを作成したのは全国で初めてで、千葉市危機管理課によると、同センターのホームページで閲覧やダウンロードができ、災害発生時には印刷して避難所などに配付する方針とのこと。

同センターからは、平時からどのような支援メニューがあるか整理し、防災意識を持つことが大切と説明。千葉市長は、ありそうでなかった、災害時に応援に来るほかの自治体職員の助けにもなると感謝したとのこと。ぜひとも本市としても同様のガイドブックを作成するため、国機関と協議すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目に、災害時に役立つアプリの準備についてです。

新潟県では、市町村との共同で研究開発に取り組み、災害時の避難所受付や行政からの支援を速やかに行うための避難所アプリを開発し、本年3月リリースしました。

アプリで登録していれば避難者情報が正確に把握され、飲食料品など行政からの支援物資が届きやすくなり、県や市町村から物資や生活再建などの情報も届くとのこと。あわせて、家族の情報も入力ができ、アプリ上で情報をひもづけると、別々に避難した場合でも家族の避難先が表示され、安否確認が容易になるとのことです。

また、大分市が災害者名簿や避難者名簿、見舞金や義援金の申請状況、市営住宅の申込み状況などが分かる被災者情報共有アプリと、避難所を出て市営住宅などで暮らす人たちの訪問記録や課題の管理、健康状況の確認などを関係各課で共有できる見守り支援アプリを市のホームページで公開しています。

どちらも更新が容易なのが特徴で、大分市のDX推進課は長期にわたる継続的な支援に役立つ、多くの自治体で活用してもらえればとのこと。本市としても、このようなアプリを災害前から事前に準備しておくことは重要だと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、子供の幸福度を高める施策の推進についてお伺いします。

2025年5月14日、ユニセフの研究機関は、OECD加盟国などを対象にした子供の幸福度ランキングを発表しました。これは2022年時点のデータに基づき、精神的幸福度、身体的健康、スキル、学力と社会技能の3分野について総合的に評価したもので、日本は身体的健康で2020年発表の前回ランキングと同じ1位、精神的幸福度は前回37位から32位、スキルは前回27位から12位で、いずれも上昇、総合的には36か国中14位と、前回の20位から順位を上げたものの、当時の林官房長官は、精神的幸福度が下位だったことに関し、重く受け止めていると述べ、子供が安心して過ごせる居場所づくりや相談体制の強化などを通し、子供の幸福度改善を図る考えを示しました。

また、国の第4期教育振興基本計画で、政府はウェルビーイングに関するKPIとして、全国学力・学習状況調査から掲げた15の指標のうち、9つを日本経済新聞が抽出し、ウェルビーイング、心身の健康と幸福の向上を最も実現する自治体はどこかと、調査結果から適合度を独自に点数化し、小・中学生の幸福感を算出したところ、2025年時点で全国平均を50とする偏差値で表すと、秋田県が82となり第1位、2位の山梨県を10ポイント引き離し、子供の幸福感では全国をリードしております。

全国的には、地方圏を中心に31県が東京都を幸福感で上回っており、地方圏39道県の平均

は、3大都市圏8都府県よりも5ポイント以上も高くなっています。ちなみに福岡県は49.2ポイントで、平均を下回り、全国28位、九州・沖縄では6番目となっています。

さて、国際的に見て日本の子供は学力に優れる一方、自己肯定感が低いとされる中、人口減の日本は社会課題が次々と現れる。課題に向き合う力を育てなければならぬと、京都大学の内田由紀子教授は指摘しています。

そこで、子供の幸福度の向上を願って2点お尋ねします。

1点目に、日本経済新聞の算出により子供の幸福感で全国をリードする秋田県は、30年以上にわたるふるさと教育の積み重ねや探求型授業で自発性を引き出し、地域や社会をよくしたいと願う子供を増やしてきたことなどがその理由として上げられており、全国から注目を集めています。

さて、本市教育委員会は私の提案を受け入れてくださり、本年6月23日、探求学習の生みの親として注目されている一般社団法人みつかる＋わかる代表理事の市川力氏を講師としてお呼びし、希望する校長、教頭及び教職員等を対象とした研修会を開催するとお聞きしております。

この研修を通し、探求学習の本質をどのように現場につなげ、子供たちの自発性や主体性を引き出していくお考えでしょうか。開催を控えた現時点での研修の狙いとそれに伴う子供たちの幸福感向上への期待について見解を伺います。

2点目に、最近の調査研究によると、多様な体験機会は子供の自己肯定感や幸せ実感の向上に大きく関連していることが分かってきました。

ところが、2023年7月、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンによって実施された日本で初めてとなる全国的な子供の体験格差実態調査で、全国的な体験格差の実態が明らかとなり、全ての子供たちが置かれた環境に関係なく多様な体験を通じて可能性を広げられる社会を目指すことが求められております。

今、各自治体、団体、企業、地域等がそれぞれに、また、連携をしながら体験格差解消へ向けた取組を進める中、本市においても、こどもまんなか社会の取組として、市内企業等と連携した職業体験など、多彩なプログラムを推進されているものと認識しております。

そこで、本市における子供たちの体験格差の実態をどのように捉え、今後格差解消に向け、どう取り組まれるのか、お聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目3つ目の2つ目、子供幸福度を高める施策の推進について、体験格差の実態と格差解消に向けての取組、お尋ねございました。

子供の多様な体験活動は、岡本議員御指摘のとおり、自己肯定感や幸せの実感の向上に大きく関連をしており、全ての子供たちが置かれた環境に左右されることなく体験の機会を得られ

る環境づくりが重要だと考えております。

こうした考えの下、北九州市ではこどもまんなかcityの実現に向けて、子供の目線に合わせて子供の最善を考える町、子供を社会を構成する存在として尊重することができる町を目指しております。

議員御紹介の子どもの「体験格差」実態調査は、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンが全国の小学生がいる世帯の保護者に、収入や家族構成、子供の学校外での体験活動の参加状況等についてアンケート調査を行い、2,097件の回答を得て、その結果をまとめたものでございます。

この調査では、家庭の経済状況や地域条件などによって生じる子供が学校外で参加できるスポーツ、文化芸術活動、自然体験や社会的体験等の機会や量の差を体験格差と捉えております。

体験格差の生じる要因としては、世帯年収による影響が最も大きいとされている一方で、無料または安価の体験活動も存在するため、経済的負担が直接的に体験機会の多寡につながるとは限らないともされており、格差の背景には複合的な要因があることがうかがえます。

北九州市におきましては、こうした体験格差が生じないように、子供たちが御家庭の状況にかかわらず参加できる様々な体験や交流の機会を積極的に提供しているところでございます。

具体的には、子供の考える力や協力し合う力などを育成する北九州みらい探究教室、子供の未来の夢を育むまちごと職業体験、地域の文化、歴史などに接する機会を増やすこども文化パスポート事業、青少年施設での自然体験型プログラム、放課後児童クラブ等でのスポーツ、文化、民芸活動などに加えまして、令和7年度からは市内の博物館、美術館、工場など60を超える施設の中から、学校がアラカルト方式で自由に選び、学校の特色や児童生徒の関心に応じた効果的かつ柔軟な体験活動を行うたいけん・まなび充実大作戦を開始し、令和8年度からはさらに企業版ふるさと納税を活用して野外活動を拡充しております。

北九州市といたしましては、体験活動は子供の健やかな成長の原点であるとの認識の下、引き続き全ての子供たちに体験機会を提供できるよう、市内の企業、団体や地域の皆様との連携を一層深めながら、子供の豊かな体験活動の促進に取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○副議長（村上直樹君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）本市とファイナンシャル・プランナーとの連携事業につきまして、市税等の納付相談の枠組みを生かしつつ事業を拡充してはどうかとの質問にお答えいたします。

老後のための早期ライフプランの構築を支援することは、早いうちからの資産形成や退職後の収支シミュレーションを行うことで将来の経済的不安を解消できること、また、生活に困窮する高齢者の増加を防ぐことにより、社会保障費の増加を抑制することなど、個人や社会全体

にとっても意義があるものと認識をしております。

北九州市では、平成27年7月から市税徴収対策の一環といたしまして、市税等を滞納しているが、家計を見直すことで納付が可能と見込まれる方を対象に、市が契約するファイナンシャル・プランナーによる無料納付相談につなげております。

滞納者に限定したこの納付相談は、専門家の視点から家計管理に関する様々なアドバイスをを行うことにより、相談者の収入、支出を見直し、生活の再建を図り、滞納の解消につなげてきたところでありまして、令和7年度は延べ25名、これまでの約10年間には延べ437名の方に制度を活用いただいております。

議員御提案のように、納付相談に限らずファイナンシャル・プランナーを広く活用することは、市民の皆様にとって家計管理や将来の生活設計に役立つとともに、市にとりましては、例えば将来の滞納を未然に防ぐといった予防的支援の側面があるなど、一定の意義があるものと認識しております。

一方で、ファイナンシャル・プランナーによるセミナー等は、広く一般市民の方々を対象に、銀行や保険会社などの民間事業者が多様な機会を提供しており、現在市が無料で行っている納付相談の枠組みを拡充することについては、慎重に検討する必要があると考えております。

このため、まずは現在の納付相談につきまして、相談者の困り事や課題の解決に丁寧に対応いたしますとともに、議員御提案の点につきましては、市民のウェルビーイングを向上させる観点から、他都市の事例等を参考とするなど研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）危機管理監。

○危機管理監（山下耕太郎君）災害時の事前の備えを充実させる施策についての2つの御質問に順次お答えいたします。

初めに、国機関と連携し、災害時の各種支援制度や手続をまとめた災害時の生活支援窓口案内、ガイドブックを作成すべきとの御質問に御答弁いたします。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、災害への備えの重要性はこれまで以上に高まっております。平時から相談先や支援制度を分かりやすく示しておくことは、いざというときの不安を和らげ、生活再建に向けた第一歩を支えるものとなります。

こうした認識の下、北九州市においても、市ホームページに被災された方への支援一覧を掲載し、災害弔慰金や見舞金などの給付、住まいの確保、災害ごみの回収など、多岐にわたる支援メニューと相談窓口を整理し、情報発信を行っているところでございます。

昨年8月の大雨の際には、市公式SNS等で支援メニューを広く周知するとともに、被害が大きかった若松区では、各市民センターにおいて支援制度を一覧にしたチラシを配布するなど、状況に応じて様々な媒体を活用して迅速な情報提供に努めてきたところでございます。

議員御案内の千葉市版ガイドブックは、国と自治体が連携して国、県、市等の幅広い支援制度を横断的に整理したものであり、北九州市の取組をさらに充実させる上で参考になるものと認識しております。

今後は、千葉市等の事例を調査研究するとともに、国の機関とも協議の場を設けるよう働きかけていきたいと考えております。

その上で、災害時に効果的に活用できる北九州市版の災害時生活支援ガイドブックの作成について、具体的に検討してまいりたいと考えております。引き続き市民の命と暮らしを守るため、平時からの情報整理と分かりやすい発信に努め、災害に強く、誰もが安心して暮らせる安らぐ町の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、避難所受付や支援情報提供、安否確認等に活用できる避難所アプリや被災者支援アプリを災害前から準備しておくことが重要と考えるが、見解をとの御質問に御答弁いたします。

近年、災害時における在宅や車中泊など、避難形態の多様化が進んでおり、避難者を正確に把握し、必要な支援を確実に届ける仕組みを平時から整えておくことは重要であると認識しております。

議員御指摘のアプリについては、発災直後の避難所運営にとどまらず、在宅や車中泊の避難者情報の把握が可能となっていること、見舞金等の支援制度の利用状況や避難所退所後の見守り支援の情報共有ができることなど、大変参考になるものであると考えております。

北九州市では、令和元年5月から企業と共同研究した防災アプリ、ハザードンを導入し、ハザードマップの閲覧や避難所の開設状況等の周知に活用しております。

現在国が課題としている多様な避難生活の観点から、在宅や車中泊避難者の把握にも対応できるよう、ハザードンの機能拡張について企業と検討を進めているところでございます。

また、被災者支援については、生活再建支援システムを導入しており、被災者台帳による情報の一元管理や支援状況の関係部署間での共有は既に対応しているところでございます。

さらに、必要に応じて支援内容の追加を行うなど、柔軟に運用することが可能なシステムとなっております。

北九州市としては、被災者や避難者の状況を把握し、災害時に漏れなく切れ目ない支援を継続的に行うためには、デジタル技術を活用していくことが重要であると考えております。引き続き既存の仕組みのブラッシュアップに加え、他都市の導入事例や最新技術などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、安らぐ町の実現に向け、デジタル技術を活用しながら必要な支援を必要な方へ確実に届けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 教育長。

○教育長（太田清治君）最後に、大項目の3つ目の子供の幸福度を高める施策の推進について、市川力氏の研修の狙いと子供たちの幸福感向上への期待について御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

北九州市が令和6年8月に策定いたしました北九州市こどもまんなか教育プランでは、子供が失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境の構築を目指しており、探求的な学びの実践を重視しております。

現在、北九州市立の各学校では、多様な探求的な学びを実施しており、例えば小倉南区の曾根東小学校では、曾根干潟の現状を学び、地域資源の保護を主体的に考える学習などに取り組んでおります。こうした積極的な取組を行っている学校では、地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子供の割合が全国平均を上回るなどの成果を上げております。

一方で、探求的な学びでは、学習者の主体性を重視するあまり活動が児童生徒任せになる場合があることから、教師が児童生徒の気づきや試行錯誤を促すファシリテーターとしての役割を果たすことが重要でございます。

また、教師自身が率先して活動を楽しみ、好奇心を持って児童生徒に伴走するジェネレーターとしての役割も大きいと認識しております。

このため、教育委員会では、教職員が問題意識を持って探求的な学びを効果的に推進できるよう、複数の専門家による研修を実施することとしており、市川力氏を講師とする6月23日の研修もその一環でございます。

これらの研修の後は、学んだ成果を校内で共有し、組織的な授業改善に努めていきたいと考えております。

このように、市川力氏らによる探求的な学びの研修の成果を活用することにより、自ら問いを見つけて解決する力や他者への思いやりと多様性の理解といった正解のない時代を生き抜く力を育むことで子供たちのウェルビーイングを向上させてまいります。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）御答弁ありがとうございました。

災害時の事前の備えを充実させる施策については、大変おおむね前向きな答弁いただいたと思っています。心から感謝を申し上げたいと思います。

ガイドブックにしてもアプリにしても、しっかり市民の皆さんが助かるような取組をぜひお願いしたいと思います。

私は、防災とか減災の質問をするときは、いつもこのことを考えます。東日本大震災で経験をした国土交通省の東北地方整備局が編集した災害初動時期の指揮を執る方の心得という冊子があるんですけど、これには次のようなことが書かれています。備えていたことしか役には立たなかった。備えていただけでは十分ではなかったと書いているんです。ぜひとも備えること

ができるやつは急いでスピードアップしてやっていただいて、それを基に例えばアプリなんかは避難所訓練とかで活用できると思うんです。ぜひその辺で頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、ファイナンシャル・プランナー、研究するということでございました。

実はこの質問は、もう10数年前に1回質問しようと思っていました。日本人が最も老後の生計をあまり考えない国民だというような記事が流れて、ぜひともこのファイナンシャル・プランナーを活用したという形で質問したかったんですけど、当時ほかに質問がたくさんあって、執行部から答弁する部署がないというような話もありまして、ずっと様子見ていましたけど、今回こういった形で、もう10数年になりますけど、財政・変革局がやっているということ聞きまして、ぜひこれもできるんですから、やっぱり役所が間に入ってやると安心感にもつながりますし、やっぱり税の専門家や保険料の専門家もいらっしゃいますので、同席すればさらにはかどる相談内容になるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも研究していただきたいなと思います。

最後に、体験格差についてなんですけど、私25年前初めての議会質問、2月議会でしたけど、そこでこういう主張をさせていただいておりました。日の出、日の入りを見たことのない子供が3割を超え、星空を見たことがない子供は2割を超える現実の中、五感を生き生きと使う世界に触れることは、子供たちにとってあまりにも新鮮な発見なのかもしれません。体温が上がらなかつたり、すぐに頬づえをつき体がぐにゃぐにゃしてしまったり、すぐ疲れてしまう子供が増えているという報告がなされている。今五感を生き生きと働かせ、外の世界と接することは、外部環境に対応しながら他者とともに生きる生物としての基本機能を回復する大切なステップとなるのではないかと思います。バーチャルが日常世界を侵食していく時代だからこそ、子供たちの五感感覚を存分に働かせる機会をいかに豊かに、多彩に、親子の共同作業としてつくり出していけるのかが問われているとともに、都市環境整備事業を進める上でも大事な視点になると思いますことを主張させていただいたんですけども、今北九州市は子供たちに自由に使えるプレーパークということを普及促進を図っております。これについて今後どう取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（中原田香織君） 議員御説明いただいたとおり、プレーパークは子供の成長段階に応じた心身の健全な発達、社会性を育むことを目的といたしまして、例えば公園や広場を活用して自然と触れ合いながら子供たちが自分の責任で自由に遊ぶ外遊び場のことで、こういった場の体験は私どもも子供の主体性や創造性、社会性を育む貴重な機会であると認識しております。

北九州市では、現在プレーパーク活動について立ち上げ支援やプレーパーク・リーダー、プレーリーダーの養成などを実施しております。令和7年度は市内11か所で34回のプレーパーク

が開催され、大人と子供合わせて1,334名が参加しております。

さらに、ボートレース若松内のグルーンやモーヴィ、グリーンパークや響灘ビオトープなど、市全体として多彩な体験の場の充実に取り組んでおります。今後とも引き続きこういった活動を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）時間がなくなりました。

○29番（岡本義之君）終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。8番 鷹木議員。

（副議長退席、議長着席）

○8番（鷹木研一郎君）皆さんこんにちは。自民党の鷹木でございます。今日はその傍聴席、子供用の傍聴席も子育て世代のお母さん、そしてたくさんの方も傍聴に来てくださっています。それだけ今日の質問内容に関心を持ってくださっていることであると思いますので、しっかり務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、部活動の地域展開について質問をさせていただきます。

私はこれまで約10年間、地元の折尾中学校で評議員を務め、学校、保護者、地域の皆様と関わってまいりました。その立場からも、現在進められている部活動の地域展開に大きな関心を持っています。

私の周りにいるまさに部活動の指導に情熱を注いできた40歳から50歳代の現場の教員からは、これまで部活動指導に全力を注いできたが、同じ働き方を今の若い世代に求めるつもりはない。教員を取り巻く環境が変化する中、地域展開は子供たちの活動機会を将来にわたって確保するための必要な取組だとの声もいただいております。

このような時代や環境の変化に合わせ、子供たちがやりたいと思うスポーツ、文化芸術活動を将来に向けてどのように提供していくのか、それが本質的な論点です。これは教育委員会や教員だけに委ねる問題ではなく、この町に住む全ての人たちで総力を挙げて考え、取り組むべきものと考えています。

また、部活動地域展開は、現在の高市政権が子供たちの活動機会の確保と持続可能な教育環境の構築などを目的として、国を挙げて推進している重要施策です。ガイドラインの見直しや省庁横断での支援が進められ、全国の自治体において具体的な取組が加速しています。

こうした国の明確な方針が示されている以上、本市としても単に課題を指摘するだけでなく、課題を解決しながら前に進めていく姿勢が求められています。

事故対応や責任の所在など、様々な懸念について丁寧な検討を行うことは当然必要です。

しかしながら、不安や課題への対応に議論が集中するあまり、地域展開の意義や可能性についての議論が十分になされない状況は避けるべきであると考えています。議員それぞれ我が会派にも様々な意見がありますが、私はむしろ北九州市には高市政権が目指す部活動改革の理念を具体化する全国有数の先進モデルとして、子供たちにとってよりよい活動環境の実現をけん

引していただきたいと考えています。このような私の思い、そして現場の声をしっかりお伝えした上で、教育長にお尋ねします。

1点目に、子供たちがスポーツ、文化芸術活動を安心して継続できる環境づくりに向け、本市が全国モデルとなる取組を進めるべきと考えています。部活動地域展開の趣旨や意義を踏まえ、本市が目指す将来像と現在の進捗状況についてお尋ねします。

2点目に、先日教育委員会は地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議を設置し、第1回会議を開催しました。この会議の設置目的と今後どのような方向性で議論を進めていくのか、お聞かせください。

次に、副首都構想について質問させていただきます。

副首都構想については、昨年12月議会においても本市のバックアップ首都構想や機能面からの優位性という観点で質問を行い、市長からも、本市が首都圏のバックアップ機能を担うにふさわしい都市であるとの認識をお示しいただきました。

皆様も御承知のとおり、国では今年3月に自民党と日本維新の会がいわゆる副首都法案の骨子案で合意をしました。現在議論されている構想では、副首都は複数指定も可能とされ、その目的も、災害時の首都中枢機能の代替と多極分散型経済圏形成の中核となる都道府県と整理されています。

少なくとも副首都を複数指定し、機能を分散していく方向性が示されたことで、私は改めて本市が構想において重要な役割を担う可能性が高まったのではないかと感じています。

一方で、現時点では副首都という言葉だけが先行し、副首都が具体的に何を示すかについてはまだ明確にはなっていません。国の行政機能を平時から移転することを示すのか、あるいは災害時等に備えたバックアップ拠点を整備することを示すのか、また、対象についても、国などの行政機関なのか、民間企業の中枢機能なのかによってもそれぞれの地域が生かせる強みも変わってくると思います。

副首都構想をめぐっては、5月に高島市長が記者会見において、県と北九州市と共に副首都化を目指すとした上で、服部知事、武内市長と3人で一緒に取りに行きましょうという話をしたと発言されています。

また、その際には北九州市はライバルでなく仲間とも述べられています。

加えて、服部知事も県が主体となって取組を進めていくとの考えを示されており、福岡県域として一体的に取り組む方向性が明確になってきております。

また、武内市長も、福岡県、福岡市、北九州市が3本の矢になってチャレンジしていくと述べられており、3者が福岡県域として連携しながら副首都構想に向き合っていく姿勢は、かなり共有されているものと感じています。

そこで、伺います。

本市は、港湾、物流、工業基盤、エネルギー供給、広域交通網などを有しており、今後議論

が進む中でどのような機能が求められるとしても、本市が重要な拠点になり得ると私は思っています。国の議論を待つ段階であるとは思いますが、福岡県域が副首都となる可能性を市はどう捉えているのか、改めて現在の見解をお聞かせください。

最後に、折尾地区総合整備事業について質問させていただきます。

平成16年度に事業を開始いたしました折尾地区総合整備事業は、今年度で23年目を迎え、折尾駅周辺では町が大きく生まれ変わってまいりました。

これまでに完成した折尾新駅舎や折尾まちづくり記念館は、多くの人に利用されており、また、北側駅前広場では、地元のおりお未来21協議会を中心に、折尾商連や折尾料飲組合など、様々な団体や個人が連携し、折尾まつりやおりおバル、昨年からは新たに折尾駅前カラオケ大会が開催されるなど、福岡方面や筑豊方面からも多くの人が集まる魅力あるにぎわい拠点へ成長させようと積極的に取り組んでいます。

こうした状況の中、今年11月に南側の駅前広場が完成します。現在工事が急ピッチで進められていますが、この完成により駅北側のにぎわいが南側にも拡大していくことを大変楽しみにしています。

昨年4月に、武内市長がオリオX c i t eを発表されて以来、駅南側では民間事業者による投資計画が相次いで打ち出されています。

具体的には、まちづくり連携協定締結に併せて発表されたビル4棟の開発計画、昨年市が初めて実施した土地の集約売却で22街区を取得した開発事業者によるマンションの建設計画など、駅南側において本格的な民間開発の段階に入ったことを感じています。

さらに、今年5月には、18街区において2度目となる土地の集約売却に向けた一般公募が開始されたことで、民間開発による土地の高度利用が一層加速するものと思っています。

このような民間開発が進むと、折尾駅南側の将来人口は、昨年9月の答弁でお聞きした整備前の約5倍となる約4,300人という推計を上回るのではないかと期待しております。

折尾駅南側で着実に進む民間投資により、市内はもとより市外からも居住者を取り込み、北九州市の人口増加を促進する起爆剤になり得るものであることから、地域の皆様も大いに期待しているところであります。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、オリオX c i t eに掲げられ進められている折尾駅南側の現在の状況についてお聞かせください。

2点目に、折尾駅南側で進むマンション開発など土地の高度利用について、今後さらに進めていく必要があると考えますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）大項目2つ目、副首都構想について、福岡県域が副首都となる可能性、

お尋ねございました。

副首都構想につきましては、現在国において法案化に向けた議論が進められているところでございます。その議論の中で示された骨子案によりますと、副首都は大規模災害時に一定期間首都中枢機能を代替し、多極分散型経済圏形成の中核となる機能を担う道府県として位置づけられております。

令和5年11月から北九州市が掲げてきたバックアップ首都構想は、大規模地震等の災害と対する日本を支える役割を果たしていきたいという思いを掲げてきたところですが、これは副首都構想の考え方とも符合していると考えております。

福岡県域には北九州都市圏と福岡都市圏という特色の異なる2つの大都市圏が存在し、我が国の経済、行政、政治活動を支える重要な機能が集積をしております。

また、首都圏との同時被災リスクが比較的低く、アジアに近いという地理的優位性も有しております。

とりわけ北九州市は、高度なものづくり産業の集積地であるとともに、再生可能エネルギーを含めたエネルギーの安定供給、豊富な水資源、充実した陸海空の交通・物流インフラがあり、副首都に求められる首都中枢機能を代替し、多極分散型経済圏形成の中核となる機能を担う上で欠かせないポテンシャルを有しております。

加えて、福岡市は商業が集積し、国の出先機関が一定数立地しているという特性を有しております。

こうした特徴を持つ北九州市と福岡市、福岡県が連携をし、広域的な機能分担を図ることで、国が求める副首都にふさわしい圏域になり得るのではないかと考えております。

今後も引き続き国の動向を注視し、議会の皆様とベクトルを合わせ、また、市民の皆様の理解を得つつ取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1つ目の部活動地域展開について、本市が目指す将来像と現在の進捗状況、地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議の設置目的と議論の方向性について御質問をいただいておりますので、まとめてお答えいたします。

国は、全国的に少子化が進む中で、生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、これまで学校単位で行われてきた部活動を、地域クラブに展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法を改正いたしました。

この中で、地域の実情に応じて学校や地域クラブ等との緊密な連携の下、地方公共団体が必要な施策を講じること、国が地方公共団体に対し必要な助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることが定められました。

さらに、令和7年12月に新たなガイドラインを策定し、令和8年度から令和13年度までの6

年間を部活動の改革実行期間と位置づけ、休日については原則全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すことが明記されました。

こうした流れの中で、北九州市では令和4年12月に示された国の方針に基づきまして、令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくことといたしました。

地域クラブ活動においては、生徒にスポーツ、文化芸術活動の機会を持続的に提供できるよう、多様な人材、団体に担い手になっていただき、それぞれの創意工夫の下で特色ある活動が行われるよう取り組んでいます。

これにより、国からも見解が示されているように、生徒のニーズに応じた多種多様な体験、学校の垣根を越えた仲間とのつながりの創出、クラブメンバー、指導者など幅広い世代との豊かな交流など、地域クラブにおいて新たな価値が創出されることを目指しております。

こうした地域クラブ活動の充実を図るため、教育委員会では国に先駆けて地域クラブの認定制度を設け、地域クラブの立ち上げ支援などに努めてまいりました。本年6月1日現在、認定を受けた地域クラブは138を数え、従来の学校部活動にはなかったウクレレや合気道、ロードバイクなどのクラブも立ち上がっております。

また、研修を受講し、認定を受けた指導者は614名に上っております。

こうした取組によって10校以上の中学校から生徒が集まるサッカーのクラブでは、他の学校の生徒と切さたく磨できるのが楽しいといった声や、幅広い年代の方が活動している総合型地域スポーツクラブを母体とするバドミントンクラブでは、中学生を新たに受け入れることで多世代が交流しながら活動が行われているといった好事例も生まれているところでございます。

一方、これまでの成果も含め、地域クラブ活動の現状を丁寧に把握し、教育委員会として責任を持って令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めていくため、推進計画の中間年度に当たるこの時期に、行政だけでなく、生徒や保護者、学校、スポーツ、文化芸術活動、地域コミュニティ、経済界など、様々な当事者が一堂に会して課題の共有や意見交換を行うプラットフォームとしての市民会議を設置し、令和8年5月27日に第1回会議を開催いたしました。

この会議に出席したスポーツ庁の担当官からは、全国的に見て北九州市はかなり先行して取組が進んでいるとの御発言もいただいたところでございます。

こうした市民会議での議論を通じ、国の方針に基づきつつ、北九州市で着実かつ円滑に実行していくための仕組みを構築してまいりたいと考えております。

子供たちが自分の可能性を信じ、自己実現につながられるよう、自分がやってみたいと思うことに挑戦し、将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することは、私たち大人の責務でございます。

今般の制度改革の中で、学校頼みの活動から町全体で支える活動へ、もう一度申し上げま

す、学校頼みの活動から町全体で支える活動へとのかえの下、知恵と力を結集して取り組んでいけるよう、教育委員会として関係局とも連携しつつ、全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市整備局長。

○都市整備局長（南孝昌君）最後に、大項目3つ目の折尾地区総合整備事業について、1つ目にオリオX c i t eに掲げて進められている折尾駅南側の現在の状況、それから2点目の折尾駅南側の土地の高度利用について今後の見通しの御質問についてまとめて御答弁申し上げます。

住みやすく魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めている折尾地区では、令和3年の新駅舎完成を皮切りに、折尾まちづくり記念館、北側駅前広場、高架下の商業施設えきマチ1丁目折尾がオープンし、先行した駅北側周辺は多くの人でにぎわっております。

一方、駅南側では、駅前広場や周辺道路、地権者の皆様にお返しする宅地の整備を進めており、本年11月にはバスターミナル機能を有する駅前広場の完成を予定しております。

これにより、交通結節機能の強化や駅周辺の朝夕の混雑が緩和されるとともに、地域の様々なイベントにも活用できるようになります。

こうした基盤整備の進展により、民間主導の新たなステージに入ったと認識しており、昨年4月、折尾駅南側の民間開発をさらに促進するため、新たなまちづくりのコンセプトとしてオリオX c i t eを発表いたしました。

この発表に併せてオリオX c i t e第1弾として、九州旅客鉄道株式会社、高松産業株式会社、東宝住宅株式会社の3社と北九州市とがまちづくり連携協定を締結し、官民が相互に協力をして良好な町並みの形成や土地の高度利用など、折尾の町の価値を高める取組を開始いたしました。

また、第2弾として、南側駅前広場に近い22街区において、さらなる民間開発を呼び込むため、市有地と民有地を集約し、より大きな区画として価値を高めて売却する集約売却を実施いたしました。

その結果、大英産業株式会社が開発事業者に決定し、分譲マンションの計画が発表されました。

さらに、第3弾として、本年5月から2例目の集約売却に向けた一般公募を22街区西側の18街区において開始しており、8月には開発事業者が決定する予定です。

これらの取組により、昨年4月以降、駅南側における中高層建築物の開発計画は8棟に達することとなりました。現地では既に2棟が建築中で、8月までにさらに2棟の着工が予定されており、次々と目に見える形で町が動き始めております。

北九州市といたしましては、こうした動きは新たな民間投資による稼げる町の実現に寄与するだけでなく、定住人口の増加にも寄与するものと考えております。

今後、集約売却等の取組がほかの街区にも広がるよう、地権者の意向を丁寧に確認しながら、街区ごとの状況に応じた方策を検討し、土地の高度利用につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、オリオX c i t eを掲げる折尾地区総合整備事業を着実に進めることで折尾地区のポテンシャルを生かし、北九州市の西の玄関口として、若者を含め新しい人が多く集まり、住みたくなるような魅力的な町を実現してまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君） 8番 鷹木議員。

○8番（鷹木研一郎君） 御答弁ありがとうございました。

順番が前後しますが、まず副首都構想について第2質問させていただきたいと思っております。

まず、私は、この6月議会でこのタイミングで副首都構想を北九州市で積極的に推進したいという立場から、この議会で質問ができて本当によかったと思っております。なぜならば、この副首都構想は北九州市にとって未来がかかるとても大事な事業の一つであるからです。その大事な事業の一つが、この北九州市議会を通して市民の皆様に発信できるということは本当によかったと思っております。

それでは、改めまして、先ほど第1質問でもやり取りをさせていただきましたけれども、今の骨子案にあります首都機能代替機能において、北九州市はその副首都としてのポテンシャルを十分に私は兼ね備えていると思っております。

そして、福岡県域が副首都として認定をされたとき、その実務的な役割を担うのは、福岡市そして北九州市の両政令市であると思っております。

南海トラフ、首都直下型地震、富士山の噴火、いずれも起きては欲しくないけれども、起きる可能性は極めて高いというのが現状であります。そういった災害が発生したときに、この北九州市が副首都の一翼を担うということは、九州全域はもちろん、日本列島全体のためであるという私は大義名分もあると思っております。

そして、この副首都としてさらにそのインフラ機能を高めていくために、東九州新幹線など、国の事業として北九州市の負担を今まで以上に考える必要がなくなってくるという利点もあると思っております。こういったことを早期に実現していくことも私は期待できると思っております。

いずれにしても、北九州市は新しい日本の副首都として新時代を迎える準備段階に入っていると思っております。

そこで、2つお尋ねをさせていただきたいと思っております。

北九州市が副首都を目指すに当たって、市民や企業など、地域も一体となって私は機運を醸成していく必要があると思っております。市民や企業にとっても、副首都の実現が北九州市に

もたらす効果や将来像を示していく必要があると思いますので、見解を伺います。それと、一問一答制でしたね、まずはそれで。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君）副首都構想に向けまして機運の醸成についてのお尋ねでございました。

副首都構想の実現に向けましては、市民の皆様の御理解、これが不可欠であると考えております。

今後、副首都構想の法案の詳細が明らかになって、実現に向けた議論を進めていく中で、副首都構想について、趣旨ですとか、あと北九州市が担う役割、期待される効果、これについて市民の皆様、あと企業の皆様に丁寧の説明をして機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君）8番 鷹木議員。

○8番（鷹木研一郎君）大変重要なことであると思いますので、その機運の醸成、一緒に頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それともう一つ、先ほど市長からこれは答弁いただきましたので、市長の都構想への挑戦という未来を切り開く思い、私も共有をさせていただきたいと思っております。

私が言うまでもなく、この事業は国政の動きとも密接に関する極めて高度なプロジェクトであると思っております。成功させるために、議会と執行部とが二代表制の原則を保ちつつ、同志として私は知恵を出し合うことが最も必要、大切であると思っております。

これから市長、執行部が描く戦略があると思います。そういった戦略を我々も共有しながらブラッシュアップしていくために、いわゆる協議会、プラットフォーム的なものを私は構築していく必要があるかと思っておりますので、その件についても見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）そうですね、この同じベクトルを向いてという答弁させていただきましたけれども、やはりそれが同志としてそこをしっかりと向いていこうというお言葉、大変心強い限りでございます。

やはりこれは国家的なプロジェクトでございますので、やはり私たち議会の皆様とも意を合わせてやっていく必要があると。その際には、もちろん法案の成立まだ前で、法案の審議もされて国の動きもまだされている途中なので、あまり先走ったことを申し上げるのはちょっとよくないのですけれども、やはりそうした動きを見据えながら、どういった議案の審査をさせていただくというよりかは、今おっしゃっていただいたような知恵を出し合う場、そういった検討のプラットフォーム、それが協議会という形かどうかというのはちょっと相談しなければいけませんけれども、そういう知恵を出し合って共につくり上げていく場、こういったものは大事ではないかと思っておりますので、そういったことはまた相談させていただければと考えておりま

す。

○議長（中村義雄君） 8 番 鷹木議員。

○8 番（鷹木研一郎君）ありがとうございました。本当にそういった知恵を出し合ってブラッシュアップしていった、そして北九州市が、先ほどすみません、僕は副首都構想のことを都構想と言ってしまいましたんで、副首都構想を目指す、そういった機運をつくっていきたいと思っています。

時間がなくなっちゃいましたので、もう一つ大事なことをお話しさせていただきたいと思っています。これは執行部の皆様じゃなくして、世の中とか、今日は大阪のほうに向けてお話をさせていただきたいと思っています。

これ6月2日付の西日本新聞なんですけれども、副首都法案、与党再び対立という記事であります。言わずもがな、この与党というのは我々自民党と日本維新の会のことであります。大阪市会で副首都構想の法定協議会というのが設置されたと聞いております。この法定協議会というのは、いわゆる大阪市をどう解体していくか、これを議論していく会であると思っています。私たち同志の大阪市会の皆さんは、この法定協議会について、来年の統一地方選挙と住民投票を一緒に実施しないでほしいなどの要望も申し入れております。

しかし、大阪の特異な事情によって、私は統一地方選挙で住民投票が行われる可能性は極めて高いと思っています。

ただ、そのときに我々は政令市の仲間として、20の政令市が力を合わせて政令市を守るためにしっかりと大阪で大阪市存続のために活動してまいりたいと思います。すみません、時間がなくなりました。終わります。

○議長（中村義雄君） 進行いたします。4 番 吉村議員。

○4 番（吉村太志君） 皆さんこんにちは。自民党・無所属の会、吉村太志でございます。今回も自民党の皆様方から質問の時間をいただき、一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、私の推しなんですけど、これは私はプロレスラーの藤波辰爾さん。今生涯現役、今72歳でも現役でやっております。この小倉城プロレスでも、本当ににぎやかにこの北九州が盛り上がりました。そのときに、よく藤波さんが言われたのは、北九州の御飯はおいしいねと。すしもそうですけど、いろんな食べ物がおいしいと。本当に私もそれは言われてうれしいなと思っています。

そういうことで、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、すしの都を契機とした食の魅力発信について質問します。

本市では、全国初となるすしの都課を設置し、すしをフックに観光誘客と魅力発信に取り組んでいます。

本市のすしは、豊かな海の幸と職人の技が織りなす北九州の宝と呼ぶべき食文化です。

そして、すしをフックにというコンセプトは、あくまでも本市の食文化をさらに盛り上げていくための第一歩だと思っています。

本市が誇れるのは魚介類だけではありません。おいしい水、お米、そして合馬のタケノコや若松トマトといった野菜、そしてまた小倉牛、そしてまた小倉発祥のソウルフードである焼きうどんなどなど、訪れる人の心と胃袋をつかむ魅力のある食が数多く存在しています。

せっかくすしを目当てに国内外から本市を訪れていただくのであれば、すしはもちろん、それ以外にもこんなおいしいものもあったのか、この町の食は何て豊かなんだと驚き、心ゆくまで楽しんでいただきたいと思います。

そして、来訪者だけでなく、市民の皆様にもこの町の食文化や食材がどれほど魅力的であることを、地元の誇れる財産として再発見していただきたいと思います。

そこで、伺います。

1点目に、すしの都の取組の一つであるガストロノミーとは、その土地ならではの歴史や文化、風土と結びついた食体験を楽しむというものです。先日、八幡東区の蔵元である溝上酒造が、すしに合う純米酒を発売したという報道もありましたが、まさにこのようなすしを入り口とした本市の食全体の魅力向上をもっと進めてもらいたいと思います。

本市のすしと本市でしか味わえない食や酒をパッケージにして北九州を丸ごと味わうような取組を盛り上げていってもらいたいと考えますが、見解を伺います。

2点目に、すしの都の取組によって、市外の方だけでなく、市民の皆様にも本市の食のすばらしさを感じてもらいたいと考えています。市民自らがそのすばらしさや魅力を誇りに思うことは、本市を訪れる方々への最大の説得力になります。すしをフックにした市民への地元の食への誇りと愛着の醸成について、どのように考えるか、見解を伺います。

3点目に、北九州のすしや食の魅力を発信していく上では、料理だけではなく、それを支える農林水産物や生産者の魅力を磨き上げていく視点も重要です。

私は、これまでも農業の振興、稼げる農業の実現のための農産品のブランド化が重要であると訴えてきました。すしの都の取組はこれを実現するチャンスであると考えますが、見解を伺います。

次に、小倉東インター周辺地域の将来像についてお尋ねします。

近年、本市の企業誘致も力強く進み、大型投資も相次いでいます。小倉南区においては、小倉東インター周辺の開発が進んでいるほか、日産自動車九州工場への機能集約の動きもあり、本市の産業基盤の強さと将来性に改めて強い期待を持っています。

過去の質問でも、本市の物流のポテンシャルについて取り上げましたが、本州と九州を結ぶ結節点として、港湾、空港、高速道路網を併せ持つ充実した都市基盤を最大限に生かし切れるかどうかは本市の未来を大きく左右すると感じています。

特に、小倉東インター周辺地域は、東九州自動車道、北九州高速道路とつながるポイントで

あり、本市の空港や港はもちろん、筑豊方面や東九州方面など、市外との物流にも極めて重要なエリアです。

本市はここ数年、企業誘致による投資決定額が過去最高を更新するなど、産業が活性化しています。製造業が集まれば当然物の流れも生まれますし、働く人や住む人が集まれば人の流れも増えます。今まさに本市に吹いている成長の追い風を確かな未来へとつなげていくために、課題を一つ一つ乗り越えながら、本市の取組を着実に進めるとともに、将来の町の姿に夢を大きく広げていってほしいと思います。

そこで、お尋ねします。

1点目に、現在本市は令和4年に策定した北九州市物流拠点構想により、陸海空の結節点という本市の強みを生かした企業誘致やインフラの充実、強化を進めています。小倉南区においては、小倉東インター周辺を中心に物流関連施設の集積が図られており、地元の期待も大変大きくなっています。北九州空港の滑走路延長など、今後も物流の活性化が期待されますが、現在の構想の進捗状況と今後の展望について見解を伺います。

2点目に、物流施設や企業の集積がさらに進めば、交通量増加への対策や広域とのアクセスの向上も必要であり、インフラの充実や強化については、将来に向けた展望をしっかりと持ってほしいと思います。

例えば、北九州高速道路を長野出入口からさらに東側へ延伸させて、企業が集まる産業団地やフェリーターミナルのある新門司へ、そしてさらには北九州空港へのもう一つのアクセス道路としてつなげるような夢のある計画を検討していてもよいのではないのでしょうか。北九州高速道路の長野出入口からの延伸について、見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）大項目2つ目、小倉東インター周辺地域の将来像につきまして、物流拠点構想の進捗状況、今後の展望についてお尋ねございました。

北九州市はアジアに近く、本州と九州の結節点に位置し、古くから交通の要衝としての役割を果たしてまいりました。特に、明治22年に門司港が国の特別輸出港に指定されるとともに、明治24年に九州鉄道が開通して以来、官営八幡製鉄所立地に始まる急速な工業化とも相まって、我が国のものづくりを支える町として発展をしてまいりました。

こうした地理的特性や歴史的経緯を背景に、現在北九州市には陸海空の全ての輸送モードに対応できる充実した物流基盤が形成をされております。

北九州市では、この物流拠点としての高いポテンシャルを生かしまして、物流を北九州市の主要な産業としてさらに発展させるため、令和4年に北九州市物流拠点構想を策定いたしました。

この構想では、令和4年度から5年間の目標値として、物流関連施設等への民間投資390億

円、物流関連施設等の立地件数25件、雇用の新規創出550人を掲げております。

これらの目標達成に向け、物流施設の立地用地の確保、民間事業者の開発構想段階から事業計画の策定、各種手続に至るまでの一貫した伴走支援を実施しております。

さらには、計画初期からの丁寧な相談対応や関係機関との調整支援を通じまして、事業化の確度とスピードを高めてまいりました。

その結果、令和6年度末時点の累積実績は、民間投資額約418億円、立地件数25件と、前倒しで目標値を達成しております。雇用の新規創出は326人となっており、物流施設のしゅん工に伴い、今後増加する見込みでございます。

特に、小倉東インターチェンジ周辺では、大手ディベロッパーである野村不動産や九州電力、J R九州による大型物流施設の整備が次々発表されるなど、物流拠点化は着々と進んでおります。

また、北九州市では、物流施設の立地をさらに推進するため、地域未来投資促進法を活用した産業用地の創出にも取り組んでおります。

小倉東インターチェンジ周辺エリアにおきましても、物流施設の開発計画が複数進められており、法手続に着手している状況でございます。今後も手続が円滑に進むように、事業者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。

物流は、市民生活や地域経済を支えると同時に、稼げる町の実現に不可欠な社会インフラでございます。北九州市としては、引き続き本構想に掲げる目標達成に向けまして、次世代物流にも対応した高機能な物流施設の集積を図り、持続可能な経済成長を目指してまいります。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）すしの都を契機とした食の魅力発信についてのすしと食や酒をパッケージにした盛り上げとすしをフックにした市民の地元の食への誇りと愛着の醸成につきまして、2つの御質問に一括して御答弁申し上げます。

近年、地域固有の食文化や食材、料理人、生産者など、食に関わる人々の営みを観光や地域振興につなげるガストロノミーは、都市ブランドを形成する戦略として注目されております。

この点、北九州市には響灘、関門海峡、豊前海に囲まれた豊かな漁場、中央卸売市場をはじめとする流通の力、そして職人の技に支えられたすしの文化がございます。

すしは、日本文化を象徴する食として国内外で認知度が高く、北九州市の多様な食文化全体の魅力を知っていただく上で有力な入り口になるものと考えております。

このため、令和7年4月に全国初となるすしの都課を設置し、すしの都北九州市のブランド確立に向け、富山県やJ R西日本と連携したプロモーション、SNSでの情報発信、市民向けの講習会の開催、旅行商品の造成やクーポンの販売、地元スーパーでの近海ネタを活用したキャンペーンなど、官民連携による取組を進めてまいりました。

この結果、全国ネットを含む各種メディアに多数取り上げられ、市内店舗や宿泊施設からも、すしを目的に訪れる観光客が増えた、お勧めのおすし店を聞かれることが多くなったといった声が寄せられており、認知度は着実に向上しているものと受け止めております。

このような中、先日地元酒蔵が発表したすしに合う清酒は、地元の米や水、酒づくりの技術と北九州市のすしの文化を結びつけた好事例であり、酒や地元産品にも光を当てながら北九州市の食文化全体の魅力向上に資する大変意義あるものと考えております。

こうしたすしを起点に新たな食の魅力を生み出していく動きをさらに広げるため、令和8年度は国内外の食のオピニオンリーダーや和洋の職人が一堂に会するイベントをはじめ、町すしや地元グルメ、地酒を楽しみながら生産者や職人と交流できる市民参加型の取組などを展開し、すしにとどまらない北九州市の多彩な食の価値を市民や来訪者が体感できる機会を創出してまいります。

このように、すしの都北九州市というブランド力と認知度が高まることは、市民の皆様が北九州市の多彩な食文化の豊かさを改めて実感し、誇りや愛着を深める契機になるものと考えております。

こうした思いは市民一人一人がその魅力を自らの言葉で発信する力となり、訪れる方々の心を動かし、さらなる誘客につながるものと認識いたしております。

今後も、すしの都北九州市のブランドを一層磨き上げるとともに、北九州市ならではの食の価値を国内外に発信することで、交流人口の拡大、観光消費の増加を図り、地域経済の好循環を生み出してまいります。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君） すしの都を契機とした食の魅力発信についてのうち、農産物のブランド化についての御質問にお答えいたします。

農産物のブランド化は、他地域との差別化により競争力と付加価値を高め、生産者の所得向上や地域の活性化にもつながる重要な取組であると考えております。

こうしたことから、北九州市におきましては、これまで合馬タケノコや若松潮風キャベツなどのブランド化に取り組んでまいりました。

最近の取組事例といたしましては、令和6年度に小倉南区で生産されている大葉春菊をうまかろーまと命名し、市内での販売促進やPRを実施、また、令和7年度には枝豆やナスを小倉のえだまめ、小倉の大豊と名づけ、新たなブランドとして出荷、さらに若松潮風ブランドに、これまでのキャベツやスイカなどに加え、新たにブロッコリーを追加するなど、農産物のブランド化を推進しております。

その結果、小倉のえだまめでは、令和7年度の生産量や販売額が前年度と比較して約6倍になるなど、成果も出てきております。

一方で、さらなるブランド化の推進に向けましては、新たな販路の開拓などが課題であると

認識しております。すしの都の取組は、全国的にも注目を集めておりまして、この取組を契機に、農産物のブランド化についても、認知度の向上や新たな販路拡大につながる大きなチャンスであると考えております。

今後も生産者や関係団体等と連携しまして、魅力あるブランドづくりを推し進め、稼げる農業を実現できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）最後に、小倉東インター周辺地域の将来像についてのうち、北九州高速道路の長野出入口からの延伸についての見解について御答弁いたします。

北九州高速道路は、市民生活はもとより、物流、産業、観光など、北九州市の経済・社会活動を支える重要な都市基盤でありまして、円滑な交通の確保や都市機能の向上に大きな役割を果たしております。

現在、北九州市では、道路交通のさらなる円滑化、物流機能の向上、幹線道路相互の連携強化を図るために、都市の骨格となる環状放射型の自動車専用道路ネットワークの構築に向けまして、戸畑枝光線の整備を進めているところでございます。

議員御提案の新門司地区や北九州空港への新たなアクセスルートについて、北九州高速道路を長野出入口から東側へ延伸することにつきましては、将来の都市構造や物流機能の強化を見据えた御提案であると認識しております。

一方で、道路ネットワークの整備に当たりましては、交通需要、事業効果、整備費用、既存道路網との役割分担などを総合的に勘案する必要があるとございます。

新門司地区及び北九州空港へのアクセスにつきましては、現在九州自動車道、東九州自動車道、空港連絡道路をはじめとする既存の道路網によりまして一定の機能が確保されております。現時点において直ちに新たな道路整備が必要との状況にあるとの認識には至っていないところでございます。

こうしたことから、北九州高速道路の延伸を含めた道路ネットワークの在り方につきましては、今後の企業立地、物流動向、空港利用の状況、交通需要の推移などを踏まえながら、その必要性や優先度を見極めてまいります。

北九州市といたしましては、引き続き戸畑枝光線の整備をはじめ、都市の成長を支える道路ネットワークの強化に取り組むとともに、産業、物流、空港などの拠点間連携を高め、北九州市のさらなる発展につなげてまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）御答弁ありがとうございました。まだ時間もありますので、再質問そしてまた要望をさせていただきます。

すしの都、本当に私もこの言葉、これは本当にインパクトがあり、全国でも非常に注目されたものであると思います。

そして、このすしの都がいろんな北九州の食というのに、すごく僕はこれからフックとしてしっかりどんどん出していつていただきたいなと思います。まだまだすしの都、まだまだ今からやらなければいけないことたくさんあると思います。

せんだって回転ずしのプロがすしの都北九州市で真剣勝負というようなこともあって、本当にこれすごくにぎわったということで、聞いたらすし2貫で65グラムですかね。それをやっぱり自分たちでその技量でやっていく。こんな技術ってやっぱりすごいなと。これはやっぱり職人の技だなということで、こういったことがどんどんこれからはすしの都を広めていつていただきたいな。

私も富山のほうに行かせていただきました。そして、富山のほうも今すしの富山のロゴがあって、それが民間の企業の方が使っていきたいというのが20社、30社おると。そういうふうに連携をしている。

そしてまた、もちろん富山も酒どころでございます。酒を、一緒になったすしに合う酒ということなんで、今回はこの北九州でも日本酒をつくって、このすしとまず日本酒が合うことによって、そしてまたもっともっとマッチングができる食材がたくさんあると思いますので、これをしっかり契機にしていつていただきたいなと思います。

その中で、今から少し質問をさせていただきたいんですが、この中でやはり食材ばかりではなく、この北九州たくさん、北九州広いんですが、おいしく料理をして食べさせてくれる店、たくさんあるんです。それも安価でおいしい。高いだけでは、これはどこに行っても正直言っております。

しかし、安くてうまいのものがあるといのは、これ北九州の魅力なんです。その中で、今回都市ブランド創造局の池永局長、久しぶりに話が、こうやって答弁ができてうれしいなと思っておりますので、その中で局長が八幡西区長のときにシンヤのランチ、見させていただきました。こういった形で、まず行政の皆さんが枠を飛び越えて、はみ出して地域のおいしいものを紹介してくれること、僕は非常にすばらしいなと思っております。

いずれ南区もケンジのランチみたいな感じで、日比谷区長がまた挑戦をしてもらえるのかなと思っておりますが、そういった中で1つ質問をさせていただきたいのですが、やはりこういったSNSを使って発信をしていく、これは非常に大切なことだと思うんですが、例えば北九州でも今有名なインフルエンサーがいます。そういった方々と一緒にしながら、こういったすしだけではなく、北九州の食を発信していくということはどうでしょうか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）シンヤのランチが出ましたので、シンヤのランチ、SNS使っていたわけですけども、八幡西区公式です。今日、区長さんどこに行かれたんですかとよく声かけられることがありまして、皆さんよく見てくれているんだなということで、SNSの効果というのはすごいなと思っております。

そうした中で、そのお店の雰囲気とか、いろんなもの、臨場感のあるものを発信していけば非常に効果があると思いますので、そういったこともやっていかないといけないなと思いますし、既に公式Instagramでお店を紹介して、15万回の視聴回数を超えたとかという動画もございますし、それからインフルエンサーについても、私もよくインフルエンサーの投稿を見てこの店に来ましたとかという話を聞きますので、とても効果があると思っていますので、そういった視点でこれからしっかりと取り組んでまいりたいなと思っています。

○議長（中村義雄君） 4 番 吉村議員。

○4 番（吉村太志君）ありがとうございます。ぜひいろんなものにチャレンジをしていていただきたいなと思います。

そしてまた、先ほど産業経済局長からもありました農業の振興、稼げる農業、これをしていただく。これまず私は本当に、再三お願いをしています、まずはほ場整備、効率よくいいものをつくれる農業、そしてまたICTとかいろんなものを活用してできる、おいしいものをつくり、それがまたブランドになっていく。こういったものでこの北九州の食を盛り上げていていただきたいなと思います。恐らくすしと合う野菜なんかたくさんあると思います。

こういったようないろんなものを目指していていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そしてまた、先ほどもこの北九州はすしだけではなく、産業経済局のほうで池永局長も御存じと思いますが、小倉北は焼き肉が非常に密集してすばらしいという、そういうようなことで、小倉焼肉通りマップなどあります。こういったように、すしを食べに来た人が、よしじゃあ今度は焼き肉を夜また食べてみようとか、じゃあ肉うどん朝食べてみようとか、いろんなようなことがあると思うんですが、こういったような市外から来てくれた人が市内を周遊する滞在型観光などを呼び込むために重要と思いますが、その辺は見解があればお聞かせください。

○議長（中村義雄君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）そうですね、北九州を訪れた人たち、北九州はおいしい食べ物がたくさんありますので、恐らくそういったグルメを楽しみに来ているんじゃないかと思います。朝昼晩いろんなところで食事をして、そういった線を、いろいろな観光スポット市内にたくさんあります、そういったところとつなげて面として回遊していただく、そういった取組というのは大変重要だと思っていますので、そういう視点でこれからもしっかりと進めていきたいなと思っています。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 4 番 吉村議員。

○4 番（吉村太志君）ありがとうございます。食べること私も大好きなんで、どんどん質問したいなと思いますが、まだほかに質問もしていきたいなと思いますので、ぜひこれは食、すしの都を契機としてどんどんいろんなこの北九州のおいしいもの、そして一生懸命頑張って提供

している料理店の皆さん、特にまた飲物、酒で言ったら今回日本酒ですが、ワインも若松そしてまた平尾台、門司と、そして門司は障害を持っている方の就労支援として頑張っています。

そして、話を聞くと、非常に今生産を広めていこうとして頑張っています。特区も皆さんが与えていただきました。つくっていただきました。もっと後押しをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、物流の町、私はこの物流というのは、この北九州は本当にポテンシャルがある町だと思います。自分のところで全て完結ができる。荷物が入り、そしてまた荷物を製造でつくり、そしてそれをまた市内に、市外に送っていく、世界に送っていく、これができるのは北九州、僕は北九州はそういったすばらしいものを持っていると思います。これをもっともっと生かしていくことが、この町の未来につながっていくのではないかなと思います。

その中で、1つお聞かせいただきたいのは、この北九州、今から世界で戦っていくため、物流の拠点として、それには私たち北九州の町の体力、例えば道がもっと広くなればトラックが待たずにスムーズに行ける、そして荷下ろしでも、もっと港湾の老朽化したところが新しくなればいいとか、そういった自分たちのマイナスな、ここをもっと大きくすればいろんなところで戦っていけるとか、そういったような考えをしっかりと持っているのか。例えばこれスポーツで例えれば、私はレスリングをしています、私がこんだけ稽古をしてこれだけのジャンプ力や握力があれば、これは県大会、九州大会行けるなとか、もっとじゃあ力をつければ、これ世界大会、オリンピックも出れるなと、いろんなようなことがあります。まずは、私たち、自分たちのこの北九州のポテンシャルを知る、能力を知るということは大切なことですが、その辺を少しお聞かせください。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今の体力ということでお話しいただきました。

確かにハード面でもいろいろ新しい機能を追加したりとか、あるいは将来の話になるかもしれませんが、物流で言いますと自動運転のトラックみたいのを動かしたりということも出てきますでしょうから、そういう意味でいろいろ新しい対応も取り組んでいかなければいけないですし、あと、体力という意味で言うと、人手不足という問題もありますので、そういったところにもしっかりと対応していかなければいけないということで考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）ありがとうございます。まずは自分たちの体力をしっかりと知っていただきながら、これからいろんなものに挑戦をしていていただきたいなと思います。

そして、市長が掲げる稼げる町、これをもっともっと未来につなげていけるようにやっていただきたいなと思います。

最後に、北九州高速道路を長野から延伸して、これは本当に非常に夢であり、私の会派から

もこれは無理やねえかと、なかなか厳しいよとかというようなお声もいただきました。

しかし、私はこれを夢を持ちたい。そして、これを実現していくためには、今何が足りないのか。もっと北九州に財源が来たり、そして北九州空港がもっともっと大きくなり、いろんなものがあれば、実際今小倉駅から空港まで約30分、実際に長野に本当に延伸になれば、これは今言った都市高速長野からまた東九州のほうに乗り継いでいって、もし真っすぐ本当に長野から行くようになれば、7分から8分の短縮になるんじゃないかと言われています。

こういったように、私たちは本当に夢のある目標を持って未来につなげていかなければいけません。北九州空港から、今度下関北九州道路もできます。空港から一直線で本州に行けるんです。こんな夢を私はしっかりやっていきたいなと思いますが、本来なら片山副市長に少し熱い思いをと思いましたが、もう時間がありませんので、私の独壇場になってしまいましたが、これから皆さんとともにこの町北九州、市民の皆さんを真ん中に皆さんで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。市長、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）本日の日程は以上で終了し、次回は6月8日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時46分散会